

第 1 日 9 月 9 日 (火曜日) 本 会 議

第 2 日 9月10日(水曜日) 本 会 議

平成 26 年 横 瀬 町 議 会 会 議 録
第 4 回 定 例 会

目 次

| | |
|---|----|
| 招集告示 | 1 |
| 応招・不応招議員 | 2 |
| 9 月 9 日 (火) | |
| ○開 会 | 5 |
| ○開 議 | 5 |
| ○町長あいさつ | 5 |
| ○議事日程の報告 | 6 |
| ○会議録署名議員の指名 | 6 |
| ○会期の決定 | 6 |
| ○諸般の報告 | 7 |
| ○一般質問 | 10 |
| 5 番 若 林 想一郎 議員 | 10 |
| 6 番 赤 岩 森 夫 議員 | 22 |
| 3 番 内 藤 純 夫 議員 | 26 |
| 4 番 大 野 伸 恵 議員 | 29 |
| 8 番 若 林 スミ子 議員 | 41 |
| 1 番 富 田 能 成 議員 | 48 |
| ○報告第 4 号の上程、説明、質疑 | 52 |
| ・報告第 4 号 横瀬町の健全化判断比率及び資金不足比率について | |
| ○議案第 35 号の上程、説明、質疑、討論、採決 | 52 |
| ・議案第 35 号 横瀬町保育の必要性の認定に関する条例 | |
| ○発言の取り消し | 54 |
| ○議案第 36 号の上程、説明、質疑、討論、採決 | 54 |
| ・議案第 36 号 横瀬町指定介護予防支援事業者の指定に関し必要な 事項並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運 営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のため の効果的な支援の方法に関する基準を定める条例 | |
| ○議案第 37 号の上程、説明、質疑、討論、採決 | 57 |
| ・議案第 37 号 横瀬町税条例等の一部を改正する条例 | |
| ○議案第 38 号の上程、説明、質疑、討論、採決 | 59 |
| ・議案第 38 号 横瀬町重度心身障害者医療費支給に関する条例及び 横瀬町ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例 | |

の一部を改正する条例

| | |
|---|-----|
| ○議案第39号の上程、説明、質疑、討論、採決 | 6 1 |
| ・議案第39号 横瀬町指定地域密着型サービス事業者の指定に関する事項並びに指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 | |
| ○認定第1号～認定第6号の上程、説明 | 6 2 |
| ・認定第1号 平成25年度横瀬町一般会計歳入歳出決算の認定について | |
| ・認定第2号 平成25年度横瀬町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について | |
| ・認定第3号 平成25年度横瀬町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について | |
| ・認定第4号 平成25年度横瀬町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について | |
| ・認定第5号 平成25年度横瀬町下水道特別会計歳入歳出決算の認定について | |
| ・認定第6号 平成25年度横瀬町水道事業決算の認定について | |
| ○会議時間の延長 | 7 2 |
| ○延 会 | 7 5 |



| | | |
|----------|--|-----|
| 9月10日(水) | ○開 議 | 7 9 |
| | ○議事日程の報告 | 7 9 |
| | ○認定第1号～認定第6号の質疑、討論、採決 | 7 9 |
| | ・認定第1号 平成25年度横瀬町一般会計歳入歳出決算の認定について | |
| | ・認定第2号 平成25年度横瀬町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について | |
| | ・認定第3号 平成25年度横瀬町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について | |
| | ・認定第4号 平成25年度横瀬町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について | |
| | ・認定第5号 平成25年度横瀬町下水道特別会計歳入歳出決算の認定について | |

| | |
|---|-----|
| ・認定第6号 平成25年度横瀬町水道事業決算の認定について | |
| ○発言の訂正 | 79 |
| ○議案第40号の上程、説明、質疑、討論、採決 | 92 |
| ・議案第40号 平成26年度横瀬町一般会計補正予算（第3号） | |
| ○議案第41号の上程、説明、質疑、討論、採決 | 115 |
| ・議案第41号 平成26年度横瀬町国民健康保険特別会計補正予算（第1号） | |
| ○議案第42号の上程、説明、質疑、討論、採決 | 117 |
| ・議案第42号 平成26年度横瀬町介護保険特別会計補正予算（第1号） | |
| ○議案第43号の上程、説明、質疑、討論、採決 | 118 |
| ・議案第43号 平成26年度横瀬町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号） | |
| ○議案第44号の上程、説明、質疑、討論、採決 | 119 |
| ・議案第44号 平成26年度横瀬町下水道特別会計補正予算（第1号） | |
| ○議案第45号の上程、説明、質疑、討論、採決 | 120 |
| ・議案第45号 平成26年度横瀬町浄化槽設置管理事業特別会計補正予算（第1号） | |
| ○議案第46号の上程、説明、質疑、討論、採決 | 121 |
| ・議案第46号 平成26年度横瀬町水道事業会計補正予算（第1号） | |
| ○議案第47号の上程、説明、質疑、採決 | 123 |
| ・議案第47号 横瀬町教育委員会委員の任命について | |
| ○陳情第8号の上程、説明、委員会付託 | 125 |
| ・陳情第8号 所得税法第56条の廃止を求める陳情書 | |
| ○日程の追加 | 126 |
| ○発議第2号の上程、説明、質疑、討論、採決 | 127 |
| ・発議第2号 「手話言語法」制定を求める意見書 | |
| ○閉会中の継続審査の申し出 | 129 |
| ○閉 会 | 129 |

○ 招 集 告 示

横瀬町告示第57号

平成26年第4回横瀬町議会定例会を、平成26年9月9日横瀬町役場に招集する。

平成26年9月3日

秩父郡横瀬町長 加 藤 嘉 郎

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

応招議員（12名）

| | | | | | | | | | | | | | |
|------|---|---|---|---|----|-----|------|---|---|---|---|----|----|
| 1 番 | 富 | 田 | 能 | 成 | 議員 | 2 番 | 新 | 井 | 鼓 | 次 | 郎 | 議員 | |
| 3 番 | 内 | 藤 | 純 | 夫 | 議員 | 4 番 | 大 | 野 | 伸 | 惠 | | 議員 | |
| 5 番 | 若 | 林 | 想 | 一 | 郎 | 議員 | 6 番 | 赤 | 岩 | 森 | 夫 | 議員 | |
| 7 番 | 町 | 田 | 勇 | 佐 | 久 | 議員 | 8 番 | 若 | 林 | ス | ミ | 子 | 議員 |
| 9 番 | 関 | 根 | | | 修 | 議員 | 10 番 | 小 | 泉 | 初 | 男 | 議員 | |
| 11 番 | 若 | 林 | 新 | 一 | 郎 | 議員 | 12 番 | 若 | 林 | 清 | 平 | 議員 | |

不応招議員（なし）

平成26年第4回横瀬町議会定例会 第1日

平成26年9月9日（火曜日）

議事日程（第1号）

1、開 会

1、開 議

1、町長あいさつ

1、議事日程の報告

1、会議録署名議員の指名

1、会期の決定

1、諸般の報告

1、一般質問

5 番 若 林 想一郎 議員

6 番 赤 岩 森 夫 議員

3 番 内 藤 純 夫 議員

4 番 大 野 伸 恵 議員

8 番 若 林 スミ子 議員

1 番 富 田 能 成 議員

1、報告第 4号 横瀬町の健全化判断比率及び資金不足比率についての上程、説明、質疑

1、議案第35号 横瀬町保育の必要性の認定に関する条例の上程、説明、質疑、討論、採決

1、議案第36号 横瀬町指定介護予防支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の上程、説明、質疑、討論、採決

1、議案第37号 横瀬町税条例等の一部を改正する条例の上程、説明、質疑、討論、採決

1、議案第38号 横瀬町重度心身障害者医療費支給に関する条例及び横瀬町ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の上程、説明、質疑、討論、採決

1、議案第39号 横瀬町指定地域密着型サービス事業者の指定に関する事項並びに指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の上程、説明、質疑、討論、採決

1、認定第1号 平成25年度横瀬町一般会計歳入歳出決算の認定について、認定第2号 平成25年度横瀬町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第3号 平成25年度横瀬町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第4号 平成25年度横瀬町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第5号 平成25年度横瀬町下水道特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第6号 平成25年度横瀬町水道事業決算の認定についての上程、説明

1、延 会

午前10時開会

出席議員（12名）

| | | | | | |
|-----|-------|----|-----|-------|----|
| 1番 | 富田能成 | 議員 | 2番 | 新井鼓次郎 | 議員 |
| 3番 | 内藤純夫 | 議員 | 4番 | 大野伸恵 | 議員 |
| 5番 | 若林想一郎 | 議員 | 6番 | 赤岩森夫 | 議員 |
| 7番 | 町田勇佐久 | 議員 | 8番 | 若林スミ子 | 議員 |
| 9番 | 関根修 | 議員 | 10番 | 小泉初男 | 議員 |
| 11番 | 若林新一郎 | 議員 | 12番 | 若林清平 | 議員 |

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

| | | | |
|------|-------------|-------|-------------------|
| 加藤嘉郎 | 町長 | 渡辺利夫 | 副町長 |
| 高野修行 | 教育長 | 村越和昭 | 会計 管理者 |
| 大野雅弘 | まち経営 課長 | 柳健一 | 総務課長 |
| 島田公男 | 税務課長 | 小泉源太郎 | いきいき 町民課長 |
| 大場紀彦 | 健康づく り課長 | 小泉明彦 | 保育所長 兼 児童館長 |
| 高野直政 | 振興課長 | 町田多 | 建設課長 |
| 町田文利 | 上下水道 課長 | 富田等 | 教育次長 |
| 一柳俊一 | 代表 監査委員 | | |

本会議に出席した事務局職員

| | | | |
|-----|------|------|----|
| 町田勉 | 事務局長 | 逸見雅彦 | 書記 |
|-----|------|------|----|

◎開会の宣告

(午前10時00分)

○関根 修議長 皆さん、おはようございます。

平成26年第4回横瀬町議会定例会の招集に当たり、ご出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

全員の出席でございます。ただいまより開会いたします。



◎開議の宣告

○関根 修議長 直ちに本日の会議を開きます。



◎町長あいさつ

○関根 修議長 町長のごあいさつをお願いいたします。

町長。

〔加藤嘉郎町長登壇〕

○加藤嘉郎町長 皆さん、おはようございます。

今日は、横瀬町議会9月定例会を招集させていただきましたところ、議員の皆様には公私ともにお忙しい中ご出席をいただき、まことにありがとうございます。開会に当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

9月に入りまして、朝夕はめっきり涼しくなり、大分過ごしやすい季節となつてまいりました。これから本格的な台風シーズンを迎えるところですが、近年、想定を上回る気象災害が全国各地で発生しています。8月20日には、広島市を襲いました集中豪雨により、大勢の方が犠牲になりました。心より哀悼の意をささげるとともに、一刻も早く通常の生活を取り戻していただきたいと願うものであります。また、災害に対する備えの大切さを痛感しております。

さて、本年度事業の進捗状況等について報告をさせていただきます。

まず、大雪による被害を受けたビニールハウス等農業用施設の再建についてであります。国の経営体育成支援事業を活用し、今後支援対象者32名に順次、補助金を交付していく予定でございます。

次に、浄化槽設置管理事業であります。10月1日からの実施に向け、設置工事及び保守点検業務指定店の指定等、順調に進捗しております。なお、9月中旬には住民説明会を開催いたします。

また、税金のコンビニ収納は、利用を開始した7月1日から9月1日までに224件の利用がありました。多くの方々にご利用いただいていることから、収納率の向上につながるものと期待しております。

最後に、本定例会にご提案申し上げました議案等でございます。報告1件、条例の制定2件、条例の一部改正3件、決算認定6件、補正予算7件、人事1件でございます。

ご審議を賜りまして、ご議決いただきますようお願い申し上げます。あいさつとさせていただきます。

○**関根 修議長** 以上で町長のあいさつを終わります。



◎議事日程の報告

○**関根 修議長** 議事日程につきましては、お手元に配付してありますので、ご了承願います。



◎会議録署名議員の指名

○**関根 修議長** 日程第1、会議録署名議員の指名についてを議題といたします。

本定例会の会議録署名議員の指名については、会議規則第114条の規定により、議長よりご指名申し上げます。

1番 富田能成議員

2番 新井鼓次郎議員

3番 内藤純夫議員

以上3名の方をお願いいたします。



◎会期の決定

○**関根 修議長** 日程第2、会期の決定を議題といたします。

この件につきましては、閉会中の継続審査として議会運営委員会に付託してありますので、その結果について報告を求めます。

議会運営委員長、7番、町田勇佐久議員。

〔町田勇佐久議会運営委員長登壇〕

○**町田勇佐久議会運営委員長** 皆さん、おはようございます。ただいま議長よりご指名をいただきましたので、過日開催されました議会運営委員会についてご報告申し上げます。

当委員会は、9月3日13時30分より、301会議室において開催し、出席者は委員全員、議長、事務局、書記でございます。

9月定例会に提案が予定されている議案件数、議案内容、また発議について事務局長より説明をいただき、検討いたしました。

その結果、本定例会の会期につきましては、本日9日より2日間と決定いたしました。

お手元に配付されている書面のとおりでありますので、よろしくお願いいたします。

以上で議会運営委員会の報告といたします。よろしくお願いいたします。

○**関根 修議長** お諮りいたします。

本定例会の会期は、議会運営委員長の報告どおり、本日9日から10日までの2日間と決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○**関根 修議長** 異議なしと認めます。

よって、今定例会の会期は2日間と決定いたしました。



◎諸般の報告

○**関根 修議長** 日程第3、諸般の報告を議題といたします。

まず、6月定例会以降に受理いたしました陳情につきましては、お手元に陳情文書表を配付してありますので、ご了承いただきたいと思っております。

次に、6月定例会報告以降の議長の公務及び公務により出張したことにつきましては、お手元に議長の諸報告を配付してありますので、ご了承いただきたいと思っております。

次に、議員派遣の件でございますが、このことにつきましては、お手元に議員派遣の件として配付してあります。会議規則第116条第1項ただし書きの規定により、議長において派遣を決定いたしましたので、ご了承願います。

次に、平成26年6月から8月実施分の例月出納検査の結果報告が監査委員から提出されておりますので、この報告について監査委員に説明を求めます。

一柳代表監査委員。

〔一柳俊一代表監査委員登壇〕

○**一柳俊一代表監査委員** 皆さん、おはようございます。ただいま議長のお許しをいただきましたので、前回報告以降の例月出納検査の結果につきましてご説明申し上げます。

お手元に報告書の写しが配付されておりますので、これをご参照いただきたいと思っております。

内容につきましては、平成26年6月25日、7月23日及び8月20日に報告したものでございます。検査対象は、6月25日の実施分につきましては、平成25年度、平成26年度の一般会計及び各特別会計の歳入歳出現金出納状況並びに平成26年度水道事業会計の歳入歳出現金出納状況でございます。7月、8月実施分につきましては、平成26年度が対象でございます。

検査の結果について申し上げます。検査期日現在の収支現在高は、検査資料と符合し、正確に処理されておりました。その他、特に指摘すべき事項はございませんでした。

なお、平成26年7月末日現在の一般会計、各特別会計及び歳計外現金の残高は5億133万6,306円であります。また、水道事業会計は2億5,142万1,358円であることを確認いたしました。

以上、ご報告申し上げます。

○**関根 修議長** 例月出納検査の説明を終わります。

次に、各委員長の報告をお願いいたします。

初めに、総務文教厚生常任委員会委員長、8番、若林スミ子議員。

〔若林スミ子総務文教厚生常任委員会委員長登壇〕

○若林スミ子総務文教厚生常任委員会委員長 議長のご指名をいただきましたので、総務文教厚生常任委員会の報告をさせていただきます。

開催日時等、平成26年8月29日金曜日午前10時から。場所、横瀬町役場301会議室。出席者、委員4名、執行部11名、事務局2名。

会議録署名委員の指名、大野伸恵委員、新井鼓次郎委員。

審査事件、1、所管事務調査、地域包括支援センターの現状について。2、教育委員会報告。3、その他。

審議経過、1、所管事務調査について、地域包括支援センターの現状と課題について、健康づくり課長より、以下のとおり説明を受けました。

ア、地域包括支援センターとは。高齢者が住みなれた地域で安心して過ごすことができるように包括的及び継続的な支援を行う。

イ、地域包括支援センターの業務内容。①、包括的支援事業（地域支援事業）は、介護予防ケアマネジメント業務、総合相談支援業務、権利擁護業務、包括的・継続的ケアマネジメント支援業務の4つを一体的に実施している。

②、指定介護予防支援事業は、介護保険の認定で、要支援1または要支援2と認定された方を対象に行う事業である。

③、介護予防事業（地域支援事業）は、65歳以上の高齢者のうち介護保険の支援等が必要となる可能性が高い高齢者を対象とした2次予防事業と65歳以上の高齢者全体を対象とした1次予防事業で構成されている。

④、任意事業（地域支援事業）は、地域高齢者が住みなれた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるよう、地域の実情に合わせて必要な支援を行う事業である。

ウ、地域包括支援センター運営協議会。当町では、「横瀬町地域包括支援センター運営協議会設置要綱」を定め、その中で運営協議会の所管事務や委員の構成を定めている。

エ、地域包括支援センターの課題。①、高齢化率の上昇、②、単身世帯等の増加、③、要援護者等の増加、④、支援のあり方の変化、⑤、孤立の防止、⑥、社会資源等の開発、⑦、介護予防の取り組みの強化、⑧、地域包括ケアの推進。

2、教育委員会報告について。教育長より、教育委員会報告書に基づき報告がございました。議員の皆様には、お手元に教育委員会からの報告書を添えてございますので、参考にさせていただきたいと思います。次に、教育次長より、町民グラウンド人口芝生化の取り組み状況について報告がありました。

3、その他。各課長より本定例会に提出される議案等の説明がございました。

まとめといたしまして、1の所管事務調査につきましては、当委員会といたしましては、審議の結果、これら説明を受けたといたしました。

2の教育委員会報告については、当委員会といたしましては、説明を受けたということにいたしました。

3のその他の件につきましては、当委員会といたしましては、これら報告、説明を聞きおくことといたしました。

上記のとおり報告いたします。

平成26年9月8日、総務文教厚生常任委員会委員長、若林スミ子。

○**関根 修議長** 総務文教厚生常任委員会委員長の報告を終わります。

次に、産業建設常任委員会委員長、6番、赤岩森夫議員。

〔赤岩森夫産業建設常任委員会委員長登壇〕

○**赤岩森夫産業建設常任委員会委員長** 皆さん、おはようございます。議長よりご指名をいただきましたので、産業建設常任委員会報告を行います。

本委員会で審議された調査事件について、調査の結果を会議規則第74条の規定により下記のとおり報告をいたします。

開催日時、平成26年8月29日金曜日午後2時。開催場所、横瀬町役場301会議室。出席者、委員6名、議長、執行部6名、事務局2名。

審査事件、1、所管事務調査、(1)、下水道事業の進捗状況について。(2)、その他。審査事件等終了後、12区地内下水工事の現地視察をいたしました。

執行部を代表して加藤町長よりごあいさつをいただき、次に本日の会議録署名委員を若林想一郎委員、若林清平委員の両名をお願いをいたしました。

審査事件・まとめ。1、所管事務調査、(1)、下水道事業の進捗状況について、上下水道課長より資料に基づき報告、説明を受けました。

(1)、下水道事業の進捗状況について、1)、下水道事業の経緯について。2)、横瀬町特定環境保全公共下水道供用状況の推移(整備面積及び接続状況)。①、管渠布設及びマンホールポンプ設置箇所数の状況。3)、持続的な汚水処理システムの構築に向けた都道府県構想策定マニュアルについて。

以上について詳細に報告、説明を受けましたが、質疑はございませんでした。

まとめ。当委員会としては、下水道事業の進捗状況について説明を受けたということで、まとめといたしました。

2、その他について。執行部から9月定例会提出案件の概要について報告、説明を受けました。当委員会としては、これら報告、説明を聞きおくことといたしました。

審査事件終了後、教育委員会から、町民グラウンド人口芝生化の取り組み状況について報告を受けました。1、日本スポーツ振興センターへの書類提出について。2、工事の概要について。3、今後の予定について。以上について質疑応答を行いました。

会議終了後、12区地内横瀬汚水支線291工事の現地視察を行い、現場にて上下水道課長、工事関係者の説明を受けました。参加者ですけれども、委員6名、執行部2名、事務局2名、参加をいたしました。

以上で報告を終わります。

○**関根 修議長** 産業建設常任委員会委員長の報告を終わります。

次に、秩父広域市町村圏組合議会の報告をお願いいたします。

8番、若林スミ子議員。

〔8番 若林スミ子議員登壇〕

○**8番 若林スミ子議員** 秩父広域市町村圏組合議会報告書。

定例会開催日時等、平成26年7月23日水曜日午前10時。場所、秩父クリーンセンター3階大会議室。出席者、議員16名、管理者、副管理者、理事、事務局、消防本部。

議事、1、会議録署名議員の指名。2、会期の決定、1日間。3、諸報告、監査委員から例月出納検査の結果報告を受けました。4、管理者提出議案の報告。5、一般質問。浅海忠議員。

6、議案提出及び審議。1)、議案第12号 広域市町村圏組合火災予防条例の一部を改正する条例。概要、消防法施行令の改正に伴い、火災予防条例(例)の一部が改正されたことにより、改正の必要が生じたためです。

2)、議案第13号 財産の取得について。概要、秩父消防署小鹿野両神分署に配備する消防ポンプ自動車を買収して取得したいので、秩父広域市町村圏組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により提出をする。

3)、議案第14号 秩父広域市町村圏組合公平委員会委員の選出について。概要、秩父広域市町村圏組合公平委員会委員猪野尚氏の任期が平成26年7月31日に満了するため、後任を選任することになるので、議会の同意を得たいので、地方公務員法第9条の2第2項の規定により提出する。

議案第12号と議案第13号につきましては総員可決、議案第14号の公平委員会委員の選任につきましては同意をいたしました。

上記のとおり報告いたします。

平成26年9月8日、秩父広域市町村圏組合議会議員、富田能成、若林スミ子。

○**関根 修議長** 以上で諸般の報告を終わります。

この際、報告に対し質疑がありましたら、お受けいたします。

質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○**関根 修議長** 質疑なしと認めます。

以上で日程第3、諸般の報告を終了いたします。



◎一般質問

○**関根 修議長** 日程第4、町政に対する一般質問を行います。

本定例会に通告のありました一般質問者は6名です。

一般質問に際しては、質問者・答弁者ともに簡潔・明瞭な発言をお願いいたします。

ここで本日の一般質問の仕方について念のためご説明します。一般質問者は、最初に演壇にて全ての質問を行い、再質問より質問席にて一問一答方式で行いますので、ご承知おきください。

それでは、通告順に発言を許可いたします。

5番、若林想一郎議員。

〔5番 若林想一郎議員登壇〕

○**5番 若林想一郎議員** 皆さん、こんにちは。傍聴席の皆さん、お忙しいところ、ご苦労さまでございま

す。厚く感謝を申し上げたいと思います。私の声は聞こえますでしょうか。

それでは、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。今回の質問は、1つ目が、人口減少社会への対応についてと、2つ目が、観光事業の振興についての2項目でございます。

まず、人口減少社会への対応についてでございます。日本の人口は、江戸幕府が成立した1603年に1,227万人、江戸時代を通じて緩やかに増加し、明治時代以降、増加のペースが急激となり、明治維新のころの1868年に3,330万人であった人口が、第2次世界大戦が終わった1945年に7,199万人となり、100年弱で倍増したようでございます。戦後2度のベビーブームなどを経て、6年前の平成20年の2008年に1億2,808万人のピークを迎えました。

厚生労働省の国立社会保障・人口問題研究所の推計によりますと、人口は2048年、35年後に1億人を割り込み、2060年、46年後には8,674万人まで落ち込むと言われています。全体の人口が減る中で少子高齢化がさらに進み、65歳以上の人口に占める割合は、4年前の2010年の23%から46年後の2060年には40%弱まで上昇し、一方で働き手となる15歳から64歳までの生産年齢人口は2010年の8,173万人から2060年には4,418万人とほぼ半減すると言われています。

そんな中、増田寛也元総務大臣を座長といたします民間有識者会議、日本創成会議は本年5月、2040年に全国の半数に当たる896市町村で20歳から39歳までの女性が5割以上減りまして、自治体が消滅する可能性があるとの推計を発表しました。埼玉県では、行田市、秩父市、飯能市、北本市、幸手市、三郷市の6市と秩父郡町村を含めた21市町村が当てはまっております。残念なことに、横瀬町を取り巻く全ての市町村が、この区域に入っております。

こうした状況にあって、町の政策は大きな転換を迫られることになると思いますが、まず町長に人口減少社会に向けた基本的な考え方と取り組みについてお伺いをしたいと思います。今まで国は人口増を前提とし、上下水道のような公共施設をいっぱいつくってきました。しかし、これからは人口減を前提に公共施設の維持や更新については、一部に限定していかなければならないと思います。現在は、東京だけに人が集まる流れであり、若い人たちは地元で仕事が見出せないから東京に出ていってしまう。若い世代が地方でも十分暮らしていけるような、県庁所在地などの拠点都市で働ける場をふやしていくことも必要であるとされております。

つまり、人口減を前提とした社会につくりかえる必要があります。道路、水道などのインフラは利用者が減ることを想定して更新していかなければならないし、学校、役所、住宅など、一定範囲に集めるコンパクトなまちづくりも重要だとされています。私は、平成25年3月定例議会で横瀬町の道路、橋梁等の老朽化したインフラ整備や自然災害に対する備えの強化について質問をしておりますので、今回は具体的に農業用排水路の整備と維持管理についてお伺いをしたいと思います。

今、日本の農業の危機を最も端的に示すのが、耕作放棄地の存在であります。農林水産省によりますと、1年以上、誰にも耕作されず、向こう数年間耕作する当てのない農地は2010年で40万ヘクタール、国内農地の1割、滋賀県の面積に匹敵する広さに達していると言われています。

今、横瀬町の耕作放棄地は、どのぐらいの面積があるのか、教えてください。また、この対策はどうなっているのか、伺います。

また、本町では昭和53年の農業振興地域への編入以来、農振事業にも本格的に着工されまして、昭和60年

代から平成2年まで、姿、後田、合耕地と圃場整備もされ、各農家がトラクターやコンバインを使った近代的な農業も展開されています。しかしながら、用排水の水利施設などの管理や補修を地域で共同で負担しにくくなっているのが現状でございます。

具体的には、これら圃場整備された用排水路も既に25年から30年以上経過しているため、老朽化が進んでおり、また柵渠構造となっているため、排水路に草が繁茂したり、ごみが詰まったり、子供が落ちたりしておりますので、コンクリートによる3面張りへの移行等の要望も多く寄せられています。また、草刈りにおきましては、公共でやるところ、地域で行うところ、個人で行うところの区別がよくできておりませんので、この対策と取り組みについてお伺いをしたいと思います。

続いて、2つ目ですが、行政区の再編についてお伺いします。本町では今、1区から23区までの行政区制によりまして、区長さんを中心に各行政区が円滑に運営されていることに深く感謝を申し上げるとともに、敬意を表するものでございます。しかしながら、現在の少子高齢化が急激に進展することによりまして、10年後、20年後には、どのような状況になるか、非常に危惧するところでございます。当町の9月1日の住民基本台帳による行政区の世帯と人口を比較しますと、一番多いのが5区でございまして375世帯、1,003人、一番少ないのが21区の26世帯、78人でございます。実に世帯で14.42倍、人口で12.89倍の開きがあります。このような状況の中で、今後どのように行政区を考えているか、教えていただければと思います。

続いて、3つ目の空き家対策についてお伺いします。国は、国内の住宅総数に占める空き家の割合が2013年10月時点で過去最高の13.5%、これは7軒に1軒が空き家になったということでございます。人口減少が深刻な地方を中心に空き家がふえまして、戸数も最多の820万戸に上っておるわけでございます。中古住宅の取引が進まない上に、空き家を取り崩すと税負担が重くなる制度も空き家がふえる原因となっています。活用か撤去を促す政策への転換が急務となっております。横瀬町の現状についてお伺いをしたいと思います。

続いて、2の観光事業の振興について質問をいたします。本町におきましては、豊かな自然と地域に育まれた民俗芸能等により、多くの観光客が訪れています。また、本年は12年に1度の秩父札所午年総開帳を初め芦ヶ久保の水柱等も新たな観光施設となっております。

そこで、1つ目は、武甲山登山口（生川）へのトイレ設置についてお伺いをしたいと思います。先日8月30日ですが、横瀬駅に行きましたときに「武甲山山頂トイレは雨水が不足しているため閉鎖中です。横瀬駅のトイレをご利用ください。山頂からの展望をお楽しみに」という立て看板がありました。例えば女性なんかは、こういう場合、どうしたらいいのかと大変危惧するところでございます。

武甲山には年間2万6,750人の日帰り登山客がおるそうございまして、昨今の登山ブームで毎年登山者も増加する傾向にあるので、ぜひともトイレを設置してほしいと秩父山岳連盟の人たちや多くの人たちからの要請がありますので、武甲山登山口にトイレを設置についてお伺いをしたいと思います。

2つ目は、観光案内板及び指導標の管理及び整備についてでございます。本町の観光協会は、昭和48年に発足し、昭和44年に西武秩父線の開通、昭和43年の西武鉄道によります芦ヶ久保果樹公園村の開園、昭和40年代における町内各所にブドウ園、イチゴ園等の開園を促し、秩父札所への関心も高まり、現在に至っております。しかしながら、せっかく秩父横瀬に訪れた人に対しての案内板、指導標については、既に

営業していない事業所、旅館、民宿、農園等もあり、また最近の水柱等は記されておりませんので、早急に改修が必要と思われるが、この対策と取り組みについてお伺いをしたいと思います。

3つ目ですが、民泊事業の推進についてでございます。秩父のファンをふやそうと、埼玉県等が推進している大規模な教育旅行、民泊が本年7月19日から21日までの2泊3日で秩父市など1市4町で本格的に始まった。200人規模の民泊受け入れは首都圏でも初めて。生徒たちの心の交流のほか、地域の活性化につながると期待されていると7月20日の埼玉新聞にも掲載され、本町においても8軒の方々に受け入れをいただき、大変好評であったようですが、今後民泊事業に町の考え方、取り組み方についてお伺いをしたいと思います。

以上でございます。

○**関根 修議長** 5番、若林想一郎議員の質問1、人口減少社会への対応についてに対する答弁を求めます。
振興課長。

〔高野直政振興課長登壇〕

○**高野直政振興課長** 私のほうからは、要旨明細1、農業用排水路の整備と維持管理につきまして答弁をさせていただきます。

また、その前に、遊休農地の面積はということもございましたので、まず遊休農地の面積につきましてご報告させていただきたいと思っております。

当町の耕作放棄地面積でございますけれども、昨年、農業委員さんが各農地を回りましてはかりましたところ、27ヘクタールあるということでございます。当町の今の農地といたしまして213ヘクタールほどですので、1割強が耕作放棄地、あるいは農地への回復が困難な状況の農地があるということでございます。

この遊休農地対策につきまして、主な対策といたしましては、まず中山間地域等直接支払制度というのがございますけれども、この制度を導入させていただき、農地の保全管理を行うとか、そういう対策を行っております。また、棚田学校等による都市交流の推進事業などにより耕作放棄地の解消、また菜の花の種などの配布を行いまして、景観作物を奨励し、耕作放棄地の解消を行っております。

また、昨年の12月でございますけれども、農地中間管理事業の推進に関する法律及び農業の構造改革を推進するための農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する等の法律というのが成立、公布されました。これによりまして、耕作放棄地対策の強化のため、農業委員さんが一筆ごとに調査しまして、所有者に農地の意向調査というのですか、引き続き農地として使っていきたい、あるいはどなたかにお貸ししたい、。そういうような意向調査を行うことになっております。現在準備をし、これから農業委員さんが各農地を回るようになっております。これによりまして、例えば人にお貸ししたいという方がいらっしゃるということであれば、農地中間管理機構等に登録していただきまして、農地の有効利用をしていただく対策をとってまいるということでございます。

農業用排水路の整備と維持管理につきましてということで、圃場整備事業につきましては、区画整理や水路、農道などといった農業生産基盤等を一体的に整備し、効率的かつ安定的な農業経営の確立ができれば、昭和60年度より国、県の補助金を受けまして、町内各地におきまして事業実施をいたしました。その事業の実施後は、営農作業を効率的に続けてこられており、事業による効果というものは十分に発揮さ

れていると思います。また、そのエリアにおきまして、地域の農業者や農業者団体、水利組合等の方々が中心となり、水の管理や草刈り等、事業区域内の維持管理等を実施していただいております。

ご質問の中にありました、圃場整備事業で実施した排水路は、他の排水を考慮し、農地面より低く、深くというのですか、また柵渠構造となっております。このような構造の排水路等が老朽化し、改修の必要が生じてきたということですが、個々の農家や水利組合等では対応できないような大規模な整備である場合は、状況により県等の、土地改良事業などの補助金を受け、実施することもできることとなっております。また、現在、町では各地域の水利組合などを中心に地域農業の振興を図るため、中山間地域等直接支払制度交付金などの補助金を受け、農業振興、農地の適正な維持管理等を実施しております。

町内におきまして、当該補助金を活用している集落は6集落ありますが、そのうち用排水路を管理している、田を耕作している集落が3集落該当いたします。当該補助金については、中山間地域などの農業生産条件不利地において農業の維持を約束するものとして交付されるものですが、その交付金の使い道は、さまざまでございます。計画期間内において積み立てを行い、水路の改修等にも活用できる事業ともなっております。集落協定の見直し等により対応できるような内容であれば、ご検討いただきたいと思います。

私のほうからは以上でございます。

○関根 修議長 総務課長。

〔柳 健一総務課長登壇〕

○柳 健一総務課長 質問事項1の要旨明細（2）について答弁をさせていただきます。

町と住民を結ぶ基礎的な組織である行政区は、地域住民の皆さんで構成され、住民相互で協力・連携し、地域づくりの柱となる自立した重要な組織であります。よって、人口や世帯の減少、または高齢化により、地域活動が困難な行政区が多くなると地域の活力の低下が懸念されます。

当町においては、世帯数や人口において多いところと少ないところの差が大きく開いていますが、各行政区ともみずからさまざまな問題解決に取り組んでいただいております。地域活動が困難との理由から、行政区の合併等についての正式な問題提起には至っていないと認識をしております。しかし、6年前の平成20年9月に比べますと、世帯数では28世帯の増となっているものの、人口では593人の減となっており、高齢化が進んでいるのも事実であります。

そのような状況下、今後行政区の再編等が具体的な話題となった場合には、各行政区が自治組織機能を維持できる適正な規模、行政区のあり方、町と行政区の適切な役割分担等について、地域で暮らす方々が今後も継続して幸せに暮らしていくためにどういう仕組みをつくるか、及びこれからも元気で豊かな地域を維持していくために自立した組織として、どのような人的支援・人材育成が必要かというような視点で、区長会において協議・調整しながら、町が住民が一体となって進めていくことが必要であると考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○関根 修議長 まち経営課長。

〔大野雅弘まち経営課長登壇〕

○大野雅弘まち経営課長 では、私のほうからは、要旨明細（3）、空き家対策について答弁させていただきます。

現在、町が行っている空き家対策として空き家バンクが挙げられます。この事業は、ちちぶ定住自立圏の協定項目「交流及び移住促進事業の実施」に基づいて行っております。1市4町と民間とが協力して、圏域内の空き家や空き地の有効利用を通して、地域住民と都市住民の交流拡大及び定住の促進による地域の活性化を図るため、地域内にある賃貸や販売が可能な物件の所有者から登録を募集しまして、インターネットなどを通じ、情報提供を行うデータベースのことでございます。

ことしの8月末の状況でございますが、登録してある物件数について、秩父圏域では71軒が登録されております。その内訳は、横瀬町が25軒、秩父市28軒、皆野町2軒、長瀬町7軒、小鹿野町9軒となっております。また、物件の成約数でございますが、ことしの8月現在の累計でございますが、秩父圏域で65軒となっております。そのうち横瀬町では8軒の物件が成約しているところでございます。また、そのうち3軒につきましては、住民登録をしていると聞いているところでございます。このように横瀬町の登録件数が多いのは、平成25年度と平成26年度に固定資産税の納税通知書に空き家バンクのパンフレットを同封したためと考えられます。

今後も空き家バンクの制度を広く周知しまして、管理のできない空き家や空き地の情報提供を行い、一人でも多くの方が定住していただければと考えています。

以上です。

○関根 修議長 町長。

〔加藤嘉郎町長登壇〕

○加藤嘉郎町長 まず、答弁をさせていただく前に、若林議員さんに一言申し上げさせていただきたいと思っております。

実は、一般質問の通告書をいただきました。要旨明細には、人口対策については一言の記載もございません。議長にもお聞きをいたしました。そうしたお話しはないということでございました。実は以前にも若林議員さんからのご質問の際に、通告にない質問が私に寄せられました。そのときは私もサービスですよといって答弁をさせていただきましたけれども、これで2回目でございます。3回目はないようにしていただきたいというふうをお願いをさせていただきます。

それでは、人口対策について、私の所感について述べさせていただきたいと思っております。若林議員さんのお話のように人口減という現象が大きな話題になってきております。私も大変心は痛めておりますけれども、各ご家庭、各個人の問題という部分もございまして、私としては、町がとり得るあらゆる手段、例えば定住自立圏でありますとか、いろいろな秩父全体で取り組める問題、あるいは町単独での施策、いろいろな方法をとらせていただいております。

ただ、この人口減少という問題が、昨今起こってきた、そうした裏の事情、あるいは日本人の心の持ち方という問題に、私は大きな変化が起きてきているのではないかとこのように思っております。若林議員さんは博学でありますから、武士道の言葉の中に「惻隱の情」という言葉をご承知だろうというふうに思っております。これは中国の孟子という人が使っていた言葉だそうでございますけれども、この惻隱の情という言葉が、やや日本人に薄くなってきた、そうしたことも時代の背景にあるのではないかとこのように私は思っております。

ご承知のとおり、惻隱の情というのは、他人をいたわる思いやりの心であります。少なくとも江戸時代

以降、明治、大正、昭和の前期、あるいは終戦後のある時期までにおいては、この伝統的日本人の心の中に宿るもの、いわゆる惻隱の情があったのではないかというふうに思っております。ただ、戦後、占領軍の政策、あるいは日本人全体が経済一辺倒への大きな転換から、こうしたいたわる思いやりの心、こうしたものを失ってきたということ、そうしたものがいろいろな形で現在の社会に反映してきているのではないかというふうに思います。

孟子は、このように言っております。惻隱の心はいわゆる仁、羞惡の心はいわゆる義、辭讓の心はいわゆる礼、是非の心はいわゆる智である、一々この言葉の説明をする必要はないかというふうに思いますけれども、まず日本人全体が他人を思いやる、他人を大切に思う心、これを取り戻す、あるいは弱い者をいたわる、強ければ、お金があれば何でもできる、こうした物の考え方を是正していくこと、そうしたことが、まず日本人に欠けてきているのではないか。そうしたことが、いわゆる少子高齢化、そうした問題にも連動しているのではないか、私はそう思っております。

我が国は、伝統的に他国に占領された経験はありません。そうしたことは、世界に誇れる我が国の成り立ちであります。その根底にあるものは、私がさっき申し上げました仁義礼智、あるいは惻隱の情と言われるもの、それが世界に受け入れられてきたゆえんであろうかというふうに私は思っております。こうした心をいま一度、我々日本人が取り戻すということ、そして政治も、あるいは私たち個人個人の生活も、そうしたものを根底に置いて生活するようになれば、私は少子高齢化という問題も穏やかな解決策が見つかるのではないかというふうに思っております。

町の政策といたしましては、まだまだ足りない点もあろうかと思えます。財政の事情もありますけれども、横瀬町として独自の少子高齢化の対策、これは職員で構成しておりますプロジェクトチームにも投げかけたいというふうに思っております。ぜひいいお考えがありましたら、若林議員さんからもお教えをいただければ幸いです。

以上です。

○**関根 修議長** 再質問はございますか。

5番、若林想一郎議員。

○**5番 若林想一郎議員** 町長には通告になかったということで、サービスをいただきまして、3度目はないようにしたいと思います。思慮深い町長でして、中国の孟子の言葉もいただきまして、本当に心が改まる気持ちでございます。

それで、町長さんに1つお聞きしたいのですが、既に飯能市では若者の定住促進や少子化対策など協議をします人口問題対策本部というのを設置したということで、先日新聞に出ておりました。同本部では、大久保勝市長を本部長として市の幹部14人で構成した、若者の定住促進、少子化対策、定住可能な土地政策に加え、市の知名度向上に努める情報発信の4つの専門部会を発足させたとございます。ぜひ横瀬町も何か具体的な政策をやっていただければと思うところでございます。町長さんに対しては、これで結構でございます。

それでは、振興課長さんに答弁いただきました。実際に私たち現場で農業をやっている者からしますと、町道と用排水路の間ののりとか、そういうところが今までずっと構わないで来ましたので、そこに5センチ大の桑の木等が生えていた。そういうところが姿地区にも2カ所、合耕地にも1カ所ございました。そ

れを役場の桑なのだけれども、切ってしまっていていいのかなというようなこともありましたけれども、これは切らせていただきました。そして、捨てる場所も、どこに捨てたらいいのかということも伺いましたら、芦ヶ久保のおくりのほうへ捨ててほしいというような話がありましたので、それにつきましては、処理場へ持っていきまして、自分で処理をさせていただきました。ですから、町の所有するところをやった場合には、その後始末は地域で行うのか、あるいは初めから一緒にやるのであれば、どこに置いてもらいたいとか、そういう具体的な基準というか、そういうものをつくってほしいな。我々としても地域でできることについては地域でやっていきたいと思いますが、その中の基準等をぜひ設けてほしいなと思うところでございます。よろしくお願いいたします。

○**関根 修議長** 振興課長。

〔高野直政振興課長登壇〕

○**高野直政振興課長** ただいまの再質問につきまして答弁させていただきたいと思います。

地域の皆さんが、地域の環境につきまして、いろいろご尽力いただいているということは十分承知させていただいております。特に地域のごみ拾いと、河川清掃、そういうものを地域の区長さんを中心に、あるいは衛生委員さん、あるいは班長さん、そういう皆さんで片づけをしていただいている、またそういうものにつきましてのごみ、ペットボトルですとか、捨ててあったようなごみとか、そういうものにつきましては、一つのところに集めていただきまして、町のほうで環境美化ということで、処分をさせていただいております。

また、不法投棄というのですか、余り目につかないようなところにごみを捨ててある、あるいは散歩しているときにごみが気になる、そういうものについては町民の方に環境パトロール委員という形になっていただきまして、そういう方々にはごみ袋をお願いいたしまして、散歩とか、そういうときにあったものをごみ袋を入れていただいて、決まったときにごみ処理の集積所に出していただく、そういうふうなことをさせていただいております。

今お話のございました、生えているものというのですか、草とか、木とか、そういうことだと思っておりますけれども、基本的には土に返るものであれば、道路等の草刈り等を行ったときも、その近場に置いていただいて、処分をさせていただいているのが現状かと思っております。町有地ということで、のり、町道、それから法面、水路、そういうのは皆町道ということになります。そういうところに生えたものについての捨てる場所を確保ということかと思っておりますけれども、その辺につきましては、今ちょっとここでは、すぐどうしますということは答弁できないのですけれども、またこれからそれぞれ検討をさせていただければと思います。答弁になったかどうかかわからないのですけれども、そういうふうにさせていただきたいと思っております。

以上です。

○**関根 修議長** 再々質問はございますか。

5番、若林想一郎議員。

○**5番 若林想一郎議員** 振興課長さんでなくて、総務課長さんの行政区の関係で、参考までに申し上げたいと思います。

今、横瀬町の各行政区が、かなり少子高齢化で変化をしてきているということは事実だと思っております。参

考までに申し上げますと、皆野町では、この問題に対しまして、平成14年12月から検討に入り、平成19年4月1日から行政区の再編をされたようです。それによりますと、一番少ない区が7軒しかなかったと。しかも、多くの高齢者の家庭であったと。そういうことで、57行政区を27行政区に再編したと。そして、1行政区当たりの戸数を100軒を目標にやったというような例がございますので、どうか参考にされて、横瀬町も早目、早目に手を打っていただくのがいいのではないかと思うところでございます。これは要望です。

それから、空き家のほうにつきましては、まち経営課長さんに答弁いただきましたけれども、ちちぶ空き家バンクというのが2011年から始まったと聞いています。私の資料ですと、61件が成約して、そのうち25件が地域外の人からあったと聞きました。今71件で、かなりの数字を上げているということで、大変な仕事に取り組まれていることに対して敬意を表するところでございます。今後空き家の適正管理に関する条例等を横瀬町が施行するのかどうか、この辺の検討についてお伺いできればと思います。

○**関根 修議長** ただいまの再々質問に対する答弁を求めます。

副町長。

〔渡辺利夫副町長登壇〕

○**渡辺利夫副町長** 空き家対策の町独自の条例等につきましては、今ご指摘があったように埼玉県内でも各市町村でいろいろ制定されたり、そういった動きがあるところでございます。ただ、今、国のほうにおいても、いろいろ実効性がある法律を今つくろうということで、今いろいろ準備を進めています。そういった中で、国の対策等にのっとりながら、補助金等もいただきながら撤去、あるいはいろいろ補償等ができれば効果的かなというふうに考えています。何年も置かないでできる状況ですので、国の法整備を待って対策に移りたいというふうに考えています。

以上です。

○**関根 修議長** 以上で質問1を終了します。

次に、質問2、観光事業の振興についてに対する答弁を求めます。

振興課長。

〔高野直政振興課長登壇〕

○**高野直政振興課長** 私のほうからは、観光事業の振興について、要旨明細1、武甲山登山口（生川）へのトイレ設置について、（2）、観光案内所及び指導標の管理及び整備について、（3）、民泊事業の推進についてということで答弁をさせていただきたいと思います。

まず、武甲山登山口（生川）へのトイレの整備ということでございます。武甲山は、秩父地域のシンボルでありまして、当町にとっても重要な存在となっております。近年の登山ブーム等により首都圏から、また近郊から、独立峰であり、山頂からの眺めもよく、1,304メートルと手頃な条件がそろっておりまして、初心者の方からベテランの方まで多くの方から人気がございます。武甲山の登山口に当たる一の鳥居付近に駐車場がないことから、駐車場の整備をしてほしいということが、まずございました。こちらは土地の地権者の方から町がお借りしまして、埼玉県で駐車場の整備をしていただき、平成21年7月にオープンいたしました。この駐車場につきましても大変利用者が多くて、シーズンにはいっぱいになり、入れない状態が続いております。

今回そのトイレの設置をこの付近ということですかね、駐車場を含めてということで、お話がございました。まず、この駐車場につきましては、先ほど申しましたように駐車場は30台以上とめられるわけなのですが、シーズンには足りない状態になっておりまして、とめられない車が町道の手前のほうに縦列駐車という形でなっている状況でございます。まず、駐車場にトイレをつくるということが、なかなか難しい状況なのかなというのが一つございます。また、トイレをつくるということになりますと、基本的には、今はくみ取りという形には、なかなかできないかなと思います。どうしても水洗化等の考え方になるのかなと思われましてけれども、水洗化になりますと、どうしても、その場所につきましては、まず水の問題が出てくるかと思えます。一般の平場というか、そういうところでございますと、水道から分岐をしてということが出来るわけですが、手を洗ったり、流したり、そういう使用する水を確保するというのが、ちょっと難しいのかな。

また、排水の処理方式でございますけれども、シーズンで、特に午前中ですか、使用する方が多く、また時期によりまして、5月の連休とか、そのころが多く、また夏場あたりが少なくなり、また秋が多くなりということで、利用の状況が、多かたたり少なかったりということで、処理をするのにも浄化槽の処理方式をどのようにしたらよいのかということも問題の一つになり、また冬場には、あそこで行いますと、凍結問題等も出てくるのかなということがございます。

また、管理・清掃につきましては、地域で今、観光トイレをそれぞれのところにつくらせていただいておりますけれども、地域の方々で管理・清掃をいただいているのが中心でございますけれども、こちらにはすぐ近くに住家というか、そういうところもございませんし、多くの登山口にあるトイレというのは、ほとんどが民宿があったり、キャンプ場があったり、売店があったり、そういうところが多く、そういう方々に管理をいただいているというのが一般的な管理の仕方なのかなというふうを考えるわけですが、そういう管理につきましてもどのようにするのか。町が行うとなると、またその費用もどのようにするのか、そういう問題等がございます。場所的な問題や金銭的な問題、維持管理等につきまして、もう少し慎重に検討させていただければと思っております。

続きまして、観光案内板及び指導標の管理及び整備ということでございます。横瀬町で把握している観光案内板につきましては47基、道標については196基でございます。その中には横瀬村当時の道標も数基ございます。観光案内板及び指導標につきましては、県立武甲自然公園内の整備事業や観光事業、トイレ整備と合わせた事業、外国語を併記した事業など、設置年度や補助事業の内容により、さまざまな形態の案内板等が設置してございます。

ご質問のありました、看板や指導標につきまして、古いものから順次取りかえてはおりますが、現状としては、なかなか追いついておりません。暫定的にペンキやマジック、あるいはテプラというのですか、そういうのや紙を張ったりの修正も行ったりしているわけですが、雨や日に焼けたりして消えていくものもございます。今年度も2枚の案内板のつけかえを計画しており、予算計上もしております。また、ご指摘のございました、氷柱等につきましては、今はのぼり旗等を設置して誘導ができればと考えております。また、今後の事業展開により、そういうものの整備をしていきたいと思っております。

なお、町で管理しているほかにも、芦ヶ久保果樹公園村、ファミリー農園村、宇根フルーツパーク、花の郷うね、札所、旅館、温泉、農園等の個々に設置している看板等もございます。そういうものも再度確

認をさせていただき、それぞれの団体とも相談をさせていただければと思っております。

続きまして、(3)の民泊事業につきましてでございます。今年度より中学校生徒や高校生が修学旅行、あるいは林間学校を行う授業の一環ということも含め、1市4町の農家や民家等にホームステイという形で事業を秩父地域おもてなし観光公社が窓口となって実施していただいております。ことしの7月には江戸川区の中学生約200人に来ていただきました。農山村の素朴な魅力や秩父地域の温かい人情に触れてもらえた、受け入れ先の家庭も子供たちと楽しい時間を過ごしたと好評だったというお話を伺っております。今後もホームステイを希望する学校が多数あるため、民泊の受け入れ家庭等を引き続き募集することとでございます。また、秋には京都市の高校生約200名ほど受け入れることで準備をされている。また、来年度も関西方面の中学校とか、そういうところからも問い合わせがあるということとでございます。

町といたしましては、このような民泊につきまして、まずは広報等でご案内をさせていただいております。それから、いろいろな会合、特に振興課等で会議があるときには、そういう折には、こういう事業がありますということで宣伝をさせていただいております。利用されている方、また受け入れた方にとっても新しい試み、新鮮で大変人気があるということとでございますので、この事業につきましては、ぜひ引き続き実施していただき、応援もさせていただければと思います。

以上で答弁を終わりにさせていただきたいと思っております。

○**関根 修議長** 再質問はございますか。

5番、若林想一郎議員。

○**5番 若林想一郎議員** 武甲山のトイレについては、いろいろな事情があるようですので、秩父山岳連盟の方から言われた、一つのアイデアを申し上げたいと思います。今、富士山、北アルプスとか、そういうところにチップトイレというのがあるそうです。これをやったらいいのではないかと。1回につき100円から200円の使用料がいただけると。そして、四国の石鎚山でも行われているようですので、この辺の検討もいただければと思います。

それから、武甲山神社の玉垣の修復、これは大雪で御眷属というか、あれが壊れていますけれども、早く修復してほしいというような要望がございました。この辺についてもお願いできればと思います。これは要望です。

そして、2番目の観光案内板の件でございますが、これには直接関係ないのですが、案内板、あるいは指導標ということで考えていただいたときに、総合福祉センターの看板がありません。これは以前にもちょっと申し上げたのですが、国道の拡幅に伴って外して、終わったら設置するというようなお話も聞いていましたが、後で聞いたら、既に目的を達したから、つくらないとか、あるいは予算がないからつくらないというようなお話も聞きました。この辺についてはいかがでしょうか。

それから、先ほどの駅前の花の郷うねの案内板ですが、例えばこれに1,700株のバラ、既にないと思うのですが、こういうのを見てしまうと、そこはどこかと尋ねられた家もございまして、これについては早く撤去いただいたり、あるいは秩父消防署横瀬分署というの載っているところがありますので、東分署ができておりますので、速やかにこの辺の改修をいただければと思うところとでございます。

それから、民泊の件ですが、横瀬町、あるいは秩父に来たいという人が多くて、いろいろな予約等もあるようです。ここで申し上げたいのは、この間新聞にこういうのが出ていました。首都圏での民泊、農業

体験と組み合わせた民泊の先進地域としては長野県の飯田・下伊那地方が知られている。南信州観光公社、長野県飯田市が事務局となり、1998年から実施、受け入れ家庭は14自治区の約400軒により年間4億円程度の経済効果があると試算をされています。同公社は、地域の文化を若者に伝えることで、コミュニティが活気づく効果もあると説明しております。グリーンツーリズムは、東京は地方から多くの修学旅行生が訪れ、首都圏に住む小中学生にも民泊利用者として掘り起こせる農業体験などと組み合わせた教育民泊が首都圏で定着する可能性は十分あると、そういう記事を見ましたので、どうか横瀬町でも、今後さらに進めていただければと思うところでございます。

以上で結構です。

○**関根 修議長** 副町長。

〔渡辺利夫副町長登壇〕

○**渡辺利夫副町長** 案内板につきましては、特に国道とか、県道の案内板につきましては、町のほうとしても、今いろいろ検討を進めているところです。昨年度は、経営戦略会議の中で、そういった道路案内板の、どうトータルに変えていくかということで、いろいろ研究していただきました。今年度残念ながら、ちょっと予算の関係等もあって設置まで至らなかったのですが、ただ今、若林議員ご指摘のとおり、今、町ではいろいろな事業が展開されています。まだ新しい名称、あるいは今後よそから来ていただいた方にどう案内していくか、いろいろ戦略を持ってトータルで今考えていこうということで研究しておりますので、そう遅くない時期に設置に向けて検討していきたいと思えます。

また、民泊事業につきましては、民泊事業は、どちらかという、旅行会社等が秩父地域おもてなし観光公社に委託して実施している、どちらかという営利事業に分類されるものです。ただ、だからといって、それが営利だから切り捨てるということではなく、町も振興課を中心に支援しているところですが、そういった営利事業という側面もあるということ意識しながら、また町の活性化に寄与するという、そういった面も考えながら、民泊事業については、今後も推進していきたいというふうに思えます。

以上です。

○**関根 修議長** 再々質問はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○**関根 修議長** ないようですので、5番、若林想一郎議員の一般質問を終了いたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午前11時19分

再開 午前11時30分

○**関根 修議長** 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程の差しかえがありますので、事務局より報告いたします。

○**町田 勉事務局長** 済みません。申しわけありません。

議事日程（第1号）を今差しかえさせていただきました。上に置かせていただきましたので、そちらで

よろしく申し上げます。

○関根 修議長 それでは、一般質問を継続いたします。

○関根 修議長 次に、6番、赤岩森夫議員の一般質問を許可いたします。

6番、赤岩森夫議員。

〔6番 赤岩森夫議員登壇〕

○6番 赤岩森夫議員 ただいま議長よりお許しをいただきましたので、通告書に従って一般質問をさせていただきます。時間もお昼までちょうど30分ということで、お世話になっていきたいと、こんなふうに思います。

冒頭から一言申し上げたいと思います。このたび本町におきましては、合併60周年記念及び町制施行30周年を迎えることができ、まことにおめでとうございます。記念式典の盛会を心よりお祈り申し上げたいと思います。

質問事項に移らせていただきます。質問事項は、旧芦ヶ久保小学校の施設についてと町有林分収造林契約についての2項目について質問をさせていただきます。

初めに1の旧芦ヶ久保小学校の施設についてお伺いをいたします。芦ヶ久保小学校は、地域の皆さんとともに120年の歳月と歴史を刻んでまいりました。創立以来、2,562名の卒業生を送り出してきました。地域の皆さんに惜まれながら、平成21年3月31日をもって閉校となりました。早いもので5年が過ぎ、施設については、地元としては残していただきたいというような要望のもとで、現在に至っているところでございます。その施設について、現在に至るまでどのような利用があったのか。また、収支についてお伺いをいたします。今後利用拡大の見通しをどのように考えているかもお伺いしたいと思います。

施設の維持管理についてお伺いをいたします。南側から見る建物は、何の支障も見えませんが、北側から見る体育館の老朽化が特に進んでいます。2階建ての木造校舎は、2月の大雪で大変な被害を受けています。また、プールについては現在水が張ってあります。衛生上どうなのか、この点についてもお伺いをしたいと思います。今後維持管理はどのように進めていくのか、お伺いをいたします。

続いて、質問事項2の町有林分収造林契約についてお伺いをいたします。昭和40年に芦ヶ久保全域と根古屋地域の一部を対象とした町有林字枇杷の沢、字小島を分収造林契約を結び、現在に至っております。町有林分収造林契約の内容についてお伺いをしたいと思います。枇杷の沢については、昨年町有林の視察ということで、議員の皆さんに視察をしていただきました。よく管理されている山林と評価をいただいているところでございます。また、昭和40年代は、国、県の奨励により、経済林として杉、ヒノキを植栽し、育林に努めてきたわけですが、最近では建築素材としての需要が少なく、中でも外国材が70%を占めているという状況下でございます。木材の価格の低迷が続いているのが現状でございます。そのような現状の中、50年育ててきた分収林が、売買に至らないのではないかとというふうに考えられています。町として国土の保全、水源の確保、地球環境の維持のために100年の森として町が管理していく考えがあるかどうか、お伺いをいたします。

以上で演壇からの質問を終わります。どうぞよろしくお願いをいたします。

○**関根 修議長** 6番、赤岩森夫議員の質問1、旧芦ヶ久保小学校の施設についてに対する答弁を求めます。
まち経営課長。

〔大野雅弘まち経営課長登壇〕

○**大野雅弘まち経営課長** では、私のほうから旧芦ヶ久保小学校の施設についての質問に答弁させていただきます。

ご存じのとおり平成21年3月31日をもちまして、芦ヶ久保小学校につきましては廃校になっております。以後、町の普通財産としてまち経営課のほうで管理しているところでございます。旧芦ヶ久保小学校の施設の利用についてでございますが、平成25年度の利用状況を紹介させていただきます。1年間で99日間の利用をいただいております。平成24年度が106日間ございましたので、若干減少しておりますが、これは2月に降った大雪のためと思われまます。

利用されている方々ですが、獅子舞の練習や体育祭の練習など地域の方々や、プロモーションビデオやコスプレの写真撮影などのフィルムコミッション、町の事業としては、毎週月曜日にメープルの森、月に1度のミニデイサービスなど老若男女の大勢の方が利用されているところでございます。

今後の利用につきましてですけれども、前年に比較してフィルムコミッションなど有料の貸し出し件数が22件から27件にふえております。これは口コミなどによって増加したものであると、今後も多少増加することが考えられると思ひます。

続いて、収支の状況でございますが、これも平成25年度の状況です。まず、支出におきましては、シルバー人材センターへの施設管理等の委託料、光熱水費、電話料、土地の賃借料等合計しますと257万4,527円でございます。一方、収入としましては、フィルムコミッションなど有料の貸し出しによりまして71万6,324円の収入でございます。収支を申し上げますと、185万8,203円の支出が上回っている状況でございます。

続きまして、施設の老朽化、体育館の老朽化などですが、おっしゃられるとおり旧芦ヶ久保小学校の施設は大分老朽化しております。その関係で、貸し出しするときには、その旨、激しい運動はご遠慮くださいということをお知らせしていただき、利用をいただいているところでございます。2月の大雪によりまして、木造校舎の山側の軒やといが壊れ落ちたことによりまして、1階の屋根も損壊しております。これらの修繕を行うため、7月28日に旧芦ヶ久保小学校雪害修繕工事を発注したところでございます。今月には工事にかかるかと話を聞いております。

また、プールの状況でございますが、現在水道もとまっております、普通財産として管理してからは清掃していない状況でございます。今後のプールの活用方法につきましては、消防水利としての活用など検討しまして、また老朽化していますので、壊すことも考え、地域の方々のご意見をお聞きしながら考えていきたいと思ひます。

なお、校舎につきましては、今回の修繕工事の様子を見まして、引き続き利用を考えていきたいと思ひます。

質問1の事項については以上です。

○**関根 修議長** 再質問はございますか。

6番、赤岩森夫議員。

○6番 赤岩森夫議員 まち経営課長さんには答弁をいただきまして、ありがとうございます。

確かにプールなのですけれども、誰が見ても、ちょっと衛生上非常に見づらいかたと、こんなふう到现在感じているのですけれども、プールについては、芦ヶ久保地域にあるプールということで、小学生が利用するプールということで、25メートルプールですよね。その辺で、これからあのプールをプールとして利用するという事は、まず不可能と考えます。

今、答弁の中で、防火用水というようなお話もいただいておりますけれども、すぐそばに、校庭に1つ貯水槽がありますよね。それとあと、あそこは国道の脇の下の横瀬川が非常に水利が近いということで、消防用水ということで使うということは、今後どうなのかな。また、総務課のほうで何とか管理をしていただくような方法がとれば、なお一層防火用水としても利用できるのかなと、こんなふうに考えます。

また、芦ヶ久保地域というのは、横瀬川も非常にきれいということで、あのプールに代替する自然のプールということ、これからもっともっと充実していくのも一つの将来的な考え方かなと。プールですけれども、チャンピオンのなスポーツするには横瀬小学校、中学校、またミューズパーク等々にもプールはございます。そこら辺を利用しながらいくのもいかがかなと、こんなふうに感じております。

ただいま申し上げたように、あのプールを壊すという意味でお話をしているのではないのですけれども、今後いかに利用していったらいいか、それともこれから必要でないと判断できれば壊すということも選択肢の一つではないかと、こんなふうに思います。それには地域の人たちも、当初施設については残していただきたいと、こんな要望もございました。また、地域の人と町とでいろいろ話し合いをしながら、その問題を解決できるような方法ができればありがたいなと。その辺について課長さんにお答えをいただきたいと思っておりますけれども、よろしく願いいたします。

○関根 修議長 まち経営課長。

〔大野雅弘まち経営課長登壇〕

○大野雅弘まち経営課長 では、再質問に答弁させていただきます。

旧芦ヶ久保小学校のプールの件につきましてなのですけれども、今後の利用、消防水利等考えられますが、町内でも検討いたしまして、やはり地域の方々の意見が大事だと思います。今後相談に乗っていただきまして、プールの今後を考えていきたいと思っております。よろしく願います。

○関根 修議長 再々質問はございますか。

6番、赤岩森夫議員。

○6番 赤岩森夫議員 以上で結構でございます。ありがとうございました。

○関根 修議長 ないようですので、質問1を終了します。

次に、質問2、町有林分収造林契約についてに対する答弁を求めます。

まち経営課長。

〔大野雅弘まち経営課長登壇〕

○大野雅弘まち経営課長 続きまして、質問の2、町有林分収造林契約について答弁させていただきます。

まず、現在、字枇杷の沢や字小島の町有地に造林を行い、収益を分収する分収造林契約を締結しております。契約期間は50年間となっております。植林につきましては杉、ヒノキ、カラマツと、それぞれ適し

た場所に植栽してございます。植栽した当時、草刈りや下刈りなどご苦労なさったと思われま。

まず、枇杷の沢につきまして、10の区画に芦ヶ久保地域の6団体の方たち、94名ですが、延べ169名の方々と分収造林契約を締結しております。字小島につきましては、1区画でありまして、根古屋地区の方、8名の方と契約を締結しております。契約期間の終期でございますが、2区画を残しまして、平成27年3月31日までとなっております。収益の割合でございますが、場所などの条件によりまして、町が3割、造林者が7割という割合から、町が4割・造林者が6割、町が6割・造林者が4割と区画によって異なっている状況でございます。

続きまして、要旨明細の2番なのですが、枇杷の沢の分収造林契約の土地の面積でございますが、合計すると、12万2,761平方メートルでございます。小島につきましては1万7,196平方メートルとなっております。植林してから50年になるところですが、木材市場の景気が上向くとは今のところ思えない状況でございます。国土の保全、水源の確保のため、100年の森、樹齢100年以上の森林づくりという考えでございますが、枇杷の沢においては、水があって、数多くの野鳥が生息しているとお聞きしているところです。森林、そして野鳥ということで、一つの資源としても考えられます。このことにつきましても造林者の方々と話し合い、考えながら検討していきたいと思っております。

以上です。

○**関根 修議長** 再質問はございますか。

6番、赤岩森夫議員。

○**6番 赤岩森夫議員** 大変ありがとうございました。今、芦ヶ久保地域6団体の皆さんが契約している分収造林契約なのですけれども、いろいろ代表者の人と以前いろいろと協議をしてきました。50年の月日というのは、過ぎてみれば早いのですけれども、これからまた再契約をするということも一つの方向性とは思いますが、若い人たちに呼びかけて、いろいろなお話をして、今後皆さんが、この分収林を引き継いでいけるかというようなお話をしました。これを我々の跡を引き継いで管理をしたり、これから団体としての組織づくりというのは、なかなかできないと、こんな判断もございます。

その中で、私は町として、これから100年の森に管理をしていただければ、国土の保全だとか、地球環境の維持だとか、いろいろな面ですごく役立つのではないかと、こんなふうに思っております。町で引き受けていただけるということになると、やはり大変大勢の皆さんが分収林に名を連ねているということで、若干は町で買っていただければなど、こんな考えも、かすかに私のほうに聞こえてきているところです。その点、皆さんも、それほどの無理を言っているわけではないのですけれども、今後の検討材料として、ひとつ考えていただければありがたいなと、こんなふうに今考えております。ちょっとで結構なので、その点について答弁をいただければありがたいと思っておりますが、どうぞよろしく願いいたします。

○**関根 修議長** ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

副町長。

〔渡辺利夫副町長登壇〕

○**渡辺利夫副町長** 枇杷の沢の造林地等については、地域の方々が汗を流して、今のような立派な森林になっているということで、その辺に対して心から感謝申し上げます。

分収林については、一つの方法としては、切って分収で分けるということと、もう一つは、そのまま伐

期を延長して、継続の契約にしていくと。もう一つは、例えば今、赤岩議員からも言われたとおり、一方の分収率分を、例えば町が地域の分収持ち分を買い取って、一方が管理していくというような方法があると思います。その中で、今、赤岩議員が言うように1、2は結構難しいと。3について何とかならないかということですが、買い取りに当たっての費用の算出が、ある程度可能であれば、そのようなことも検討していきたいと思います。また、当然伐採するということになると、伐採跡地を造林しなくてはなりません。今の状況から、この前の事例等を見ましたら、造林費用が出るか出ないかというような状況で、長い年月を見れば持ち出しになるだろうという感じもあります。そういったことから考えると、伐採しないで置いて、水源涵養機能とか、あるいは国土の保全機能、あるいは先ほど赤岩議員からもありましたが、野鳥が生息して大変すばらしい環境であるということも考慮しながら、できれば安い金額で買い取るということになれば、町としても負担が大変少なく、ありがたいことですので、またその辺を皆さんと協議しながら進めていきたいというふうに思います。

以上です。

○**関根 修議長** 再々質問はございますか。

6番、赤岩森夫議員。

○**6番 赤岩森夫議員** ありがとうございます。私は要望でいいのですけれども、今、旧名栗村が飯能市と合併したのですけれども、その当時、この問題、契約している分収林というのが、すごい問題になっています。また、横瀬町の場合には規模が相当小さくて、今面積もお話をいただいたのですけれども、旧名栗村というのは非常に村有林の面積が広くて、今、飯能市でも、その要望が出ているのですけれども、なかなか金額が大きくなっているということで、据え置きというような方向で今進んでいるのですけれども、横瀬町の分収林契約がスムーズに、皆さんが納得いくような形で進めば、こういったことも飯能市でも参考にできるのではないかな、こんなふうに私としては思っていますけれども、どうぞ分収者の皆さんにも何とか納得のいけるような方向で話が進めばいいかなと、こんなふうに願っているところでございます。大変ありがとうございます。要望で結構でございます。

○**関根 修議長** 以上で6番、赤岩森夫議員の一般質問を終了します。

○**関根 修議長** 次に、3番、内藤純夫議員の一般質問を許可いたします。

3番、内藤純夫議員。

〔3番 内藤純夫議員登壇〕

○**3番 内藤純夫議員** 3番、内藤でございます。議長のお許しをいただきましたので、あと5分間だけやらせていただきます。

まず、平成25年度行政報告書が出ましたが、現在と将来を見据え、重点施策を総合的かつ効果的に事業を実施したと書いてあります。町制施行30周年を無事に迎えられるのも加藤嘉郎町長の堅実な行政運営のおかげと感謝いたします。これからも横瀬町の発展のため、身を粉にして働いていただきたいと思います。また、30年の節目で大型予算である町民グラウンドの芝生化が載っておりますが、町民の健康増進のグラ

ウンドとして、またふれあいの場所として、災害時の避難場所、災害対策基地として芝生化されれば多目的に利用できると思いますので、早い芝生化をお願いしまして、質問に入らせていただきます。

1番の寺坂棚田の用地買収地の整備についてでございますが、寺坂棚田については、今まで横瀬町を代表する景観として観光面でも大きな役割を果たしております。私は、さきの議会でも指摘してきたように、この景観を将来にわたって守り伝えていくには、寺坂棚田を耕作する担い手の対策が重要であると考えております。聞くところによりますと、昨年度から繰り越されていた用地買収が調い、トイレ等の整備を計画しているとのことですが、この買収地について、どのような整備を計画しているのか。また、その整備内容は耕作者など担い手の対策として効果的なものなのか、観光客を中心とした駐車場にするのか、その方向性を伺いたしたいと思います。

2番の西武横瀬駅の旧操車場の利用についてでございますが、西武横瀬駅の旧操車場という表現では異論があるかと思いますが、この跡地は横瀬町内に残された貴重な広い平らな土地でございます。西武横瀬駅南側道路の建設により、飛躍的に利用価値が高まると考えられております。もちろん西武鉄道の所有地であり、西武さんの意向に左右されますが、この有効利用は町の将来を左右する重要事項であると考えます。この跡地の利用について、町ではどのように考えているのか。また、西武さんから何か打診があったのか、西武さんが何か建てるという話が来ているのか、現在の状況についてお伺いしたいと思います。

以上でございます。

○**関根 修議長** 3番、内藤純夫議員の一般質問中ですが、これで本休憩といたします。

休憩 午前11時58分

再開 午後 1時00分

○**関根 修議長** 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま3番、内藤純夫議員の一般質問中でございますが、再開いたします。

3番、内藤純夫議員の質問1、寺坂棚田の今後の展開についてに対する答弁を求めます。

振興課長。

〔高野直政振興課長登壇〕

○**高野直政振興課長** 私のほうからは要旨明細(1)、買収地の整備計画は。(2)、また、それは担い手の確保に資するものになっているのかということに対して答弁をさせていただきたいと思います。

寺坂棚田の中にあります、町の買収用地につきましては、国庫補助事業の「農」のある暮らしづくり交付金を使用してトイレ整備を計画しております。現在、建設課におきまして、設計業務を行っております。今後入札を経て、年度内には完了する予定でございます。また、トイレ以外につきましては、現時点では棚田を耕作されている方、あるいは棚田に来られた観光客の方々等に利用していただくための駐車場として考えております。

(2)、また、それは担い手の確保に資するものになっているのかということでございますけれども、今回の整備をするトイレにつきましては、農家は方はもちろん、観光客の方々にも利用していただきたい

と考えております。柵田へ訪れる方、農業等でおいでいただく方、また農作業される、あるいは水と接する作業をされる方、また観光等でカメラでの撮影や写生等、長い時間滞在することが多いと思われま。その方々がトイレ等の心配なく、安心して作業等に当たっていただくということは、とても大事なことなのかなというふうに思われま。そういう方が担い手の一員と考えられておりますので、多くの方が安心して作業に当たっていただく、また担い手の中のオーナー制度、柵田学校の生徒、都市交流で訪れる方、こういう方々も担い手の一員とカウントできるのかなというふうに思っております。そういう方々が柵田に訪れていただき、利用していただくということは、今後の担い手の確保というものにつながっていくというふうに考えられております。

以上でございます。

○関根 修議長 再質問はございますか。

〔「ございません」と言う人あり〕

○関根 修議長 ないようですので、質問1を終了します。

次に、質問2、西武横瀬駅の旧操車場の利用についてに対する答弁を求めま。

副町長。

〔渡辺利夫副町長登壇〕

○渡辺利夫副町長 現在、操車場跡地につきましては、今、西武横瀬駅南側道路について土地交渉を進めてい。初めどちらかという、西武の線路を通ると、結構補償が高いよとか、いろいろおどかされていたのですが、最近西武も大分方針が変わりまして、使っていないところは積極的に提供するよというふうになってきました。どちらかという、西武の敷地を通ると補償費が高くて、西武の敷地を通らないと工事費が高いという、今ジレンマがあるのですが、西武が、そういった協力的な関係という、そういうふうになってきました。その交渉の中で、今回西武側から、まだこれは正式ではないのですが、例えば西武が鉄道パークをつくるというようなことがあった場合、町はどんな協力ができるかというような話がありました。

ただ、これは当然入り口に入ったばかりで、今後どう展開するかわからないのですが、町もこの機を逃さないようにということで、例えば町と西武と、あるいは県と、そういったところと早目に相談して、ほかの地域に行かれないように早くに手を打とうということで、今ちょうど県に、そういった鉄道について詳しい方がいたり、いろいろなアイデアを持っている方がいましたので、そういった方と今たたき台づくりをしています。

そういった中で、西武だけの鉄道パークではなくて、例えば町の雇用の増大につながるような、あるいは町の活性化に大いに貢献するような、同じことですけれども、つながるような方向に何とか持っていければ大変素晴らしいことだというふうに考えています。まだ西武も上のほうの人が提案しただけで、西武のそれ以外の職員は、ちょっと戸惑っているようなところもあるのですが、この機を逃さず攻めていきたいと、そういうふうに考えていますので、またいろいろお知恵等ありましたら、町民の方からいただきながら進めていきたいと思。よろしくお願。いします。

○関根 修議長 再質問はございますか。

3番、内藤純夫議員。

○3番 内藤純夫議員 横瀬に残された平らな土地ですので、それで西武さんが鉄道のお祭りをするとファンが非常に集まって、即売会も相当活況だと聞いておりますので、ぜひとも何か鉄道のことでもできるものをつくっていただきたいと思います。また、進展がございましたら教えていただきたいと思ひまして、今回の質問は、これで終わりにさせていただきます。

○関根 修議長 以上で3番、内藤純夫議員の一般質問を終了します。

○関根 修議長 次に、4番、大野伸恵議員の一般質問を許可いたします。

4番、大野伸恵議員。

〔4番 大野伸恵議員登壇〕

○4番 大野伸恵議員 ただいま議長からご指名をいただき、お許しをいただきましたので、一般質問いたします。

第6次横瀬町総合振興計画策定に向けて、その方向性をお聞きいたします。この件につきましては、平成25年度の監査審査意見書で取り上げられまして、読んでみて、大変感服、感動しておりますが、私なりの視点から執行部にお聞きいたします。

では、一般質問をいたします。第6次に向け、作成期限も6カ月となってまいりました。現在地方自治法では、総合振興計画基本構想は義務づけがなくなっています。私は、町の進むべき指針なくして横瀬町のかじ取りはできないと考えております。今後5年間、そしてその後に続く横瀬町政を健全に運営していくためには、町の計画行政のかなめとして必要不可欠なものとして認識しています。

以前の一般質問でお聞きしましたが、町当局からも必要と考えるとの回答をいただいています。そして、昨年住民アンケートを実施し、今年度作成予算も計上されました。しかしながら、私は、振興計画は何だろうかと疑問に感じています。

まず、公共交通の充実はありますが、町単独バスはうたわれていません。第2グラウンドの人工芝化も突然浮上しました。これらについて第5次横瀬町総合振興計画では取り上げていません。計画行政に疑問を感じてしまいます。そのような中で、今後の振興計画をどのような観点で作成しようとしているのか、お聞きいたします。あわせて、第5次の達成度はどうであったと考えているのでしょうか、お聞きいたします。

私も公務員時代に振興計画を見て、本当に目指しているところに行こうとしているのか疑問を感じていました。町の将来像は、地方自治体の本旨である、住民の福祉の増進です。文学的な表現ではなく、実現可能な具体性のある目標を定めることが一歩ずつ増進するためには必要ではないかと感じています。多分今までは、前の計画の一部修正で作成されてきたことと推察しています。

しかし、前期計画に達しなかった事項、今後5年間に実施すべき事項、そして2020年からの横瀬町の新たな基本構想に向けての助走ともなる大切な町の指針なのです。着地点をしっかり踏まえた計画が必要です。

担当部署の役場職員の方には大変な仕事となり、申しわけないと感じていますが、この時代をお預かり

し、将来へ託すべきものとしての認識を持って取り組んでいただきたいと思います。住民アンケートを踏まえ、ゼロベースで作成していただきたいと思いますと考えていますが、どうでしょうか、お聞きいたします。

また、よく実施計画にのせてとの回答を聞きます。芝桜の初めのころ、姿の池フェンスの改修を地元としてお願いしたことがあります。担当課長から実施計画にのせるので、3年待ってと言われ、3年後に工事してもらった経緯があります。芝桜のお客様により印象を持ってもらいたかったのですが、3年かかりました。

私は、公務員当時、実施計画を見たことがありませんでした。そして、今でも目にしていないのですが、現在の実施計画は公表されていないのでしょうか。住民への情報開示が住民主体の行政運営には不可欠でありますし、町民のための行政ですので、開示は当たり前のことと思います。毎年見直しされている実施計画を公開していただきたいと思いますのですが、どうでしょうか。また、計画フレームとして最も重要であると考えられる将来人口を何人と想定するのか、現時点で捉えている数字をお聞きいたします。

そして、第5次横瀬町総合振興計画も私の議員任期もあと約6カ月です。町民から信託された議員ですので、私の一般質問等の提案もあと6カ月の間になお努力していただける事項はあるのでしょうか。また、ないとしても、第6次横瀬町総合振興計画に反映されるのか、お聞きいたします。

なお、教育委員会の月額報酬制など提案を実現していただいていることも多くあり、大変感謝しておりますこと、一言お礼を申し上げておきます。

まず、私の提案、男女共同参画社会の実現です。町は、啓発する立場ですので、積極的に臨んでいくことを期待しています。各種行政委員などの女性割合が25%の実現ですが、平成23年6月議会からお願いしています。任期がえの時期に考慮していただくと回答がありましたが、実現されたでしょうか。また、従来どおりの数値目標になるのでしょうか、お聞きします。

また、医療費の増加が緊急の課題であると考えています。予防医療の充実についてもお願いしましたが、従来どおりの計画となるのでしょうか、お聞きいたします。

地場産業への育成として、小規模事業者との懇談など提案してきました。小規模とはいえ、雇用、また歳入である税収の確保などに重要な役割を果たしていただいています。企業誘致など難しい現在、町にとって大切に育成していかなければならない分野だと考えています。どのような方向を考えているのでしょうか。

また、今回観光協会等の振興公社が立ち上がりました。役場行政から独立したことで、一步前進したと感謝しています。しかしながら、「商業」の文字が、いつの間にか消えてしまったと商業事業者から言われました。町として商業の育成に対する方策についても方向をどのように考えているのか、お聞きいたします。

武甲山の登山口へのトイレの設置ですが、先日、私も若林議員と同じように武甲岳人会の方からも強く要望されました。ボランティアで登山道の整備を積極的に行っている実績ある団体です。登山口のトイレは、他地区では常識だそうです。また、ことしの夏は頂上のトイレが使えませんでした。かつて水道の取水の上流と言われましたが、滝の枕の取水の上流には多くのお客様が利用している道の駅があります。同じような条件だと思いますので、お考えをお聞きいたします。

また、土地利用計画にも記載してある、美しい町をつくっていただきたく、駅前電線地中化など、また

優良な宅地化、コンパクトシティーなど各種提案してきました。基本計画には具体的なものはなく、事業実施計画を踏まえた施策の方針を決定しますとの回答をいただいています。今後どのような施策方針となるのでしょうか、お聞きします。

また、学校施設、公共施設などのファシリティーマネジメントについてもお聞きいたしました。先般、議会視察で沼津の小中一貫校を見てきました。小中合わせて281名の学校でした。横瀬の場合、小学校470名、中学校266名の736名ですので、まだまだ大丈夫かと思いますが、最高生徒数から考えると半減しています。平成25年6月議会の回答ですと、小学校を平成32年、中学校を平成34年に建てかえる予定であるとのことでした。前倒しもしていきたいとも言われました。すると、平成28年から検討に入るとのことです。後期基本計画は平成27年からですので、近々に考えなくてはならない問題であると認識しています。人口減により財政基盤が縮小する中で、どのように位置づけていくのか、お聞きいたします。

続きまして、住民の福祉の増進を第一義とする自治体です。第2グラウンド人工芝化より学校給食費の据え置きの方が、より多くの住民に住民サービスとして還元できると思います。また、町民グラウンドではなく、小学校の芝生化が先だと思いますが、どうでしょうか、お聞きいたします。

ともに教育費の予算です。総務文教厚生常任委員会で発言し、問題が違うと言われましたが、家計を預かる人間としては、財布は同じとの感覚しかありません。女性の特性を生かした議員を目指すと公約した私の捉え方であります。行政サービスをより多くの住民へ還元していただきたいと考えています。

今般、給食費が約8%値上がりしました。なぜ3%ではないのかと思いますが、そのようになりました。給食費は、学校給食法第11条第2項で保護者の負担が定められております。しかし、町長の公約により、育児環境の充実とのことで、第2子から補助金により実質無料になっています。秩父市も同じように補助金を支出していたようですが、公平性に鑑み、今年度より子供は皆同じという考えで、児童生徒に一律に年1万2,000円と1万4,400円を助成する方向に変わったようです。消費税の見直しはしていないとのことでした。当町でも育児環境の充実を優先し、給食費据え置きか、または一律に助成する方法を検討していただきたいのですが、どうでしょうか、お聞きいたします。

また、横瀬小学校の芝生化は、基本計画にもなっています。県の環境部みどり自然課では、校庭の芝生化に事業費の2分の1、最大1,000万円の補助枠があるそうです。土質が悪い場合、30から50センチぐらい取り除いて入れかえもするそうですが、それも補助金の対象となり、スプリンクラー、排水施設も同様のようです。町民グラウンドも人工芝を設置するのに同様に30から50センチの基礎の入れかえが必要ですので、実現不可能な話ではないと考えます。教育環境の充実を先行していただきたいのですが、どうでしょうか、お聞きします。

また、今まで利用について町民優先と強く言われてきました町民グラウンドですが、しかし町民グラウンド条例施行規則とスポーツ交流館条例施行規則を見て愕然としました。受け付け期間が横瀬町体育協会と横瀬町スポーツ少年団が主催で利用するときと、横瀬町観光協会が合宿誘致し、町内の各種団体と交流を図るために利用するときが同時にであったのです。受け付け期間が同じ3カ月前からでした。

町民グラウンドは、その条例第1条でも町民の心身の健全な育成、健康維持及びスポーツの振興を図るため設置すると書いてあり、町民を対象としています。町民グラウンドは、合宿誘致のための施設ではないのです。また、合宿誘致は民間事業者の営利事業ではないでしょうか。観光誘客事業を目的とした団体

と一般町民が同列になっています。私は、町民を優先した後のあいている施設の有効活用と捉えていましたし、そう思うのが多くの方の普通常識だと思いますが、どうでしょうか、お聞きいたします。

この規則ができ、1年が経過していますが、観光協会が予約し、使用された件数と利用金額の実績をお聞きいたします。

また、町民との交流をしているときにちゃんとチェックしているのか、お聞きします。

また、先行予約だけで使用しない場合がもしあるとすれば、そのときは町民が利用したくても利用できないわけですが、その際の違約金という考えはお持ちでしょうか。

また、確認ですが、飯能市でも1月に優先的に各団体の使用年間計画をつくるので、問題はないと聞きましたが、横瀬町でも以前と同じように各団体の事前使用については優先して押さえているのでしょうか、お聞きいたします。

教育施設である、これらの施設は、公有財産であり、公の施設です。公の施設は、住民の福祉を増進する目的を持って、その利用に供するための施設です。町民グラウンドの芝生化は、その利用方法について住民全体の利益となる公平なものなのでしょうか、疑問を感じています。全て公務員は全体の奉仕者であって、一部の奉仕者ではないと憲法第15条にうたわれています。それに連動して地方自治法、地方公務員法などが制定されています。私たち議員の議員必携でも予算の審議項目を読みますと、あくまでも住民全体の福祉を念頭に置いて考えるべきで、いやしくも一部の住民の利益のために奉仕するようなことがあってはならない。一つの施策だけに重点を置くような見方ではなく、広く客観的に住民全体の立場に立った公平なものではなくてはならないとあり、公正、公平を議員に課しています。住民の福祉を増進する目的を持って、その利用に供するための施設と第一義でうたわれている地方自治法の定義と違ってないでしょうか、お聞きいたします。

以上、よろしくお願ひいたします。

○**関根 修議長** 4番、大野伸恵議員の質問1、後期基本計画策定の観点についてに対する答弁を求めます。まち経営課長。

〔大野雅弘まち経営課長登壇〕

○**大野雅弘まち経営課長** では、私のほうからは、要旨明細(1)、(2)、(3)、(8)について答弁させていただきます。

平成22年3月に第5次横瀬町総合振興計画の基本構想と前期基本計画を定めております。「緑と風が奏でるころ和むまち うららかよこぜ」を町の将来像に掲げて施策を推進しております。基本構想は10年間の構想として策定していますので、今回の改定は行いません。今回は、前期基本計画を評価や見直しを行いまして、5年間の後期基本計画を策定いたします。策定に際し、基本的な考え方を述べさせていただきます。

まず、1番目として、住民、地域と行政の協働による計画づくり、住民の意見を聞いて意向を反映するようにということで、昨年度中に町民の方に意向調査を行っているところでございます。2番目としまして、施策、事業の成果をはかることができる計画づくり、地方自治体の自己決定、自己責任の原則に基づき厳しい財政状況のもと、効率的かつ効果的な行政経営を行うため、施策や事業に数値化した目標を設定いたします。前期の基本計画では、目標指標を93の施策について掲げております。後期の基本計画におき

ましても目標指標を掲げる予定でございます。3番目としまして、長期的な視点に立った計画づくりでございますが、5年間の基本計画と申しましても、やはり長期的な視野に立って、自主的かつ自立した行政経営が行えるような計画づくりを考えております。4番目としまして、わかりやすい計画づくりということで、図や表を用いて、簡潔でわかりやすい表現にするなど、身近で親しみのある計画を策定するということを考えております。以上、基本的な考え方ですが、魅力、絆、希望の3つのワードのもとに計画を考えております。

前期基本計画の達成度でございますが、数値で示すのは、なかなか難しいのですが、前期基本計画の中にあります目標指標にて示させていただきます。目標指標の93の施策のうち目標値を達成した施策は、平成25年度末で36項目ございました。目標指標の一つに93の施策のうち50の施策を達成することを目標値として設定しましたので、約70%の達成率となっているところでございます。

続いて、要旨明細の(2)ですが、ここのところの自然環境や社会情勢の変化は目まぐるしいものがあります。3年前の東日本大震災、また最近、各地の大雨による土砂災害、横瀬町でも2月には大雪により住宅や農業施設など被害が発生しております。前回の意向調査では、町が重点に取り組むべき施策は「自然環境の保全」が一番多かったです。昨年行いました意向調査では、「防災・消防体制の充実」が一番多く、町民の方のニーズも変化してきているところでございます。また、昨年の西武秩父線の廃止問題につきましては、今まで考えてみなかったことも起きております。また、いいことでは、昨年の暮れから地域の方々、観光協会氷柱部会の方々によって兵の沢の氷柱が作成され、大きな話題となっております。このことは芦ヶ久保地域の活性化だけでなく、横瀬町の活性化に大きく寄与したことと思います。このようにいろいろな状況が変化しておりますが、このような変化を踏まえ、住民のニーズに応え、住民主体のまちづくりができるような後期基本計画を作成したいと考えております。

要旨明細(3)でございますが、おっしゃられるとおり実施計画につきましては、現在公表していないところでございます。実施計画は、基本計画で具体化した施策の実施年度や事業量、実施方法を今後の3年間を想定して毎年度作成しております。政策決定の過程の段階でございますので、今のところ公表することは考えておりません。ご理解いただきたいと思っております。

また、将来の人口の想定値でございますが、基本構想の中で将来人口を想定しております。今回、基本計画の部分を見直ししまして、後期基本計画を策定するものでございます。人口の想定値については、変更はございません。

続きまして、要旨明細の(8)ですが、おっしゃられるとおり、優良な宅地化計画については、現在具体的にはございません。今回、前期基本計画を評価、見直しを行いまして、今後の5年間の基本的な計画を作成いたしますので、やはり具体的には策定できないものと考えております。

以上です。

○関根 修議長 総務課長。

〔柳 健一総務課長登壇〕

○柳 健一総務課長 要旨明細(4)について答弁をさせていただきます。

男女共同参画の実現についてでございますが、「町基本計画」「男女共同参画2013プラン」に基づき推進していきます。なお、2013プランの各項目にある担当課の具体的な取り組みについて、毎年度終了後、進

捗状況の提出をお願いし、実効性を高めていきたいと考えております。

質問の審議会等の女性委員の割合でございますが、改めて調査をした結果、18審議会等の女性委員の割合が15.26%となっております。平成26年度末目標値の20%には達しておりませんが、関係各課には引き続き「横瀬町附属機関等の設置及び運営に関する要綱」に基づき女性委員の登用に努めていただきたいと思いますと考えております。

また、後期基本計画の平成31年度目標値については、現時点での割合等を考慮し、今のところ前期と同様の20%にしたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○**関根 修議長** 健康づくり課長。

〔大場紀彦健康づくり課長登壇〕

○**大場紀彦健康づくり課長** それでは、要旨明細（5）、予防医療の充実については従来どおりの計画かについて答弁させていただきます。

まず、前期基本計画の健康づくりの推進における目標指標といたしましては、乳幼児期に実施する1歳6カ月児健診受診率と3歳児健診受診率、そして成人期に行うがん検診のうち胃がん検診受診率、大腸がん検診受診率の4つの指標を取り上げております。このうち1歳6カ月児健診につきましては、平成25年度の受診率が95.4%で、目標である96%を達成できそうな状況にありますが、残りの指標につきましては、3歳児健診は目標値が95%のところ88.9%、胃がん検診と大腸がん検診は目標値が15%のところ3.7%と6.4%となっており、目標と開きがある数値を示しております。これら3指標につきましては、これまでの実施状況や課題を踏まえ、受診率向上策を検討し、目標達成のための検診の周知と啓発活動を継続して行い、保健予防事業の充実を図ってまいりたいと考えております。つきましては、後期計画におきましても、受診率の向上を目覚し、住民一人一人の健康を守り、結果として疾病の早期発見、治療につなげ、医療費の軽減を図りたいと考えておりますので、従来どおりの計画となる見込みでございます。

以上です。

○**関根 修議長** 振興課長。

〔高野直政振興課長登壇〕

○**高野直政振興課長** 私のほうからは、要旨明細（6）及び（7）につきまして答弁させていただきたいと思っております。

地場産業の振興につきましては、各種いろいろな補助事業を行っているわけでございますけれども、特にことしから経営革新承認奨励補助事業というのを新設させていただきました。また、ちちぶ定住自立圏推進事業の中で産学官のコーディネート事業、起業支援という関係につきまして実施しておりますけれども、これにつきましては、引き続き実施してまいりたいと思っております。

なお、商業という名前が消えたということにつきましては、振興協会ということで、同じように引き続き実施をしていくもので、内容等は変わっておりませんので、引き続き行っていきますので、ご理解をいただきたいと思います。

また、（7）につきましては、武甲山の登山口のトイレ設置でございますけれども、設置場所、処理方式、維持管理等の関係から慎重に検討させていただきたいと思っております。

以上です。

○**関根 修議長** 教育次長。

〔富田 等教育次長登壇〕

○**富田 等教育次長** 要旨明細（9）、学校などのファシリティーマネジメントをどう捉えていくかについて答弁させていただきます。

横瀬町の小中学校の校舎の構造部分の耐震補強に関しましては、平成25年度をもちまして完了してございます。今年度は、小中学校の校舎の非構造部材の耐震化調査などを実施しております。今後の教育委員会の意向といたしましては、先ほど議員からもおっしゃられましたように、平成32年度に予定している横瀬小学校第2校舎の建てかえと、平成34年度予定の横瀬中学校B棟建てかえを少しでも前倒しにさせていただき、建てかえる校舎は、木造、あるいは内装の木質化を希望しております。

事業に当たっては、建築工法、あるいは町内の木材利用などができるか。財政面ではどうなのか。少子化に伴う入学予定者数の推移などはどうか。文部科学省が示す学級定員数や特別支援学級数など、既設の施設を含め、総合的な学校運営を考慮した学級数、特別教室が確保できるよう財政担当課などと協議・検討し、最小の経費で最大の効果が得られるよう計画的に進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○**関根 修議長** 再質問はございますか。

4番、大野伸恵議員。

○**4番 大野伸恵議員** いろいろとありがとうございました。数点教えてください。基本計画をつくっていただくということで、住民のニーズにこたえということをお話しされましたので、これについては十分お願いいたします。そして、この基本計画が、私の頭にはずっと入ってこないのはどうしてかと考えたときに、実施計画が一番大切なのだなということを思いました。今現在公表していないし、公表は考えていないということなのですが、ここにあるのは平成3年度の杉戸町の実施計画書なのです。以前、研修に行ったときに、平成3年ですけれども、杉戸町のこういう実施計画書というものをもらいました。お金の関係、歳入歳出から事業計画、都市基盤、生活基盤ということで、こういうのが平成4年から平成6年、その次になると平成5年から平成7年という形でつくっていかれるのだと思いますが、私は一番最初のこれがないと、高いところには上れないのかなと思ったので、これをぜひつくっていただく方向で、お願いしたいのですが、それを1点お聞きします。

それから、男女共同参画の行政委員などの女性化の問題ですけれども、これは国も県も強く推進しています。そして、これはやるという強い意思がないと、引き上げるという強い意思がないとできないことだと思うのです。ですから、女性が多いということは、例えば国の住宅施策なども女性の国会議員がもっといれば、今のように空き家率が、7軒に1軒空き家とかというような状態にはなっていなかったのではないかと国の方針も間違ったというのですか、政策にもかかわるような大事な女性の視点というものを強く引き上げていただきたいので、今回も15.26%、そして20%ということでしたが、これは本当に強くお願いしたいので、私は25%ぐらいの高い目標を上げていただきたいと思うのですが、どうでしょうか。

それから、これは関係ないのですが、予防医療の関係について、3歳児の健診も95分の88ですか、これは3歳児ぐらいで健診に来ないというのは、ちょっと違う意味で問題かなというふうに感じますので、

100%来ないという現状はどのようなものがあるのか。心配なことはないのかどうか、お聞きいたします。

それから、武甲山の登山口のトイレの関係なのですが、慎重に検討していただくということですが、先ほど昼休みに、武甲山の頂上におがくずのトイレができていたのだそうです。今、水が使えないということですが、そちらに変更するとかして上はしていただきたいし、登山口は本当にほかの町村では当たり前ですので、これは慎重に検討しないでぜひ実現していただきたいのですが、それを1点お願いします。

以上、お願いします。

○**関根 修議長** ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

副町長。

〔渡辺利夫副町長登壇〕

○**渡辺利夫副町長** 今、実施計画が、他町村のがあるということですが、その施策から見ると、多分うちがつくっているような実施計画とは、また違ったレベルのものではないかというふうに思います。実施計画の中で、いろいろな箇所づけをいっばいして、それを公開するということになる、ここよりもあちらのほうを早くやるべきだとか、いろいろな意見が出て、收拾がつかなくなる場合があります。例えばどこどこ地区よりうちの地区が先だとか、そういった面で、政策決定過程において、余り細かな計画を示すということは、今後の予算づけ等で難しいというような考え方で、今のところ公表はしていません。また、世の中がいろいろ変わってくれば考え方も変わってくると思います。

それから、男女共同参画については、先ほど20%ということがありました。例えば公明党は25%ということで、前からいろいろ国の段階でも唱えています。20%にするか、25%にするかは、まだ決まっていますが、事務当局として20%でいきたいという意見だったように思います。

それから、トイレについてなのですが、登山口の考え方がいろいろあると思います。今回あそこに駐車場ができたので、あそこが登山口というふうに考えて、あそこにトイレがあるのは当たり前ではないかというような意見もありますが、大体トイレがあるようなところは、売店があつたりとか、民宿があつたりとか、そういったところで管理していただいています。余り管理する人がいないとか、周辺に住んでいる人がいないようなところでトイレを設置すると、大体がいたずらとか、あるいは汚されたりとか、大きな管理上の問題が生じている事例が多いと思います。

おがくずトイレについてですが、今いろいろなところで設置が進められていますが、ちょっと問題なのは、大勢が来たときに一遍に排せつされると、おがくずの機能を上回って、それが1回なると、どんどん、どんどん山積みになっていきます。例えば富士山なんかでも、多くの人があるシーズンには、よほど注意して、使用停止等をうまく絡めながら、トイレの管理をしていかないと、なかなか上手な維持管理はできません。ただ、くみ取りとか要らないで、みんな水と空気に分解されてしまうので、トイレとしては適正に管理し、適正な利用がなされれば、トイレとしては非常に素晴らしいというふうに思います。

いっばいいろいろな質問をされていまして、ちょっと1つだけ加えさせていただくと、先ほどから例えば実施計画、あるいは計画にない事業があつたと。ただ、そのない事業が、どれだけ町民のためになっていたかという評価で見ていただきたいと思います。手続が悪かったというようなことでなく、例えば時期を見て、今、雇用対策等で国庫100%の事業を入れながらコミュニティバスも実証試験が終わりました。それから、町内の防犯灯はLED化しています。そういった意味で、時々において、例えば計画にな

くても、このことをすることによっていいという、しかも100%国庫だというような事業があれば、それが計画になかったからだめということではなく、そういった面で評価していただければというふうに思います。職員の時、前町政の中で、計画の進め方が悪かったというようなご意見もありましたが、職員の時、町政の計画の進め方が悪いという意見を言われたようですが、例えばそういう……。それはどうでもいいです。

では、以上です。

○**関根 修議長** 健康づくり課長。

〔大場紀彦健康づくり課長登壇〕

○**大場紀彦健康づくり課長** 質問にお答えさせていただきます。

3歳児健診につきましては、対象者が63人、受診が56人で88.9%となるわけでございますが、その受けなかった方に対しては、通知をして、再度受けるように勧奨しております。それでも受けない場合は、保健師が家庭訪問を行っておりますので、虐待等の心配はないかと思われま

以上です。

○**関根 修議長** 再々質問はございますか。

4番、大野伸恵議員。

○**4番 大野伸恵議員** ご答弁ありがとうございました。職員の方たちは、前同僚ですので、職員の方を責めるのではなくて、一生懸命頑張っているという姿は本当に重々承知しております。

その中で、結局実施計画についてを問題にするのですけれども、毎年の見直しの実施計画があれば、人工芝についても、LEDについても、そこで計画にのって行って、皆さんの意思の疎通というのですか、できると思うのです。そして、例えば上下水道課の課長さんのほうでも言われましたけれども、太陽光システムの、太陽ソーラーというのは、本当にあのときにやっていただくと、売電価格が高くて、とてもよかったですけれども、それはされなかったようなのです。だから、そういうことについては、私は反対するものではないのですが、少なくとも実施計画にのせるだけの期間は1年間はあるわけですので、その実施計画の公表というのは、住民への公表ですので、工事なども入札の場合は年度初めにちゃんとしないといけないということになっていきますし、私たち横瀬町の住民は、俺たちのほうを先にやってくれみたいなことで、ごり押しをするような人はいないと思いますので、そしてこれは実施計画は、平成25年度に実施計画行政システム導入ということで、システムは導入されているようなのですよね、決算書を見ますと。ですので、これはぜひ実施計画をつくっていただいて、公表していただきたいと思います。

それから、トイレの関係ですが、だめな理由は本当によくわかりました。しかし、だめだったら、できる理由を知恵を出して考えていただきたいと思います。

それから、学校の施設の関係なのですが、生徒数など総合的なもので考えたいというお答えをいただきました。本当にありがとうございます。ただ、従来の学校の捉え方ではなくて、今、学校には調理室がありますよね、図書館もあります。そういうものは、特に横瀬町の図書館とか、調理室というものを別につくらなくても、そこで地域の方たちがするという方法を前に新聞なんかで読んだことがありますので、学校だけの施設ということを考えて計画するのではなくて、例えばですが、横瀬中学校と福祉センターをあわせたようなものというふうな総合的な計画で学校建設に望んでいただけたらなと思いますので、

お願いします。

以上、要望ですので、よろしく願いいたします。

○**関根 修議長** 以上で質問1を終了します。

次に、質問2、教育環境・育児環境についてに対する答弁を求めます。

教育次長。

〔富田 等教育次長登壇〕

○**富田 等教育次長** それでは、質問2について答弁させていただきます。

(1)、公平な育児環境により、充実のため、給食費の据え置きか、または子供全員に一律の助成を考えないかについてですが、学校給食は給食を提供するだけでなく、成長期の子供たちが必要な栄養素をバランスよく摂取し、望ましい食習慣を身につけ、豊かな人間関係を形成するなど重要な役割を担っております。

横瀬町の学校給食は、平成10年4月に給食費の改定を行い、学校給食の運営を行ってまいりましたが、その間における物価の上昇、さらに本年4月の消費税率の改定に伴い、給食事業を取り巻く環境は大変厳しい状況であります。

横瀬町学校給食費規則によりますと、学校給食費は給食調理場運営委員会の審議を経て、町教育委員会が決定するとあります。本年3月の給食調理場運営委員会において審議され、物価上昇や消費税が4月から8%になることなどの理由により、改定が承認されました。その後、教育委員会にて審議し、決定した後、保護者への通知やホームページなどでお知らせしてございます。本年10月1日から小学校は月額3,500円から3,800円へ、中学校は月額4,100円から4,400円と給食費の改定を行います。

学校給食の助成については、小中学校に2人以上の在籍児童生徒を有する保護者に対して、2人目以降の学校給食費を助成するものでございます。平成23年度より補助金を交付しております。補助金の交付実績は平成23年度分ですけれども、小学校児童219名に対しまして912万7,410円、中学校生徒26人に対しまして122万7,250円、児童生徒合計でいきますと、245人に対しまして1,035万4,660円、平成24年度におきましても同様の数字で、平成25年度におきましては若干減りますが、児童生徒でいきますと、合計で237人、1,072万366円の助成を行っております。

この助成によりまして、児童生徒1人分を全保護者が均一に給食費を負担することにより、子供が多い家庭への育児環境に大きく寄与しているものと思います。本制度は、開始から3年の経過であり、子供が多い家庭への子育て支援につながることから、このままの形で助成をしてみたいと考えております。

(2)の横瀬小学校の校庭芝生化は、基本計画にもものっている。教育環境の充実が先ではないかについてですが、この件については、昨年の12月議会において、今後芝生化については、費用対効果や近隣の状況を勘案しながら、計画の見直しを含めて検討いたしますと答弁させていただきました。その後、再質問におきまして、児童生徒はもとより、幼児から高齢者まで芝生の上で活発に体を動かす環境整備というのは、できれば必要ではないかと考える。今後学校に限らず芝生化を考えていきたいと思っておりますと答弁してございます。その後、高野教育長より、小学校校舎建てかえ時に芝生化を考えていきたいと答弁しております。現在、学校の芝生化につきましては、横瀬小学校第2校舎建てかえ時に考えていきたいと思っております。

要旨明細（３）の町民グラウンド等の利用について、町民と観光事業である合宿の誘致を同列に扱っている。町民を優先した後のあいている施設の有効活用ではなかったかについてですが、現在体育施設の利用については、町民は利用の３カ月前、それ以外は２カ月前の施設の利用申請でございます。合宿は、町民と交流する場合は３カ月前の利用申請ができます。合宿で町民と交流しない場合は２カ月前の利用申請となります。合宿において、他の地域の方々と交流を深めることは、地域の活性化のみならず、交流した住民の生きがいにもなると考え、福祉の増進につながると考えております。

要旨明細（４）の規則を制定してからの実績は。また、年度初めの使用計画は従来どおりかについてでございますが、横瀬町スポーツ交流館条例施行規則及び横瀬町町民グラウンド条例施行規則の改正により、平成25年度から合宿で交流した場合は３カ月前の利用申請ができることになりました。平成24年度、平成25年度、平成26年度は途中なのですけれども、有料の利用実績を申し上げますと、平成24年度は利用団体数３団体、利用日数11日、利用者数延べ1,020人、合計利用金額10万5,000円でございます。平成25年度は利用団体数２団体、利用日数が５日、利用者延べ620人、合計利用金額５万4,000円でございます。平成26年度、現時点ですけれども、利用団体３団体、利用日数９日、利用者延べ人数608人、合計利用金額９万6,000円でございます。そのうち観光協会が予約し、有料で使用した案件はありません。ただし、地元の団体と観光協会の申請によるサッカーの大会の利用は平成24年度１回、平成25年度１回ございました。有料実績等を見る限りでは、規則改正前の利用状況と改正後の利用状況の変化はないと考えます。

体育施設の年間利用計画は、新年度が始まる前に、体育協会、スポーツ少年団の加盟団体などによる日程調整会議を２月に開催し、各団体の事業計画により、町の行事、各専門部の秩父郡大会やスポーツ大会などの年間利用予定を日程調整会議で日程を調整し、年間利用計画を決定しております。旅館、民宿から交流を目的とした場合の合宿予約が入っている場合は、その会議において調整されます。その後、一般の利用に関しましては、体育施設の規則に基づき利用申請を受け付けております。そのようなことから、年度初めの体育施設などの使用計画は従前と何ら変わっていない状況であります。

要旨明細（５）の町民グラウンド等は住民福祉の増進が目的の公有財産であり、公の施設である。地方自治法などの定義に反していないかについてですが、公の施設は、先ほど議員さんもおっしゃったとおり、地方自治法第244条第１項において、普通地方公共団体は、住民の福祉を増進する目的を持って、その利用に供するための施設、これを公の施設と、設けるものとする定義されております。町民グラウンドの条例の設置目的は、町民の心身の健全な育成・健康の維持増進及びスポーツの振興を図るため、町民グラウンドを設置すると定めています。グラウンドの利用は、町民が優先であり、公の施設の定義、グラウンドの設定目的に合ったもので、住民の福祉の増進、町民の心身の健全な育成・健康の維持増進やスポーツの振興を図る施設でございます。施設の利用において、町民の利用を最優先に考えており、地方自治法などの定義に沿ったものと考えております。

以上でございます。

○関根 修議長 副町長。

〔渡辺利夫副町長登壇〕

○渡辺利夫副町長 時間がなくてですが、今回の合宿誘致における予約システムといいますか、それは平成24年３月26日に武甲鉦泉郷旅館民宿組合、東沢さんとか、ごかばしさんとか入っている民宿組合の方が、

何とか合宿誘致を進めるに当たってできないかということで、要望書を提出しています。それに基づいて体育関係者の協力を得て、何とかこのシステムができたという状況になっています。

それからまた、若林議員からも平成24年9月に町民グラウンドの有効利用について質問があって、秩父地域サッカーフェスティバル等いろいろ盛んになるようにということで質問を受けて行ったものです。そういった経緯がありますので、例えばこれも質問のあったとき、いろいろ悩ましかったのはどういうことかということ、例えば大野議員のいろいろ政治的なお仲間さんの中で、一方で合宿予約をしると強く要望しておきながら、それはまた、それはそれでいいのしょうけれども、役場としては非常に奇異な感じを受けたということを一言申し上げたくて、時間オーバーながら答弁させていただきました。

以上です。

○関根 修議長 町長。

〔加藤嘉郎町長登壇〕

○加藤嘉郎町長 私からも一言意見を述べさせていただきたいと思います。

前段質問1のほう、計画行政というお話がございました。私が一番大事にしたいと思っているのは、おっしゃられるように目標設定、これが一番大事だと思います。その手段、方法については、おのずからその時期、あるいは方法、あるいはいろいろな諸条件を加味した上での決定をしていくべきものというふうにご心得しております。私、政治というのは、一つの戦いだというふうに思っております。でありますから、勝利を導いていくためにはどんな方法をとったらいいかということが、一つの政治の条件ではないかというふうに思っております。

私は、そうした意味から、昔からの日本が経験した戦い、非常に興味を持っておりまして、いろいろな部分から研究ではありませんが、勉強しております。その中で一つ気がついたことは、さきの大戦において日本が敗戦を迎えた、一つの大きな要因は、この計画にある。日本の計画というのは非常に緻密であります。絶対勝つような計画をつくってあります。だけれども、勝ってないです。それは何に原因があるかということ、目標設定に原因がある。目標を定めていない日本の計画は、それがゆえに日本は敗戦の憂き目に遭っていると私は思っています。

反対にアメリカのいいところは、そうした計画というのは、あくまで目標をクリアするためには、どんな方法でも、そのときの条件に合ったように変更していく。日本はいわゆる計画倒れになっている。反対にアメリカは、計画をその時期に応じて更新をしていくという方法をとっている。これは人事等においても当てはまるのではないかと思います。日本は、昔から年功序列です。だけれども、アメリカは能力主義、そうですよね、富田議員さん、違う。私が勉強したのは……

〔何事か言う人あり〕

○加藤嘉郎町長 いや、いいです。そのときにおいて適切な人事配置を行っていく、そうしたことが非常に有効な条件になってくるのではないかと、そんなふうに思っております。

以上で終わります。まだ40秒あります。

○関根 修議長 再質問はございますか。

4番、大野伸恵議員。

○4番 大野伸恵議員 加藤町長のお考え、いろいろと教えていただきました。ありがとうございました。

時間が28秒ですので、私も一言。私は、政治は戦いではないと思っています。私は、横瀬町の政治を目指して政治家になりましたが、それはただ一つ、横瀬町の町民が元気に楽しく人生を過ごしていただきたいなという思い一筋で議員になりました。政治は、私にとっては戦いではありません。いいことをするという、本当に楽しいことの一言です。

以上です。要望です。

○**関根 修議長** 以上で4番、大野伸恵議員の一般質問を終了します。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時08分

再開 午後 2時18分

○**関根 修議長** 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま町政に対する一般質問中です。

○**関根 修議長** 次に、8番、若林スミ子議員の一般質問を許可いたします。

8番、若林スミ子議員。

〔8番 若林スミ子議員登壇〕

○**8番 若林スミ子議員** 8番、若林スミ子でございます。議長の指名をいただきましたので、通告に従い、大きく3つ質問させていただきます。

初めに、広島市の豪雨災害被災者の皆様に心よりお見舞い申し上げます。また、お亡くなりになられた方々のご冥福をお祈り申し上げます。私たちも今後の防災・減災対策のあり方について再確認をさせていただいたように思います。地域の特性を知り、日ごろの備えを万全にと考えております。

1番目として、AEDの普及による、さらなる啓発について。全国で普及を推進してきた自動体外式除細動器、通称AEDの使用が一般の人にも認められるようになって本年で10年が経過いたしました。厚生労働省研究班のまとめによると、普及台数は現在では45万台を超えているとされています。日本は、人口1人当たりの普及率が世界一と言われております。従来は、医療従事者のみに使用が認められていたのが2003年に救急救命士に使用が拡大され、2004年7月には一般の人にも解禁されました。

そこで、質問（1）、学校を初めとした公共施設、人の多く集まるイベント等への当町の設置状況と貸し出し状況をお伺いします。

総務省消防庁では、ことし7月、急速に普及したAEDの実態について、全国の消防本部に対して、さらなる有効活用に向け、住民が設置場所を知ることができるよう情報提供することや、設置施設の従業員や周辺住民に対する応急手当での普及促進などに取り組むように求めました。当町におきましても積極的にAEDの設置に取り組んでいただきました。消防庁は、一般住民が心肺停止状態の人を発見し、その場

でAEDを使用した場合の1カ月後の生存率は未使用の場合よりも約4.4倍も高いとしております。ところが、一般の人によるAEDの使用率は低調だということです。やはり使い方がわからない人も多く、フル活用されていない。数はふえていても10年前と変わらない状況と話しております。現場に居合わせても不安などから使用をためらっている場合もあります。人の命がかかわっております。大声を出すだけでも構わないので、勇気を出してほしい。そこから救命は始まるとした上で、講習会を受けられる機会や講師をふやす必要性を訴えております。

そこで、質問（2）として、AEDを使った講習会の実施状況をお伺いいたします。

大きな2として、認知症対策について、（1）、高齢化の加速に伴って認知症が急増しております。今や65歳以上のほぼ7人に1人が認知症と言われております。警視庁によると、認知症が原因で行方不明になったという届け出は2012年で9,607人、そのうち359人が発見時に死亡していた。この春、徘徊状態にある認知症の男性が電車にはねられ、死亡した事故は、皆さんの記憶に新しいと思います。認知症患者の同居家族の介護負担は、それこそ大変厳しいものがあります。当町の認知症患者さんの把握はどのようにされているのでしょうか。おおよそ何人くらいおられるのでしょうか。その方への対応策はいかがでしょうか、お伺いいたします。

2つ目に、認知症サポーター、認知症に関する正しい知識を持ち、地域で本人や家族に対して手助けをする人のことをいいますが、この認知症サポーターの認定者は何人おられるのでしょうか、お伺いいたします。

（3）、いる場合は、どのような活動をされておられるのでしょうか。いない場合は、今後どのようなサポーターの育成の考えがあるか、お伺いいたします。

（4）、早期発見と早期対応で、軽度のうちに気づくことで、患者さんも家族も安心して暮らせると思います。軽度の認知障害を判定するスクリーニングテストを行っている自治体もあると伺っております。当町でもぜひ取り組んでみてはいかがかと思いますが、お考えをお聞かせください。

（5）、認知症の早期発見の対策として、訪問支援に取り組んでいるところもあるように聞いておりますが、当町の実態、現状はいかがでしょうか、お聞かせください。

大きな3として、子育て支援の観点から、保育所・児童館・小中学校のクールスクールづくりについて。質問（1）、当町におきましても、ここ数年の間に各教室へのエアコン設置がされました。教室での学習や保育には改善が図られているところでございます。しかし、子供たちが歩く保育所のテラスや小中学校のプールサイド等、コンクリート部分の熱を下げる対応はどのようにされておりますか、お伺いいたします。

この対応として、熊谷市では熱交換塗料を塗り、炎天下においても温度上昇を抑え、はだしで歩いてもひんやり、ぺたぺたできる快適な保育環境を確保したとお聞きしました。この塗料の効果は、地面の蓄熱によるやけどを防ぐ。地面からの反射熱を押さえることで、子供たちを熱中症から守る。冷房効果の上昇による省エネ効果及び節電効果、また塗装による美観の確保、冬季における保温効果、以上のような効果が期待できるようです。

そこで、安心安全な教育環境づくりに熱交換塗料を使った省エネ対策をしてはいかがか、お考えをお伺いいたします。

以上で壇上からの質問とさせていただきます。

○**関根 修議長** 8番、若林スミ子議員の一般質問、AEDの普及によるさらなる啓発についてに対する答弁を求めます。

健康づくり課長。

〔大場紀彦健康づくり課長登壇〕

○**大場紀彦健康づくり課長** それでは、質問事項1、AEDの普及によるさらなる啓発について、要旨明細(1)、AEDが一般人にも認められるようになって本年で10年を経過しました。公共施設、学校、人の多く集まるイベント等、当町の設置状況と貸し出し状況はについて答弁させていただきます。

AEDの設置状況につきましては、横瀬町役場を初めとする町有施設に10カ所設置しております。その他、道の駅、医院、企業、商店等重要な箇所に設置され、町内で計27カ所設置されていることを確認しております。また、貸し出し状況でございますが、平成21年度から平成25年度の5年間に46回貸し出しを行っております。

要旨明細(2)、AEDを使った講習会の実施状況はいかがかについて答弁させていただきます。町では、職員を対象とするAEDを使用した普通救急講習会、これは修了証が発行されるものでございますが、健康づくり課が主催し、年1回開催しております。今年度も一応予定をしております。また、町民を対象にした普通救命講習会は、今まで実施しておりませんでした。今年度は1回予定しております。また、そのほかに秩父消防署東分署で平成25年度に実施したAED使用に関する講習会は17回実施され、293名の方が講習を受けております。

以上、質問事項1について答弁させていただきました。

○**関根 修議長** 再質問はございますか。

8番、若林スミ子議員。

○**8番 若林スミ子議員** ありがとうございます。当町におきましても非常に多くのAEDを買っていただいたり、またレンタル等で早急に設置していただいたところでございます。そして、貸し出し等もしていただき、町の行事ではたくさんの方々が集まる行事が、町民体育祭、またよこぜまつり等屋外での、そういったイベントもございますので、そういったときに用意していただいているのは承知しております。この中で1番として、やはり10年間でせっかく設置はしていただいたものの、どこに置いてあるかなというのが、なかなか住民の方にも周知がされていないということがございます。

そこで、横瀬町には緊急避難場所の看板等がございますが、ふだん人がいない公会堂等は無理ですが、こういった看板のところに「AEDの設置あり」とかというステッカー等を張っておくことはいかがかと思いますが、そんな考えを持っているのですが、どうでしょうかということで、再度お伺いいたします。

○**関根 修議長** ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

健康づくり課長。

〔大場紀彦健康づくり課長登壇〕

○**大場紀彦健康づくり課長** このAEDの設置場所の周知につきましては、避難場所の看板等に周知をしてみてもということなのですが、町の施設におきましては、それは可能だと考えておりますが、そのほか避難場所であっても建物等がない場合、またAED等を設置していない場合がありますので、まずは町施設

につきまして、そのようにしていきたいと思えます。

以上です。

○**関根 修議長** 再々質問はございますか。

8番、若林スミ子議員。

○**8番 若林スミ子議員** ありがとうございます。また、そのように検討していただきたいと思えます。そして、ここで国も考え、設置の推進を進めてきた国、また公明党でございますが、やはりそれを利用して、人の命が救われるということが一番根本でございますので、これは年に1度、私もこれまで設置を推進してきた者として、自分で除細動器の講習を受けたのは本当にまだ3回程度なのです。消防団員まではいかないといたしましても、救急救命士さんまではいかないにしても、やはり何回か自分で自主的にやっていないと、とっさに起こったときというのはできないものです。そして、悲しいことに、今回秩父地域ではプール授業のときに、そういう方がいましたけれども、除細動器というのは、その方に使用しようかなと思ったときには、使用していいというのと、あと使用不可能と、ちゃんと指示を出してくれるのです。ですから、不安に思わないで、そういうこともちゃんと講習を受けていないと、流れてくるテープになかなか関心を寄せてもらえないので、町としては、町民に対して今回実施をしていただくということなのですが、啓発として、そういったものに皆さん参加してくださいというような推進を十分にさせていただけたらと思うのですが、その点についてはいかがでしょうか。

○**関根 修議長** ただいまの再々質問に対する答弁を求めます。

健康づくり課長。

〔大場紀彦健康づくり課長登壇〕

○**大場紀彦健康づくり課長** 再々質問に対してお答えさせていただきます。

町民に対して行うAEDの講習会でございますが、啓発としまして、まずは広報等を使って啓発させていただきたいと思っております。ただ、実際にまだ開催日時等決まっておきませんので、決まり次第、そのようにさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○**関根 修議長** 以上で質問1を終了します。

次に、質問2、認知症対策についてに対する答弁を求めます。

健康づくり課長。

〔大場紀彦健康づくり課長登壇〕

○**大場紀彦健康づくり課長** それでは、質問事項2、認知症対策について、要旨明細(1)、高齢化の加速に伴って認知症が急増している。当町の認知症患者の把握はどのようにされていますか。おおよそ何人くらいでしょうか。その方への対応策はどうでしょうかについて答弁させていただきます。

当町において医療機関で認知症の診断を受けている方についての把握は行っておりませんが、介護保険の認定を受けている方につきましては、認定調査票の中にある認知症高齢者の日常生活支援度がⅡa以上、これは厚生労働省推計で算出基準によるものですが、このⅡa以上に該当する高齢者を中心とした平成24年度の人数について把握しております。

平成24年度に要支援・要介護認定を受けた認定者数は367名、その中でⅡa以上の方は176名おりました。認定者の約48%の方が、何らかの認知症状が見られている状況でございます。また、介護保険の認定を受

けていない方については、把握し切れていないのが現状です。認知症状が見られたとしても、認知症との診断を受けていない場合も多々あるため、認知症高齢者全体の把握は困難と考えます。対応策につきましては、特に行っておりませんが、介護保険の認定を受けている認知症高齢者については、介護サービス等を利用している方がほとんどであり、何らかの支援とは結びついていると考えております。

要旨明細（2）、認知症サポーターの認定者は何人いるかについてでございますが、これまでに認知症サポーター養成講座を受講した人数は平成26年6月30日時点で118名でございます。このうちキャラバン・メイト、これは認知症サポーター養成講座の講師ができる者でございますが、3名おります。

要旨明細（3）、いる場合は、どのような活動をされているのか。いない場合は、今後このようなサポーターの育成の考えはどうかについてお答えいたします。認知症サポーターの役割は、何か特別なことをする人ではなく、認知症について正しく理解し、偏見を持たず、認知症の人や家族を温かく見守る応援者として、自分でできる範囲で活動することでございます。そのため、強制的に何か活動していただくというようなことはございません。養成講座を受講した各個人が認知症について理解を深めた上で、地域の人たちを見守り、認知症の方や、その家族と適切にかかわっていただければよいものと考えております。今後も認知症サポーター養成講座は実施していく予定であり、引き続き養成していく予定です。

要旨明細（4）、早期発見と早期対応で、軽度のうちに気づくことで、患者も家族も安心して暮らせると思います。軽度の認知障害を判定するスクリーニングテストを行っていると聞いていますが、当町でもぜひ取り組んでみてはと思いますが、いかがでしょうかについてですが、当町にもスクリーニングテストを実施している業者の方が来庁され、説明を受けましたが、実際に実施するか、現時点では検討中でございます。スクリーニングテストは、軽度認知症の判別をパソコンを使ってその場で判定し、結果によっては、保健師などが運動や生活習慣の見直しなどのアドバイスをしていくシステムで、テストの標準時間は1人当たり10分から15分程度ですが、人によっては30分以上かかることもあるようです。また、1回当たり2,500円必要となり、実施するには方法等の検討が必要と考えられます。また、県内では小鹿野町、幸手市が実施したと聞いております。高齢者の健康チェックの一部として活用はできると思いますが、認知症かどうかという判定ではないため、頭部の健康チェックという視点で受けていただく必要があると考えます。また、スクリーニングテストによって軽度認知障害と判定されたとしても、医療へつなげるほどの症状でないことのほうが多いことから、各個人みずから日々の生活の中で認知症予防の取り組みをしていただくことが重要であると考えます。

要旨明細（5）、認知症の早期発見の対策として、訪問支援に取り組む自治体もあるようですが、当町はいかがですかについてお答えいたします。当町では、認知症の早期発見という目的ではございませんが、毎年65歳以上の方に実施している基本チェックリストをもとに、返信のなかった75歳以上を抽出し、実態把握として訪問活動を行っております。今後抽出の対象を拡大し、訪問活動を強化していきたいと考えています。認知症については、忘れ物があっても年だからと済ませてしまう方が多く、実際に気づいたときにはかなり進行していることが多々あります。地域の方々にも認知症について理解をしていただき、地域での見守りや対応も重要だと考えております。そのためにも今後も引き続き認知症サポーターを養成し、地域内での認知症の早期発見ができるよう、認知症についての理解を深めていただき、地域の見守り役として活動していただくよう、普及啓発活動を行っていききたいと考えております。

以上で質問事項2の答弁とさせていただきます。

○**関根 修議長** 再質問はございますか。

8番、若林スミ子議員。

○**8番 若林スミ子議員** ありがとうございます。最初に町の実態です。認知症というのも、人間として生まれて人生をしてきて、最終的に老いていく一部なのかなというので、かからないで済むならかかりたくないと思いますが、自分がかからないという保証はありませんし、私のおじいちゃんが小学校6年のときに認知症で自宅でなっております、家族として介護した覚えがあります。俺は飯はまだ食ってないとか、1日ゆで卵を10個ぐらい食べてしまうとか、同じような食事ばかりするとか、季節でもないのに餅を食べたいとか、本当に家族としては、そういう毎日、毎日、365日が、この人のために1日が終わってしまうのかなという思いをした時期がございました。しかし、やはり一番身近で寄り添えるのは家族であり、また身近な親戚やご近所の方だと思います。そういったことで、先ほど申しましたように軽度のうちに、誰もが通る道ですけれども、気づいてあげて、話し相手になったり、またそうだよねと、同じことを繰り返して話すというのは、そもそもだと思のです。ですから、そういった話し相手になってあげるといような形で、ただいまご答弁いただいたように横瀬町にも、そういった認定の中には、患っている方もいらっしゃるということがわかりました。

そして、認知症サポーターについても、当町でもそういった講習に、もう既に118名の方に参加していただき、もちろんキャラバン・メイトというスペシャリストの3名の方もいるということで、私も時間をとれるようになったら加わりたいなと思っております。今後も、このような症状の方は減ることは少ないと思しますので、ぜひサポーターの育成には、なお一層またよろしくお願ひしたいと思ひます。

また、こういった症状が出たとき家族は、ちょっと隠したいなというようなときがありますが、一番最初に町のどこの窓口に、そういったことをご相談したらいいか、お教えいただけますか。

○**関根 修議長** ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

健康づくり課長。

〔大場紀彦健康づくり課長登壇〕

○**大場紀彦健康づくり課長** 再質問に答えさせていただきます。

そういうふうになんかちょっと疑わしいような面がありましたら、介護のほうの担当者のところにご連絡をいただければ個々の対応をさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。

○**関根 修議長** 再々質問はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○**関根 修議長** 以上で質問2を終了します。

次に、質問3、保育所・児童館・小中学校でのクールスクールづくりについてに対する答弁を求めます。
保育所長兼児童館長。

〔小泉明彦保育所長兼児童館長登壇〕

○**小泉明彦保育所長兼児童館長** 私のほうから要旨明細の(1)、コンクリート部分の熱を下げる対応について、(2)の熱交換塗料での省エネ対策について、保育所・児童館について答弁させていただきます。

保育所・児童館のプールサイドでございますが、プールは組み立て式でございます、プールサイドは

コンクリートではなく、プラスチック製のすのこを使用しております。熱くて歩けないような状況は少ないようではありますが、暑い日には水をまくなどの対応をとっております。また、ベランダ、テラスはコンクリート製でございますが、コンクリートの上にゴム製の樹脂マットを敷いております。熱さ対策にも効果があると思っておりますし、低年齢の児童もおりますので、安全面からもそのような対策をとっております。

児童館でございますが、児童館のプールも同じく樹脂製でございます。保育所同様にマットを敷いてプールの利用をしております。児童館のベランダ、テラスでございますが、コンクリート製でございますが、ひさしが広くつくられておりますことから、直射日光が余り当たらない、そういう状況でございます。現在は、特に熱に対する対応はとってございませんが、今後の状況の変化もあると思っております。対応について検討させていただきたいと思っております。

次に、熱交換塗料での省エネ対策についてでございますが、屋根や外壁などにその塗料を使用することで、夏場温度が下がり、冷房コストの削減、省エネにつながる塗料ということでございます。いろいろな用途があるようでございますが、今後は効果等を検証いたしまして、施設の改修時等におきまして使用を検討させていただきたいと思っております。

以上でございます。

○関根 修議長 教育次長。

〔富田 等教育次長登壇〕

○富田 等教育次長 それでは、質問3、小中学校でのクールスクールづくりについて、(1)の小中学校の対応でございますけれども、小中学校において夏季に熱せられたコンクリート部分の影響が考えられるのはプールサイドやベランダなどと思われまして、そのうち校舎附属のベランダは上履きを履き、歯磨き時に利用しておりますが、それ以外は教室内で学習をしております。素足で熱いコンクリートを歩く機会があるのは水泳学習のときにプールサイドが考えられます。小学校プールは平成25年度から今年度にかけて、ふちタイルの交換、塗装などの改修工事を行いました。その後、プールサイドはゴムチップ舗装などの工事が行われまして、素足で歩いてもクッション性がある素材での熱対策がなされたことによりまして、歩行が容易になったというような状況でございます。中学校プールは、小学校プールに比べまして利用時間が短いようでございます。水泳学習前に散水するなど熱対策を行い、使用しているようでございます。現在のところ、それほど不便はないとのお話を伺っております。

要旨明細2の熱交換塗料での省エネ対策についてですが、近隣市町村の小中学校での対応ということの確認をいたしました。熱交換塗料の使用実績を確認しましたところ、秩父地域で使用された施設は、まだないようでございます。今後温暖化が進み、一層の省エネ対策が必要な場合や、建物の建てかえなどの場合に熱交換塗料の使用を研究し、検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○関根 修議長 再質問はございますか。

8番、若林スミ子議員。

○8番 若林スミ子議員 ありがとうございます。保育所・児童館、幼児教育の教育現場においては、大変お心遣いをいただき、やはり低年齢の子どもさんたちですので、足元等には十分気を使ってやっていただいております。ご答弁いただいたわけですが、修繕時には、とてもすばらしい熱交換塗料だと思

いますので、ぜひともこういった効果等を、改善時には利用してみたらどうかと思います。熊谷市とか、群馬館林市、みどり市などは、ことしも最高の気温が出たところですので、特に小中学校とは違い、保育所なんかですと保育時間が長いですね。子供さんが、その施設にいる時間帯が長いので、ぜひそのように改善しなくてはならないときには積極的に検討していただいて、取り入れられたら幸いかと思います。

小中学校のプール授業等については、小学校のプールの改修は、平成25年度の予算でしていただいたということで、今のところは、この地域ではプール時間も短いですし、やはり配慮していただいているので、こういったことも大丈夫かとは思いますが、また再度河川で子供たちが遊ぶわけにはいきませんので、特にプールサイドやベランダ等には、そういった樹脂の研究なども参考にしていただきまして、取り入れていただければ幸いかと思います。

中学校のプール授業というのは本当に短いと思うのです。その中で、やはり中学校でも急な、これからの異常気象ですので、そういったプールサイドの熱というのもわかりませんので、配慮いただきまして、今後中学校のプール改修のときには、ぜひとも取り入れていただけたらと思います。要望になってしましますが、ありがとうございました。

1点、済みません。再質問は、漏れがあるので、1点だけ申しわけございません。認知症の対策の中で、これもあれなのですけれども、東京都の品川区という大きいところですので、子供向け啓発イベントということで、認知症ってどんな病気なのだということで、認知症に関する基礎知識などを学習する機会をつくっているようですので、認知症になっても心は生きているという、また話を聞き、理解してくれる人がいることで、本人も病気を受け入れて向き合うことができる。そういった関係で接し方を学んだり、理解を深めるための、そういった住民と認知症の家族を持っている方との交流を深めるような居場所づくりを今後町で取り組んでみてはどうかと思いますが、いかがでしょうか。

○関根 修議長 健康づくり課長。

〔大場紀彦健康づくり課長登壇〕

○大場紀彦健康づくり課長 答弁させていただきます。

小さい子供と認知症の方のかかわりではなくて、町では認知症サポーター養成講座の中で、中学生や高校生を対象としたサポーターの養成講座を行って、今年度実施しております。これには横中の生徒と、あと農工の生徒が参加しております。その家族との対話とか、そういうものにつきましては、また担当のほうとよく相談しまして、実施できるように努めていきたいと思います。

以上です。

○関根 修議長 以上で8番、若林スミ子議員の一般質問を終了します。

○関根 修議長 次に、1番、富田能成議員の一般質問を許可いたします。

1番、富田能成議員。

〔1番 富田能成議員登壇〕

○1番 富田能成議員 それでは、通告に従いまして一般質問をさせていただきたいと思いをします。

総合振興計画についてなのですが、先ほど4番議員の質問の中で、1番、後期基本計画策定の観点についてというのがありまして、こことかぶる部分がありますので、できるだけかぶらないように簡潔にやらせていただきたいと思います。

先ほどの4番議員への答弁の中で、まち経営課長のほうから後期基本計画策定の考え方について4つ示していただきました。1つが協働による計画づくり、2つ目が数値化した目標を持つこと、3つ目が長期的な視点に立った計画づくり、4つ目がわかりやすくという、4つ示していただきましたが、3番目の長期的な視点に立った計画づくりというのを中心にお話をさせていただきたいと思いをします。

現在、日本中の地方都市、町村が、それぞれ程度の差はあっても人口減少を主因とする財政基盤の縮小、悪化の危機にさらされており、難しい行政運営を強いられている状況にあります。私たちの横瀬町も例外ではありません。ことしの5月、日本創成会議の人口減少問題分科会が発表した2040年の人口推計の中で明らかにされた自治体の危機が危ぶまれる消滅可能性都市のリストは、日本の地方社会をめぐる厳しい状況を改めて浮き彫りにしていました。

消滅可能性都市とは、2040年までに次世代を産み育てる主力となる20歳から39歳の若年女性が半減して、行政機能の維持が難しくなる可能性がある自治体を指した言葉です。私たちの横瀬町も周辺市町村とともに、この消滅可能性都市のリストに含まれていて、今からわずか26年後、2040年の横瀬町の推計人口は4,910人と、このレポートでは示されていました。

もちろん、これは一定条件の試算に基づいていますので、必ずこうなるというたぐいのものでもないですし、必要以上に悲観することもないのかもしれませんが、少なくともこのままいくと、人口減少は早い速度で進展していき、この先わずか10年、20年、30年程度の間に、横瀬町は今とは全く違う町になっていく可能性が高いということは、まず認識しておく必要があることだろうと思っています。

人口減少は、地方の自治体にとって大変困難な課題です。特効薬はありません。政策を打っても、すぐに結果が出るようなものでもないですし、継続的かつ組織的、計画的な取り組みが必ず必要になります。この人口減少の厳しい現実から目をそらすことなく正面から向き合い、人口減少を少しでも抑制する努力及び人口減少に耐え得るまちづくりをするという努力が一義的に求められている時代になってきていると改めて感じています。

今期から第5次後期の総合振興計画の策定準備作業が始まりました。これは町の今後、当面の進む方向性や速度ややり方の指針となる大変重要な計画です。横瀬町が持続可能な町であり続けるために、現在の最大の脅威は人口減少です。ぜひともこの厳しい現実を正面から受けとめ、対処していく骨太の振興計画の策定をしていただければと思っています。

そんな観点でお伺いしたいと思います。新たな総合振興計画策定に当たっての考え方、方向性について教えてください。

以上です。

○関根 修議長 1番、富田能成議員の質問1、総合振興計画についてに対する答弁を求めます。

副町長。

〔渡辺利夫副町長登壇〕

○**渡辺利夫副町長** 人口減少社会にどう対応するかということについては、いろいろな論文等でいろいろ出ているところでございます。例えば人口減少の原因は、自然減、社会減ということで、2つの原因があると思います。幸い横瀬町の合計特殊出生率は、滑川町が埼玉県内で1番で、2番が秩父市、3番が横瀬町というようなことで、ある程度出生率は、今のところ県内ではいいところにいるかなという認識を持っています。だからといって、そういう今、自然減に対応する子育て対策とか、そういった面は、今後もおろそかにするというようなことはなく、一生懸命やっていくというような計画にしていきたいと思っています。

それから、もう一つは、社会減に対応する社会増ですが、それは雇用をつくるか、産業を創出するか、そういったことが大変重要になってくると思います。今いろいろな施策、いろいろなことが、例えば横瀬町についても西武関連でいろいろな話が来たり、あるいは新しい用地の活用として、西武横瀬駅の南側をどう今後考えるかとか、あるいは兎沢に町有地がありますけれども、そういった兎沢の町有地を今後どう活用していくかとか、そういった町有地の活用についてもいろいろ雇用対策とか、あるいは住宅対策等になるかもしれないのですが、そういった産業対策に何とか資するようになっていければいいかなというふうに思っています。

それから、もう一つの視点は、先ほど富田議員さんがおっしゃられたように人口減をした場合、それに耐えられる町としての体制をつくっていかなくてはいけないという話がありました。それは今、秩父郡市では定住自立圏等でいろいろな自治体と公共施設の例えば相互利用だとか、規模が小さくなった場合、なかなか維持管理が難しいだろうと思われる水道事業だとか、そういった事業について共同化を今進めていかなくてはいけないということで、今考えられているのですが、それは以前からも、やはりごみ問題だとか、いろいろな問題で今までも共同化していました。そういう共同化による一つの方法が、人口減に対して耐えられる自治体の一つの方策かなというふうに思います。

それから、よく言われるように、いかにコンパクトな町にするかということが言われています。道の総延長が長ければ長いほど維持管理費がかかります。また、防災対策とか、いろいろな面でお金がかかります。そういった面からコンパクトな町にして費用がかからないというような考え方もあると思います。ただ、このコンパクトシティというのは、一つ間違えると横瀬は要らないというようなことにもなりかねないので、使い方は難しいかなと思います。今、コンパクトシティというのは、例えば一極集中であると、あるいは県庁所在地だけあればいいのだとかというような意見等があります。ただ、そういう意味でなく、地方が生きていくために、いかにコンパクトな町にするか、それは行政機能も含めた、インフラも含めてコンパクトな町にしていくということが必要であるというふうに思っています。

通告内容が大きかったので、どういうふうにお答えするか、特に用意していませんが、今はそのようなことで考えております。

以上です。

○**関根 修議長** 再質問はございますか。

1番、富田能成議員。

○**1番 富田能成議員** 答弁ありがとうございました。もちろん問題意識としては皆持っていて、個々の政策を考えていくというところが大事ではあるのですが、そもそも入り口のところで、共通認識とし

て危機感を持つということと、計画に落とししていくということが、すごい大事だと思います。だから、以前もここで申し上げたのですけれども、個別の政策をして人口増につながるかもしれないということではなくて、減少させないためにどうするか、耐えるためにどうするかという計画をつくることが求められているのではないかなと思っています。

私は、結構自分の政治活動を始める動機に、この問題があって、これに取り組みたくて始めたのが4年前なのですけれども、4年前は余り響かなかったのですけれども、最近この前の日本創成会議等の影響で、普通に口に出してもらえるようになって、いろいろな自治体が取り組みを実際に始めています。先ほど5番議員さんが言及された飯能市の例もそうですし、例えば世の中には幾らもあるのですけれども、桐生市のホームページを見ると、人口問題が大きく取り上げられていて、ちょっと読みます。そこで喫緊の課題である人口減少への対応策を見出すべく平成24年に内部組織である桐生市人口減少対策検討委員会を組織し、人口減少対策に対する提言書を取りまとめました。平成25年度において桐生市新生総合計画後期基本計画、これも後期なので、横瀬と同じだと思うのですけれども、人口減少対策を最重要課題として位置づけるとともに、人口減少対策をつかさどる人口対策室を設置し云々かんぬんとあるのです。だから、まず最重要課題として位置づけるというところがスタートで、それに対して対処していくということが必要になると思います。

これは我々の共通認識で、特効薬はないので、それは個別の政策に落とししていくと、定住促進政策だったり、あるいは交流人口の拡大だったり、若者支援だったりといろいろに落ちていくのだけれども、それが個別の政策であるということではなくて、全てが、同じ目的がまずあって、それに対処するということが、今の物すごいスピードで社会構造が変化していて、町が存続できるかどうかというような状況になってきたのだとすると、必要かなというふうに思っていますので、ぜひご検討をいただければと思います。これは要望で結構です。

○関根 修議長 答弁はいいですか。

○1番 富田能成議員 あればお願いします。

○関根 修議長 副町長。

〔渡辺利夫副町長登壇〕

○渡辺利夫副町長 今回の追加質問で、富田議員が言っている内容がわかりました。わかりましたと言うとおかしいのですけれども、今までよくわからなかったところもあったのですが、例えば人口対策室のようなものをつくって、目的を一つにして、ある程度強力で推進していくということだと思います。また、いろいろ相談して、そのようなことが、例えばよく言うところによると、道具立てみたいな感じがあるところもあるのですが、そういったことをして職員の意識を一体化したほうがよいというふうに感じましたら、そのような組織もつくっていきたいというふうに思いますので、よろしくお願いします。

○関根 修議長 よろしいですね。

〔「はい」と言う人あり〕

○関根 修議長 以上で1番、富田能成議員の一般質問を終了します。

これにて日程第4、町政に対する一般質問を終了します。

◇

◎報告第4号の上程、説明、質疑

○**関根 修議長** 日程第5、報告第4号 横瀬町の健全化判断比率及び資金不足比率についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔加藤嘉郎町長登壇〕

○**加藤嘉郎町長** 上程されました日程第5、報告第4号 平成25年度決算に基づく横瀬町の健全化判断比率及び資金不足比率についてでございますが、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、監査委員の意見をつけて報告するものでございます。

まず、1の健全化判断比率について申し上げます。実質赤字比率及び連結実質赤字比率につきましては、赤字ではないことから、それぞれ数値の記載はございません。

次に、実質公債費比率でございますが、一般会計の元利償還額が減少したことなどにより、前年度より0.9ポイント減少し、8.8%となっております。また、将来負担比率につきましては、一般会計等の地方債現在高が減少したことなどから、前年度より17.2ポイント減少し、46.4%でございました。

続きまして、2の資金不足比率でございますが、対象となる上水道事業会計及び下水道特別会計とも資金不足ではないことから、数値の記載はございません。

横瀬町の健全化判断比率及び資金不足比率の報告については以上でございます。ご了承のほどよろしくお願いいたします。

○**関根 修議長** 提案理由の説明を終わります。

続きまして、質疑に移ります。質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○**関根 修議長** 質疑なしと認めます。

日程第5、報告第4号 横瀬町の健全化判断比率及び資金不足比率については、報告のとおりご了承願います。

◇

◎議案第35号の上程、説明、質疑、討論、採決

○**関根 修議長** 日程第6、議案第35号 横瀬町保育の必要性の認定に関する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔加藤嘉郎町長登壇〕

○**加藤嘉郎町長** 上程されました日程第6、議案第35号 横瀬町保育の必要性の認定に関する条例についてでございますが、子ども・子育て支援法の施行に伴い、保育の必要性の認定基準を定めたいので、この案を

提出するものであります。

なお、細部につきましては担当から説明させますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○**関根 修議長** 提案理由の説明を終わります。

続きまして、担当課長より細部について説明をさせます。

保育所長兼児童館長。

〔小泉明彦保育所長兼児童館長登壇〕

○**小泉明彦保育所長兼児童館長** 議案第35号 横瀬町保育の必要性の認定に関する条例について説明させていただきます。

お手元に説明資料を配付させていただきましたので、ごらんをいただければと思います。1でございます。認定の経緯でございますが、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）が制定され、本法に基づいて「子ども・子育て支援新制度」が平成27年4月に本格施行の予定であります。新制度では、施設型給付と地域型保育給付が創設され、幼稚園や保育所等を利用する子供については、法で定められた区分の認定を受けることが必要となりました。現行の保育に欠ける要件から保育を必要とするに変更となり、本条例は保育の必要性の認定に関し必要な事項を定めるためのものでございます。

2の条例の内容についてご説明いたします。第1条は、子ども・子育て支援法第20条の規定による保育の必要性の認定に関し必要な事項を定めるものとする趣旨を規定したものでございます。

第2条は、この条例において使用する用語の意義を規定したものでございます。

第3条は、保育の必要性の認定基準を定めたもので、小学校就学前子供のうち保育を必要とする子供として認定する基準を就労、妊娠などの保護者の状態により1号から12号を規定しました。認定基準のうち就労に係る基準については、子ども・子育て支援法施行規則において48時間から64時間までの範囲内で市町村が定めることとなっている就労時間を下限の48時間と規定したものでございます。

第4条は、規則委任を規定したものでございます。

附則でございますが、第1項は本条例の施行規則を子ども・子育て支援法の施行の日からとするものでございます。第2項でございます。横瀬町保育の実施に関する条例（昭和62年条例第6号）は児童福祉法第24条第1項の規定に基づき定めておりましたが、同法が改正され、子ども・子育て支援法の規定による本条例制定に伴い、廃止することを規定したものでございます。第3項は、本条例を法の施行日以後に保育を受ける小学校就学前子供の認定から適用することを規定したものでございます。

以上であります。

○**関根 修議長** 説明を終わります。

続きまして、質疑に移ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○**関根 修議長** 質疑なしと認めます。

討論に移ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○**関根 修議長** 討論なしと認めます。

採決いたします。

日程第6、議案第35号 横瀬町保育の必要性の認定に関する条例は、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔起立全員〕

○**関根 修議長** 起立総員です。

よって、議案第35号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

ここで休憩といたします。

休憩 午後 3時19分

再開 午後 3時30分

○**関根 修議長** 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇

◎発言の取り消し

○**関根 修議長** 副町長より発言を求められておりますので、発言を許します。

副町長。

〔渡辺利夫副町長登壇〕

○**渡辺利夫副町長** 先ほどの大野伸恵議員に対する答弁の中で、政治のお仲間等の発言がありましたが、ほかの方に誤解を与える、または正確でないというふうに私自身も判断しましたので、取り消しさせていただきます。よろしく申し上げます。

◇

◎議案第36号の上程、説明、質疑、討論、採決

○**関根 修議長** 日程第7、議案第36号 横瀬町指定介護予防支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔加藤嘉郎町長登壇〕

○**加藤嘉郎町長** 上程されました日程第7、議案第36号 横瀬町指定介護予防支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例についてであります。地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律等の施行に伴い、関係条例を整備したいの

で、この案を提出するものであります。

なお、細部につきましては担当から説明させますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○**関根 修議長** 提案理由の説明を終わります。

続きまして、担当課長より細部について説明をさせます。

健康づくり課長。

〔大場紀彦健康づくり課長登壇〕

○**大場紀彦健康づくり課長** 議案第36号 横瀬町指定介護予防支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例について詳細説明をいたします。

お配りいたしました議案第36号資料をごらんください。条例制定の基本的な考え方としましては、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の第3次地方分権一括法による介護保険法（平成9年法律第123号）の改正により、現在の厚生労働省で定められている指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準と基準該当介護予防支援の人員及び運営並びに基準該当指定介護予防支援に係る該当指定介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準は、市町村の条例で定めることになりました。

指定介護予防支援等の基準を条例で定めるに当たっては、厚生労働省令で指定介護予防支援等の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法（平成18年3月14日厚生労働省令第37号）を基準として、その省令に従うべき基準、参酌すべき基準が定められておりますので、基準を踏まえて条例で定める必要があります。

また、条例の制定時期につきましては、第3次地方分権一括法による法改正は、平成26年4月1日に施行されましたが、経過措置（第3次地方分権一括法附則第6条第2項の規定）により、遅くとも平成27年4月1日までは条例を制定・施行する必要があります。

条文の主な内容でございますが、第1章、総則（第1条）では、法の委任に基づいて基準を定める旨、規定しております。

第2章、指定介護予防支援事業者の指定（第2条）では、指定介護予防支援事業者は、法人でない場合は指定してはならないと規定しております。

第3章、指定介護予防支援の事業の基本方針（第3条）では、指定介護予防支援の事業の基本方針として、利用者が可能な限りその居宅において自立した日常生活を営めるよう配慮しなければならないこと、利用者の選択に基づき自立に向けて設定された目標を達成できるよう適切なサービスが総合的かつ効果的に提供されるよう配慮しなければならないこと、利用者に提供されるサービスが特定の種類・事業者に不当に偏することのないよう公正、中立に行われねばならないこと、町や地域包括支援センター、老人介護支援センターその他関係事業者等の連携に努めなければならないことを定めております。

第4章、指定介護予防支援の事業の人員に関する基準（4条・第5条）では、指定介護予防支援事業の人員に関する基準として、指定介護予防事業者は、指定介護予防支援事業所に保健師その他の介護支援に関する知識を有する職員を必要数置かなければならないこと、また指定介護予防支援事業所ごとに常勤の

管理者を置かなければならないことを定めております。

第5章、指定介護予防支援の事業の運営に関する基準（第6条から第30条）では、指定介護予防支援の事業の運営に関する基準として、サービスの提供に当たっての手續、利用料のあり方、運営規程の策定、従業者の管理、利用者等の秘密保持、事故発生時の対応、サービス提供の記録の整備など、指定介護予防支援の事業を行う者が、その運営に当たって遵守すべき事項を定めております。

第6章、指定介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第31条から第33条）では、指定介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準として、介護予防支援の基本方針、利用者の課題把握、サービス担当者会議の開催、介護予防サービス計画の作成、介護予防サービス計画の実施状況の把握などの介護予防支援を構成する一連の業務のあり方や当該業務を行う担当職員の責務について定めるほか、介護予防の効果を最大限発揮するために留意すべき事項について定めております。

第7章、基準該当介護予防支援の事業に関する基準（第34条）では、第3章から第6章まで（第26条第6項及び第7項を除く。）に定める指定介護予防支援の基準を準用する形で定めております。

附則では、第1項で施行期日を定め、第2項では、この条例制定に伴い、既存の横瀬町指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する事項並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成25年条例第4号）の改正をする必要が生じたため、附則で一部改正を行うものです。

附則第2項の改正内容でございますが、介護保険法の改正により、指定介護予防支援・基準該当介護予防支援に係る基準は、市町村の条例に委任されました。これに伴い、当該基準を定めている指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第37号）の性格が条例を制定する際に参酌等すべき基準に改められますので、同省令を引用している箇所は、新たに制定された町条例に置きかえる必要があるため改正するもので、第17条の改正は、新たに条例を定めることにより、略称規定である「指定居宅介護支援等基準」を削るものです。

第68条の改正は、省令を引用している箇所を新たに定められる、この条例に置きかえるほか、字句の整理を行うものでございます。

以上でございます。ご審議の上、ご議決賜りますようお願いいたします。

○関根 修議長 説明を終わります。

続きまして、質疑に移ります。質疑ございますか。

〔なし〕という人あり〕

○関根 修議長 質疑なしと認めます。

討論に移ります。

〔なし〕という人あり〕

○関根 修議長 討論なしと認めます。

採決いたします。

日程第7、議案第36号 横瀬町指定介護予防支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例は、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔起立全員〕

○**関根 修議長** 起立総員です。

よって、議案第36号は原案のとおり可決することに決定いたしました。



◎議案第37号の上程、説明、質疑、討論、採決

○**関根 修議長** 日程第8、議案第37号 横瀬町税条例等の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔加藤嘉郎町長登壇〕

○**加藤嘉郎町長** 上程されました日程第8、議案第37号 横瀬町税条例等の一部を改正する条例についてありますが、地方税法等の一部改正に伴い、規定の整備をしたいので、この案を提出するものであります。

なお、細部につきましては担当から説明させますので、ご審議のほどよろしく願います。

○**関根 修議長** 提案理由の説明を終わります。

続きまして、担当課長より細部について説明をさせます。

税務課長。

〔島田公男税務課長登壇〕

○**島田公男税務課長** それでは、議案第37号の細部説明をさせていただきます。

本日お配りした資料をごらんください。横瀬町税条例の主な改正点の、まず第82条及び附則第16条の軽自動車税関係からご説明申し上げます。平成27年4月1日から原動機付自転車から軽自動車まで税額の改正がされます。ただし、現在ナンバー登録している軽自動車や平成27年3月31日までに新規登録した軽自動車は新規登録後14年経過するまで、つまり13年間は現行の軽自動車の税額となります。改正後の税額が適用されるのは、平成27年度から新規登録された軽自動車でございます。

3ページをごらんください。左の表が平成27年4月1日から施行される税額でございます。50ccのバイクは2,000円に、自家用で乗用の軽自動車は1万800円に、軽トラック等自家用の貨物用軽自動車は5,000円に、トラクターは2,400円など、それぞれ改正されます。ただし、この表の中で軽自動車の欄の山林の欄及び4輪以上の欄に該当する軽自動車で、現在ナンバー登録をしている軽自動車や、先ほど申し上げましたが、今年度中に新規登録した軽自動車は右上の表のとおり、新規登録された年度から13年経過するまでは、今年度と同額の税額となります。つまり、自家用で乗用の軽自動車は7,200円で、軽トラック等自家用の貨物用自動車は4,000円と新規登録から13年間は変わりません。ただし、新規登録後14年目には右下の表の税額になります。

これらを次の4ページの乗用自家用の軽自動車の例でご説明いたします。一番上の1は、現在使用の車

及び中古車を買いかえた場合の例でございます。平成16年度に新規登録した車をもとに説明しております。新規登録後13年に当たります平成29年度分までの税額は7,200円で、翌平成30年度は1万2,900円となります。

次に、平成26年度の今年度購入し、新規登録した場合は、2のとおり平成39年度までは税額7,200円で、平成40年度から1万2,900円となります。

また、3では、平成14年度以前に新規登録された車の場合で、平成27年度までには13年が経過しますので、平成27年度までは7,200円、翌平成28年度からは1万2,900円となります。

さらに、4につきましては、平成27年度以後に新車を買いかえた場合で、平成27年度中に買いかえた場合の例で作成したものでございます。平成27年度は、4月1日が賦課基準日でございますので、買いかえ前の軽自動車に税額7,200円が課税されます。そして、翌平成28年度からは買いかえた新車の軽自動車に1万800円が課税され、14年後の平成41年度からは1万2,900円になります。

以上で軽自動車税の関係を終了いたしまして、そのほかの改正条例を説明いたします。議案書と一緒に配付いたしました新旧対照表をごらんください。

まず、1ページの第23条につきましては、法人税法において外国法人は国内の恒久的施設を事務所または事業所とする定義が規定されたことに伴う条例の整備で、次に第48条は法人税法において外国法人に係る外国税額控除制度が新設されることによる条例の整備でございます。

2ページの第52条は、法人税法において外国法人に係る申告納付制度が規定されることによる条例の整備でございます。

3ページにつきましては、第82条は、先ほど説明済みで、省略させていただきます。

4ページの附則第4条の2は、租税特別措置法が改正されたことによる条例の改正でございます。

5ページの附則第6条は、単に課税標準の計算の細目を規定するもので、条例の性格を踏まえ、削除するものでございます。

8ページの附則第16条も説明済みでございます。

続きまして、9ページの附則第19条、そして第19条の2は、規定の適用範囲を整備したものでございます。

10ページの附則第19条の3は、地方税法第35条の3の2の第5項の改正に伴う規定の整備でございます。

11ページの附則第21条の2は、地方税法が改正されたことによりまして、法附則第41条第9項が第8項に条ずれを起こしたための整備でございます。

同じく11ページの附則第22条、附則第22条の2及び附則第23条は、東日本大震災に係る特例については、条例によって定めなければならないこととされている事項を除き、条例に規定しないこととしたために削除するものでございます。

16ページは、附則第24条及び附則第25条の条例を削除したことによる条ずれの整備をするためでございます。

17ページの附則第1条は、一部改正分の施行日の訂正でございます。そして、第2条第1項、第2項は、条文の形式等の整備でございます。

以上で議案第37号の説明を終了させていただきます。

○**関根 修議長** 説明を終わります。

続きまして、質疑に移ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○**関根 修議長** 質疑なしと認めます。

討論に移ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○**関根 修議長** 討論なしと認めます。

採決いたします。

日程第8、議案第37号 横瀬町税条例等の一部を改正する条例は、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔起立全員〕

○**関根 修議長** 起立総員です。

よって、議案第37号は原案のとおり可決することに決定いたしました。



◎議案第38号の上程、説明、質疑、討論、採決

○**関根 修議長** 日程第9、議案第38号 横瀬町重度心身障害者医療費支給に関する条例及び横瀬町ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔加藤嘉郎町長登壇〕

○**加藤嘉郎町長** 上程されました日程第9、議案第38号 横瀬町重度心身障害者医療費支給に関する条例及び横瀬町ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例についてであります。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律の施行及び埼玉県重度心身障害者医療費支給事業補助金交付要綱の一部改正に伴い、関係条例の規定を整備したいので、この案を提出するものであります。

なお、細部につきましては担当から説明させますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

○**関根 修議長** 提案理由の説明を終わります。

続きまして、担当課長より細部について説明をさせます。

健康づくり課長。

〔大場紀彦健康づくり課長登壇〕

○**大場紀彦健康づくり課長** それでは、議案第38号 横瀬町重度心身障害者医療費支給に関する条例及び横瀬町ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について詳細説明をいたします。

議案第38号資料をごらんください。改正の趣旨は、埼玉県重度心身障害者医療費支給事業補助金交付要綱の一部及びひとり親家庭等医療費支給事業補助金交付要綱が改正されたため、本条例を県の要綱にのっ

とり改正するものでございます。

第1条においては、横瀬町重度心身障害者医療費に関する条例の一部改正を行うものでございます。最初の改正は、第2条第1項に第3号として「重度心身障害者」の定義に「精神障害者保健福祉手帳1級所持者を対象とする」条文を新たに加えるものでございます。これは身体・知的・精神の3障害に対するサービスを一元化するという国の方針に沿って改正を行うものでございます。

第3条第2項第3号では、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部が改正されたことに伴い、法律の題名を改正するものでございます。

第3条第2項に第4号を新たに追加し、「65歳以上で新たに重度心身障害者となった者を対象外」とするものでございます。これは埼玉県においては、新規受給者に占める65歳以上の者の割合が6割を超えており、高齢化が急速に進行する中、今後対象者及び助成額が大幅に増加し、近い将来制度の維持が難しくなるという懸念があるため、この制度を今後も安定的かつ継続的に実施できるよう、65歳以上になってから新たに重度心身障害者となった者を対象外とするものでございます。

第4条では、「精神障害者保健福祉手帳1級所持者が精神病床に入院したときの一部負担金は支給対象外とする」ことを加えたものでございます。これは県内の精神病床の約1万4,000床の9割以上の病床は常に入院患者がおり、入院1回当たりの平均在院日数も300日と長期間となっております。また、国の制度、これは自立支援医療でございますが、においても精神疾患は通院費用だけを対象としており、入院費用は対象外であり、県として退院可能な入院患者の地域移行に取り組んでいる中、精神病床への入院費用の一部負担金を助成対象とすることが、この取り組みの妨げにならないかという危惧もあるためでございます。

第2条においては、横瀬町ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例を一部改正するものでございます。

第3条第3項第2号中、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部が改正されたことに伴い、法律の題名を改正するものでございます。

附則、第1項では、この条例の施行日を定め、第2項は従前からの受給資格者を救済するものでございます。

以上でございます。ご審議の上、ご議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○**関根 修議長** 説明を終わります。

続きまして、質疑に移ります。質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○**関根 修議長** 質疑なしと認めます。

討論に移ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○**関根 修議長** 討論なしと認めます。

採決いたします。

日程第9、議案第38号 横瀬町重度心身障害者医療費支給に関する条例及び横瀬町ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例は、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立を

願います。

〔起立全員〕

○**関根 修議長** 起立総員です。

よって、議案第38号は原案のとおり可決することに決定いたしました。



◎議案第39号の上程、説明、質疑、討論、採決

○**関根 修議長** 日程第10、議案第39号 横瀬町指定地域密着型サービス事業者の指定に関する事項並びに指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔加藤嘉郎町長登壇〕

○**加藤嘉郎町長** 上程されました日程第10、議案第39号 横瀬町指定地域密着型サービス事業者の指定に関する事項並びに指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてであります。地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律等の施行に伴い、規定の整備をしたいので、この案を提出するものであります。

なお、細部につきましては担当から説明させますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○**関根 修議長** 提案理由の説明を終わります。

続きまして、担当課長より細部について説明をさせます。

健康づくり課長。

〔大場紀彦健康づくり課長登壇〕

○**大場紀彦健康づくり課長** 議案第39号 横瀬町指定地域密着型サービス事業者の指定に関する事項並びに指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について詳細説明をいたします。

議案第39号資料をごらんください。改正の趣旨でございますが、介護保険法の改正により、指定居宅介護支援・基準該当居宅介護支援に係る基準は、都道府県の条例に委任されました。これに伴い、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号）の性格が条例を制定する際に参酌すべき基準に改められますので、同省令を引用している箇所は、新たに制定された都道府県条例に置きかえる必要があるため改正をするものでございます。

改正の内容でございますが、第16条は、埼玉県の「介護保険法施行条例」の一部を改正し、「指定居宅介護支援等の人員及び運営に関する基準」を定めたことにより、略称規定である「指定居宅介護支援等基準」を削る改正をするものでございます。

第95条第2項は、第16条の改正と同様な理由により「指定居宅介護支援等基準第13条各号」を埼玉県の「介護保険法施行条例（平成24年埼玉県条例第66号）第277条の16」に改めるものでございます。

附則では、施行日を平成26年10月1日と定めております。

以上でございます。ご審議の上、ご議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○**関根 修議長** 説明を終わります。

続きまして、質疑に移ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○**関根 修議長** 質疑なしと認めます。

討論に移ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○**関根 修議長** 討論なしと認めます。

採決いたします。

日程第10、議案第39号 横瀬町指定地域密着型サービス事業者の指定に関する事項並びに指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例は、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔起立全員〕

○**関根 修議長** 起立総員です。

よって、議案第39号は原案のとおり可決することに決定いたしました。



◎認定第1号～認定第6号の上程、説明

○**関根 修議長** お諮りいたします。

日程第11、認定第1号から日程第16、認定第6号までは、いずれも関連がありますので、一括上程したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○**関根 修議長** 異議なしと認めます。

よって、日程第11から日程第16まで、これを一括上程いたします。

日程第11、認定第1号 平成25年度横瀬町一般会計歳入歳出決算の認定について、日程第12、認定第2号 平成25年度横瀬町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第13、認定第3号 平成25年度横瀬町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第14、認定第4号 平成25年度横瀬町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第15、認定第5号 平成25年度横瀬町下水道特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第16、認定第6号 平成25年度横瀬町水道事業決算の認定について、以上認定案件6件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔加藤嘉郎町長登壇〕

○**加藤嘉郎町長** 一括上程いたされました日程第11、認定第1号 平成25年度横瀬町一般会計歳入歳出決算

の認定について、日程第12、認定第2号 平成25年度横瀬町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第13、認定第3号 平成25年度横瀬町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第14、認定第4号 平成25年度横瀬町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第15、認定第5号 平成25年度横瀬町下水道特別会計歳入歳出決算の認定について、地方自治法第233条第3項の規定により、決算について別冊のとおり監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものでございます。また、日程第16、認定第6号 平成25年度横瀬町水道事業決算の認定について、地方公営企業法第30条第4項の規定により、決算について別冊のとおり監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものでございます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○**関根 修議長** 提案理由の説明を終わります。

続きまして、監査委員に決算審査の報告を求めます。

一柳代表監査委員。

〔一柳俊一代表監査委員登壇〕

○**一柳俊一代表監査委員** ただいま議長からご指名をいただきましたので、大変お疲れのところでございますが、少々お時間をいただきまして、決算審査意見書についてご説明をさせていただきます。

地方自治法第233条第2項及び第241条第5項並びに地方公営企業法第30条第2項の規定により、審査に付されました平成25年度決算書類に対する審査結果につきまして、過日提出いたしました、お手元の決算審査意見書に基づいて説明をさせていただきます。

初めに、一般会計、4つの特別会計及び財産調書についてでございます。まず、2ページをごらんください。審査期日は、平成26年7月2日、3日、7日、8日、9日の5日間でございます。実査2カ所を含めまして、監査委員2名で実施をいたしました。

審査の手續につきましては、記載のとおりでございます。

最初に、審査の結果について申し上げます。審査に付された歳入歳出決算書、決算事項別明細書、実質収支に関する調書は、いずれも法令に準拠して作成されており、決算計数は関係諸帳簿及び証拠書類と照合した結果、誤りなきものと認められました。また、基金運用状況についても適正であると認めます。

それでは、内容説明に入らせていただきますが、この審査意見書の20ページまでは決算上の事実をまとめたものであります。既に議員の皆様方は決算資料もごらんいただいていると思いますので、前段は記載事項の構成内容の説明にとどめて、詳しくは21ページからの審査意見のところまで申し上げさせていただきます。

2ページの後段でございますが、第5と書いてあるところ、各会計の決算概要を示してございます。これから申し上げる型式は、前年度と同じ形をとっております。

それから、引き続き3ページでございますが、ここから一般会計でございますが、過去4年間の歳入歳出決算額並びに決算収支の推移を示しております。3ページの後段から4ページ、これは歳入費目の対前年度比較及び4年間の財源の構成の推移を示しました。下のほうに歳入の財源別状況というのがございます。ここでは自主財源に注目しております。

5ページでございますが、歳入の税目別歳入状況の説明で、特に町税について焦点を当てております。

続きまして、8ページから10ページでございますが、これは歳出についてでございます。歳出の性質別と款別の構成について説明記述をしております。地方債の現在高は、10ページの一番下でございますように約30億円余になっております。

11ページをお開きいただきたいと思いますが、主要財務比率の年度別推移を示しております。これにつきましても、後ほど審査意見のところでも述べさせていただきます。

続きまして、12ページから17ページ、特別会計でございます。

引き続き18ページが財産に関する事柄でございます。

19ページは、基金の状況を示しております。

はしりましたが、前段は、そういう構成で、決算資料の事実をまとめたものでございます。この事実を踏まえまして、審査意見をつくらせていただきました。

21ページの審査意見から詳しくご説明申し上げます。まず、総括をちょっと書いてございます。

平成25年度の世界経済は、一部に緩慢な動きが見られましたが、全体としては徐々に持ち直しに向かってきました。日本経済は、堅調な公共投資や円高修正による企業収益の改善、生産活動の回復に伴う設備投資の増加、個人消費のマインド改善を背景に、景気回復の動きが見られるようになったと思います。経済白書によりますと、平成25年度の実質経済成長率は2.3%ということになっております。

そのような中、横瀬町は「第5次総合振興計画」4年目のスタートに当たり、町長の施政方針にもございましたけれども、町民と行政の「協働のまちづくり」をさらに推進し、ここに書いてありますように農産物直売所以下もろもろの重点施策が出されております。そういう中で予算編成・執行がなされました。また、年度末近い2月には未曾有の雪害を受け、今後の異常気象になる災害対策に教訓を残したと思っております。

平成25年度決算数字では、水道事業を除く各会計の実質収支は、いずれも黒字を維持しており、財政健全化判断指数も先ほど報告がございましたように問題なく、本町の財政は引き続き健全性が維持されていると認められました。

目先の日本経済は、景気腰折れ懸念事項はあるものの、緩やかに回復すると期待されておりますけれども、政府の政策基調は「進展する少子高齢化社会での成長持続」という、日本が通らなければならない難題への挑戦であって、苦しい状況に変わりはないと思っております。特に地方財政は、さらに厳しさを増すだろうと考えます。

先ほどの質問の中にもございましたけれども、最近、民間の日本創成会議が仮定条件つきでありますけれども、若年女性人口減少率から今後30年間に当町も含めた地方自治体の半数が「消滅可能性都市」になると実名で公表して衝撃を与えました。

また、別の国立研究所から世帯数の推計が出されておりますけれども、20年後には独居老人が4割になると発表しております。日本の人口減少は今に始まったことではございません。失われた20年を経て、この人口が減っていくという不都合な事実が、いよいよ顕在化した今時、国民もその実像を認識し、政府も人口減少対策や地方創生に本腰を入れ始めたと言えると思います。

そして、タイミング的には東京五輪という、これはまさにマジックワードだと思っております。このマジックワードがあって、2020年に向けて制度変化のスピードは、かなり早まるだろうというふうに想定を

されます。

しかるに、その先は20年問題と言われる、いわゆる「祭りの後」の停滞を覚悟しなければならないというふうに考えます。そのための改革に今着手実行すべき6年間ということは強く言えると思います。当町も、その例外ではないと思料します。

地方創生の鍵は大変難しいですけども、「連携」にあるとよく言われます。これはどういう意味かというと、内発的発展への公民連携という意味と、自治体間の連携を意味すると思っております。「協働」や「自立圏構想推進」、大変失礼ですが、この「権」を「圏」に訂正をお願いしたいと思います。この2つは、当町の姿勢は合致しております。

また、東京一極集中と地方の衰退は表裏一体で、根本問題だという世間の指摘もございませぬ。そういう意味で見ますと、至近距離にあります、この当地域、これを逆手にとって活かす道はなかろうかと、あるのかもしれないというふうに考えます。

今回の決算審査では、後述しますように、定例事項に加えて、①、増加傾向にある社会保障関係費の推移。それから、質問の中でもございました、②、「横瀬町総合振興計画・前期」の、平成26年度が最終でございませぬので、それがどうなっているか、達成状況。それから、③、滞納債権管理の状況。④、省エネ・環境対策、この4点に注目をして審査いたしました。特に②に関しましては、今年度策定予定の後期計画というのは、今後のあるべき姿を示すものであって、先ほど申し上げました趣旨に照らして極めて重要と考えております。

内容に入ります。1番が、毎年出しておりますが、歳出決算規模の推移です。この意味は、歳出が総額で、一般会計がよく表に出ますけれども、一般会計だけ仕事をしているわけではございませぬので、行政として歳出規模がどのくらいあるのだということを見ていく必要があるなど。そして、住民1人当たり、一体どのくらいになっているのだということを見るために、この指標をつくっております。

22ページ、上のほうに歳出決算規模及び実質収支の推移というのがございませぬ。これは決算資料で決算書に出てきました歳出を引っ張り出して合計しているものでございませぬ。ただ、違うのは、水道事業会計だけは、ちょっと複雑でございませぬ、ここに4億5,264万1,000円というのがございませぬが、これは公営企業法のものでございませぬので、消費税の扱いが非常にややこしいのでございませぬ。

ここでは、歳出規模という形では、いわゆる収益的収支のところの支出から消費税を抜いております。それから、資本的支出のところでは、消費税はそのまま入れました。なぜかということ、仮払消費税と仮受消費税があるからであります。資本的支出は、ほとんど仮払消費税のほうですから、そのまま抜かないで残したと、そういう合計で足しております。この結果、ここに書いてございませぬように約55億7,500万円というのが、横瀬町の平成25年度の歳出決算規模でございませぬ、人口1人当たりは62万5,000円になって、前年度に比べますと2万1,000円ばかりふえておるといふこととございませぬ。

2つ目が、社会保障関係費の推移であります。ここで言う社会保障関係費というのは、目的別決算で民生費と衛生費を足して社会保障関係費という位置づけしてデータをつくっております。この社会保障関係費、ご承知のように年々増加傾向にあるわけでありませぬ、県全体で見ますと、ちなみに20年前と比較すると、歳出総額で25%増加して、歳出総額に占める割合は、構成比でございませぬけれども、平成5年度が24.4だったのが、平成24年度には46%になっているという増加状況でございませぬ。

そこで、我が町はどうなっているのかということをお他町村と比較して検証してみました。それが次の真ん中の表でございます。横瀬町は27.6%、これは平成21年度と平成24年度を比較しておりますけれども、横瀬町だけが平成25年度も水準をいっております。27.6%から31.7%、横瀬町もふえておりますから、緩やかなふえ方だというふうに見えます。

標準財政規模に占める、この社会保障関係費の割合でございますけれども、横瀬町が42.4%から44.4%、これを人口1人当たりの費用で割りますと、平成25年度が11万5,000円ということになっておると。当町も緩やかにふえてはいるのですが、いずれの指数も他町村、あるいは県平均と比べてみますと、いずれも低いということが言えます。標準財政規模に占める割合は、地方よりも都市型の自治体のほうがはるかに大きいという事実も数字で読み取れます。

人口1人当たりの費用も、それほどではないですが、やや同傾向にある。近隣町の中を見ますと、若干おやっというほど高いところもあります。例えば人口1人当たりの費用で見ますと、18.6万円という町もでございます。総じて当町は、意外に低いなというのが私の感想であります。

次に、3番目の「横瀬町総合振興計画・前期」の進捗状況についてであります。質問がございましたように、町の将来像「緑と風が奏でるこころ和むまち」というのが総合振興計画の将来像であります。前期5年、後期5年ということで、平成26年が、その前期の最終年度であります。ことし後期の計画を策定準備中というふうに聞いております。そこで、4年間の達成状況をチェックしてみました。

まず、基本目標の「魅力・絆・希望」という3プロジェクトがあるわけでございますが、この実行状況を調査いたしました。次ページにありますけれども、これは平成26年度の予算分も入れて82件、約10億円の事業ということでございます。いずれも標榜するまちづくりのために有効に執行されたと理解しております。中身は表のとおりであります。

次に、このプロジェクトの中に目標指標というのをつくっているわけですが、まちづくり施策方針として7分野にわたって合計93項目の目標指標を設定して、前期計画では、その50指標を達成するのだという目標を掲げております。この目標指標をよく見ますと、多くは定量化されております。数値で示されています。この種の計画としては、私は画期的な試みだと評価をしたいと思っております。

その実際が、表が3枚にわたってありますが、黒く塗ってある網かけの部分、これが達成された項目であります。27ページに行政経営というのが最後にありますね。その90番目、前期基本計画各施策目標値の達成、指標とあります。これが右へいくと、目標値50ということになっておりまして、これが50に対して平成25年度は36だということになっております。

28ページです。この平成25年度末時点の数値で見ますと、達成率は93目標指標中36指標で39%であります。一方、年度で数値が変化するわけですから。そういうわけで、4年間で1度以上達成した項目という見方をいたしますと、45指標になります。これは48.4%、約50に近いパーセンテージになります。

中身を見ますと、分野別では生活環境とか、生活基盤、こういうところの達成率が高いように見受けられます。施策別では頑張っているところも多いのでありますが、ちょっと目についたのは、学校教育の充実、70%でございますけれども、なかなか頑張っているなと目につきました。目標値に近い指標もございしますので、最終年度であります平成26年度末の結果に期待をしたいというふうに思います。

これを見ておりまして、今、後期計画策定をしているわけですが、私なりに下に書いてあるようなこと

をひとつ考察に加えていただければいいかなと、参考までに示しております。

1つは、計画期間でございます。大変変化の激しい時代ですから、5年がいいのかどうか。長期展望は非常に重要であります。具体的に、こういう目標指標ということになると5年は非常に長い。設定した課長さんがかわるということがあります。世の中の変化があります。なぜこの指標を採用して、こういう目標値をつくったかということも伝わるかどうかという問題もございます。そういうことなので、期間の5年ということについてお考え、もう一回検討を加えていただいたらどうかということでございます。

2つ目は、目標指標についてです。93という指標があるのですけれども、これをいつも通常どこか表に出ているかという点と出ていないのです。調べてみると、こんないいものもあったかというようなことなのですが、課長さんの頭にはみんなあるのだと思いますけれども、こういうことでみんなやっているのだと、頑張っているのだということを知らしめる、アピールする必要もあろうかというふうに見ますと、もっと施策の推進力を高めるために指標の10%ぐらいは重点目標という位置づけをしてやるのも一つの手ではないかなと。この重点指標をつくったら、これは組織目標とリンクさせると、これで推進力が出てくるというふうにするのです。この辺もひとつ検討されたらどうかと。

それから、指標名ですけれども、もっとアピール性、1つの指標を見ただけで、町はこういうことを目指しているのだということがわかるようなものが望ましい。ここに一例ですけれども、挙げました。「要介護認定を受けていない高齢者の割合」という指標があるのです。これはどういう基準にするか、それは基準もつくらなければならないのですけれども、例えば健康寿命という言葉があるように「健康高齢化率」というような、もっとアクティブな名前にすると、これはふだん啓発活動に使える。横瀬町は、高齢化は進んでいるけれども、年寄り元気だと、こういうことを訴えたいわけでありまして。参考までに、ほんの二、三点ですが、私なりにつけ加えさせていただきました。

次に、4番目です。滞納債権管理の実情を見てみました。近年の経済情勢を反映しまして、滞納債権の増加が伝えられております。そこで、当町の実情はどうなっているのか、調査をいたしました。自治体の債権は多種にわたっておりまして、ご承知かもしれませんが、大きく分けて強制徴収公債権と非強制徴収公債権、これは使用料なんか入るのだと思います。それから、私債権、この3種類に分類されます。これを縛っている基本法は、地方自治法と同法施行令が根拠法でございます。ただ、法的性格の異なる公と私、これを同一に置いておりまして、非常に複雑であります。管理の方法や時効制度につきましては、これは民法とか、そういうものも絡んできます。非常に複雑にわかりにくいというのが実態であります。

また、私債権は民法による「時効の援用」を要しと書いてありますが、これは債務者が、時効が過ぎているのだから、私はもう払いませんという明確な意思表示がないと、これは消せないということなのです。それで、時効消滅の規定がございません。それもみずから町が、これを消すという自力執行権もございません。したがって、これについては不納欠損ができずにいつまでも管理しなければならないという厄介さが残ってしまいます。

そういうことなのですが、我が町の滞納債権の集計をしてみました。左側に公債権、私債権とあります。それぞれ消滅時効は異なります。先ほどの時効の援用が要るか要らないかも違います。そういうことで、2年未満と2年から5年と5年以上というふうにくくってみました。合計で申し上げます。2,456件で1億6,464万円が滞納債権でございます。

29ページをお願いします。中身は、公法債権が大半でございます。そのうち時効期間5年以上は19%と少なくなります。これは担当当局が時効の中断や、時効の中断を1回やりますと、また5年時効が延びます。そういうことをやったり、強制徴収したり、努力しているなということがうかがえます。また、結果として、100万円程度の不納欠損処理を毎年やっています。こっちは103万円だったと思います。これを他町村と比較しますと、これは極めて少ない額でございます。滞納債権の額もそうですが、不納欠損処理をしている額も非常に少ないということがいえます。

それから、私法債権につきましては、件数が少ないのですけれども、これは先ほど言ったように、なかなか消えないものですから、徴収停止措置をしているというものの中にはございます。法の規定で見ますと、客観的に存在する債権は公平の観点から理由もなく放置したり、免除はできない。適正な手続管理が要求されております。前述したように実務上、複雑な面があって、担当者個人判断、あるいは人事異動等で事務処理が停滞しないようにしたいものであります。

こういう債権管理条例を制定している自治体もかなり最近は多いです。横瀬町としては、まずは私法債権だけでも根拠法に基づく債権管理実務マニュアルのようなものをつくっておくのが望ましいなというふうに考えます。

5つ目が、省エネ・環境諸対策の進捗状況についてであります。いつも毎年報告していますが、地球温暖化対策の温室効果ガス排出削減計画事務事業編というのが動いております。残念ながら目標値4%に対して0.75%でとどまっております。

次に、太陽光発電導入実績です。実は学校に2つ導入されているわけですが、これは毎月報告されております。広報にも載っております。しかし、これが2年間実績ができましたので、費用対効果はどういうことになっているかという検証が必要だと考えて検証いたしました。左下のところに表がございます。平成24年度と平成25年度の実績であります。その平均値をとりました。それから、年間総発電量から自家消費、ずっと書いてございます。それから、事業費も書いてあります。

ここで、この場合に途中でエアコンを両方、小学校も中学校も入れてあるわけです。エアコンを入れて太陽光が入ったというので、エアコンを入れて、どれだけ電力費が上がったかというのが、なかなかつかめないのです。ここでは中学校は早かったものですから、中学校の上がりぐあいを調べました。それを小学校に適用いたしました。もし太陽光がなくて、エアコンを入れたら、20キロワット契約電力が上がったという算定をいたしました。そう違いはないだろうというふうに思っておりますが、そういう仮定で太陽光発電導入なき場合の電力費の計算をいたしました。

この結果から申し上げます。年間発電量は約6万4,000キロワット、設備能力が50キロワットですから、小学校のスポーツ交流館の実績でございます。年間発電効率は約14.6%ということになります。これはどういう計算かというと、50キロワットの設備能力のものが24時間、365日動いたときの総発電量、それに対して実際に発電した量の割合ということでございます。意外に少ないと思います。

それから、発電した量6万4,000キロワットのうちの約七十二、三%が自家消費されております。残りは売電になっておりまして、年間70万円の収入が出ております。

さらに、未導入時の電力費の計算値を、先ほどの前提で計算をいたしました。そうすると、左の表の年間購入電力量の平均実績、太陽光発電なき場合の電力費計算値363万8,000円、これと現状の東京電力に払

っている電力料金の差でございます。これが約93万5,000円になります。この2つを足したものが年間メリットということになります。今度は163万6,000円になっています。費用対効果という計算は、投資額を年間メリットで割って、何年で回収できるかというのが単純計算でございます。行政の場合は、これでいいのだろうというふうに思っています。

その結果、総事業ベースでいきますと、3,600万円かけて、こういうメリットだというと、22年になります。それから、町単独投資分では11.6年という計算になりました。ほかに年間約2トンの二酸化炭素の削減効果がございます。この制度は、20年間買い取り制度は変わらないというものであります。そういうことを総合的に判断しますと、行政の導入としては、私は適正判断だったというふうに思います。そういうことで、小学校への太陽光発電というのは、こういう考え方で評価していいのではないかとというふうに監査委員の立場で申し上げます。

なお、ほかに設置有望な行政施設の有無、いいところはないかということで、企画担当部署にお願いして調査いたしました。ただし、今となっては買い取り制度の変更もあって、なかなか費用対効果の面でうまくいいところはないというのが結論であります。

ただ、この種の事業につきましては、予算化するとき、やはり予算請求元が、予算化段階で費用対効果計算書、こういうものをつくる必要があると。後でどうだったかという話が、これをつくっておけばできるわけでありまして、ぜひこれを習慣化していただきたいというのが要望でございます。

2つ目が、導入補助事業でございます。これは町単独でやっているわけですが、ここに書いてありますように住宅用、事業所用は平成25年度から開始して3件でございますけれども、合計で約880キロワットの発電能力でございます。使った補助金額は1,400万円ちょっとと。この住宅用の補助事業というのは10年目からですから、大変先進的に行われてきたというふうに思います。この合計を、800キロワットを先ほどの小学校の計算値を使って計算しますと、年間発電量は110万キロワットアワーになります。この省電力に加えまして、年間35トンのCO₂を削減している効果ということになります。これもいい施策ではなかったかなというふうに思います。

3番目が、LED化でございます。これも平成23年度から省電力・長寿命化照明器具への転換ということで進めております。実績は、ここに書いてあるとおりですが、時宜を得た施策ということで評価をしたいと思えます。

次は、4番目は水質汚濁防止対策でございます。横瀬町の主な水質汚濁防止対策は、公共下水道事業と合併処理浄化槽への転換推進でございます。そこで、下水道事業・水洗化の年度別実績推移を表にしてみました。平成19年3月に供用開始して7年経過しております。現在は、総人口に対する普及率は31.4%でございます。中身は表のとおりでございますが、供用開始区域内の世帯数が949世帯、それに対して接続をしている世帯数が780世帯、したがって接続率は82.2%であります。

一方、人口的には2,654人に対して2,155人ということで、水洗化率といいますが、81.2%であります。

一方、水質管理センター1日最大処理能力、設備能力ですが、1,600立方メートルということになっております。現在は800立方メートルでございますが、設備稼働率は約50%ということになります。

上表のとおり、供用開始区域93.3ヘクタールまで拡大しておりますけれども、その間の水洗化率を見ますと、ずっと80%ぐらいを維持しております。若干振れはありますが、それが大きく90%になったという

伸びはございません。

このことを逆に考えますと、20%の人、約170世帯になるのですが、この世帯の方々は何らかの理由で、この下水道流域にお住まいですが、接続に必ずしも肯定的でないということを示しているということがいえます。いろいろな理由があるのだと思いますけれども、今後とも住民の理解を得る努力が必要だというふうに思います。

それから、適正設備稼働率を幾つにするかということもございまして、その設定した稼働率まで接続率を早く上げると、これが環境対策並びに同事業費の固定費低減に資するというふうに考えます。下水道の問題は、そういう観点、視点で見ていただきたいと思います。

次に、合併処理浄化槽への転換実績であります。浄化槽の特別会計というのが動き出しましたけれども、合併処理浄化槽というのは、転換していない合併処理浄化槽というのは一体どのくらいあるのだろうかという疑問があったものですから、これを調べました。平成25年度末の転換対象基数が約700個とされております。

一方、平成11年に浄化槽設置整備事業が開始されて、平成25年度末までに新設を含めた転換数は655個でありました。したがって、全対象基数は約1,400個、現在はその50%が合併処理浄化槽に転換されているのだなというのが実態でございます。その金額は、そこに書いてあるとおりです。

ことしから町設置型の制度に移行しますので、これが促進されるだろうというふうに期待をしております。この水の関係ですが、以上の浄化槽施策並びに町民の意識向上によって平成25年度の横瀬川行政境界地点での河川の水質値でございますが、BOD値ですけれども、1.1ミリグラムパーリットルでございます。これは環境基準が2.0ミリグラムパーリットルです。当町の、先ほどの指標の目標値をとってきていますが、0.75ミリグラムパーリットルであります。1.1ミリグラムパーリットルというのは悪くない数字だとは思いますが。

次に、一般会計について申し上げます。歳入決算のところから自主財源比率ということに注目しているというお話をしました。平成25年度は約6,700万円減少して46.5%になっております。前年度が47.5%でありました。中身を見ますと、内容的には増加したというのが、財産収入のみでございました。ほかの費目は、自主財源という、いわゆる費目は減少しております、中でも繰越金下がったのが大きかったということでございます。この数字をデータで見ますと、県内の町村平均値が52.6%で、ちなみに近隣町を見ますと、33.3%から38.1%でございます。当町は頑張っているのですけれども、県内町平均は、ちょっと下回っていると、こういうことでございます。自主財源が大事なことは言うまでもありません。自主性とか、安定性とか、こういうことで影響を受けるし、町の活力源であるというふうにも思います。

それから、2番目が町税の収入でございます。平成25年度普通交付税の算定に用いられた横瀬町の基準財政収入額でございますけれども、前年度に対して固定資産税と地方消費税交付金及び自動車重量譲与税が減少して、町税及び他税、交付金が増加しというふうに、この普通交付税の算定に用いられた資料では、こうなっております。

これを決算数字で見ますと、町民税が230万円、町たばこ税が539万3,000円ふえました。これは町たばこ税がふえたのは、消費がふえたということもありましょうが、県から一部税の移譲があったということでございます。それから、減ったほうは固定資産税、これは1,000万円減りました。この理由は、地価下

落とか設備投資減というものと理解しています。その結果、町税合計では0.1%のわずかな減少、155万円ぐらいの減少でございます。

一方、徴収率は92.7%で、これは最近は横ばいでございます。この92.7%というのは、23町村で見ますと、大体真ん中辺の位置でございます。問題なのは滞納繰越額、さっきも出てきましたけれども、滞納繰越額は7,487万円あるのです。この徴収率が16.8というので低いのです。横瀬町は、努力していることは認められますけれども、ちょっと低いなというのが感じでございます。ぜひ滞納分の適正な債権管理強化を要望したいというふうに思います。

それから、収入未済額・不納欠損の状況でございますが、収入未済額は4,200万円ぐらいふえまして1億4,480万円ということになって、調定額の4%に相当しております。町税は前年度より減少したけれども、これは8,911万5,000円ですが、これは61.5%を占めておりまして、そのうちの84%が滞納分でございます。

次は、歳出決算に移らせていただきます。不用額は減ってきております。そこに多いものをちょっと書いてありますが、減ってきております。去年も言ったのですが、内容的には入札差金とか、経費節減取り組みの結果生ずるものとか、予算設定の甘さ、安全の見過ぎ、いろいろあると思います。ですが、減ってきているという事実は歓迎したいというふうに思います。

借地料ですが、約9万4,000平米ございますが、今年度は前年度比で70万円ほど減少いたしました。

続きまして、財政指標について申し上げます。財政力指数は、単年度では若干改善いたしました。3年平均で見えておりますので、3年平均で見ますと、昨年が続いて低下しているということでございます。平均値が0.545でございます。これを他町村と比べてみますと、横瀬町の数字は18番目ということでございました。これは自主財源確保の厳しさをあらわしている一つのシグナルだなというふうに見ております。

2つ目は、経常一般財源比率であります。これは標準財政規模に対する経常一般財源の割合でありますので、100を超えるほどいいわけですがけれども、横瀬町の最近の標準財政規模というのは二十二、三億円で推移しております。ちなみに平成25年度は22.85億円でありました。

経常一般財源は、株式配当交付金が若干ふえたものの、町税、譲与税、普通交付税、これが微減の費目が非常に多いということで、1%低下の92.5%となっております。

経常収支比率です。これは低いほどよろしいのですが、84%台に低下したのでございますけれども、平成24年度は87.7%、平成25年度は若干下がって87.1%ということになっております。本市の経常一般財源というのは、主に給与費とか、扶助費とか、公債費の義務的経費、これが2,700万円ほど減少しております。分母のほうは経常一般財源等というのですが、これは260万円ほど減って、臨時財政対策債が1,400万円減りました。ということで、比率の低下は分子の低減幅が大きいという結果であります。この87.1%というのは、県平均が90.2%、町村平均が87.7%でございますから、大体平均並みのところにいるということでもあります。

ちなみに財政運営上、要注意と言われるのは90%を超えるということがありまして、埼玉県で見ますと、23団体あって、町村ではそのうち6団体が、この中に入っているということでございます。



◎会議時間の延長

○関根 修議長 監査委員、ちょっとストップしていただいて、本日の会議時間を審議の都合上、延長いたしますので、よろしくお願いいたします。

○関根 修議長 継続してください。

○一柳俊一代表監査委員 少し急ぎます。

○関根 修議長 大丈夫ですよ。

○一柳俊一代表監査委員 人件費比率のところがございます。義務的経費の比率、平成21年度に低下しておりますけれども、少し漸増しております。平成24年度に県平均が50.2%、町村平均でも44.2%となっております。当町は低いほうに位置しております40.9%でございます。

中でも義務的経費の中の人件費、これは財政硬直化の要因になるので、注目指標の一つでございますけれども、人件費の構成比率は平成21年度から、ここに書いてあるような数字で推移しております。平成25年度は20.6%であります。経常一般財源に占める人件費の割合も同様な経過をたどっております。下がったのは国の要請による給与減額実施、こういうものが影響したのではないかなというふうに見ております。

ちなみに平成24年度のデータでは、県内町村平均の人件費の歳出構成は20.3%であります。本町は、決して高いとは言えない。ただ、人口が今後減ってきますので、この比率は高まっていくだろうというふうを考えられますので、注視が必要であろうというふうに思います。

近隣町では、低いところが16.5%、高いところが21.1%というのがございます。この人件費を、いわゆる人口1人当たりということで見ますと、7万3,852円のコストということになります。

5番目、実質公債費比率は、先ほどの健全化のところでもお話がございましたように問題ございません。

以上、代表的な財政指標を見てきましたけれども、本町の規模から考えますと、健闘している数字であって、危険水域のものはないというふうに認めます。しかし、健全な財政運営には収支の均衡を保持しながら、経済的変動や町民ニーズに対応し得る弾力性を持つ必要があることから、今後ともの確な行政運営の遂行を望みたいと思います。

国民健康保険特別会計でございます。平成25年度は、歳入増、歳出減の決算でございました。加入状況も引き続き漸減傾向にあります。43人減りました。それに伴って1人当たりの税負担額も若干ありますが、上昇しております。歳入の保険税の合計徴収率は若干上昇しまして、76.2%となっております。これは県内の町村で見ますと、5番目の上位にあります。ただ、近隣には82.6%という高い町もございます。

税収の未済額は5,600万円でございますが、若干改善されていますけれども、この85%は滞納繰り越し分です。やはり税と同じで滞納繰り越しが問題でございまして、徴収率も下がりました。15.6%にとどまっております。若干これは気をつけなければならぬなと思います。不納欠損は減少しております。

それから、医療費の給付件数ですが、前年度より若干下がりました。それに従って保険給付費も若干減

少して6億7,100万円でございます。これをちなみに1人当たりの保険給付額で見ますと、26万円ということになります。これを平成24年度のデータと比較しますと、近隣の町村と大体似たような数字だなというふうに思います。

それから、介護保険特別会計に移ります。介護保険は、歳入歳出とも増額決算でございました。認定数は366人で、毎年10名程度は増加している状況でございます。保険給付費の伸びは、平成23年度約3,600万円ふえました。平成24年度は630万円増であります。平成25年度は4,100万円増ということで毎年増加しております。平成25年度給付額は5億6,914万5,000円でございます。これを認定者1人当たりに換算すると155万5,000円ということになります。この額を近隣町と比較してみますと、若干高目で推移しているのかなということが言えます。

保険料徴収率でございますが、98.1%で、昨年同様キープしております。不用額は大きく減少して2,370万円でございます。これは理由がございまして、前年度に基金の積み立て残しがあったものですから、ことしてはそれが無いということでもあります。

本会計も今後の介護認定者数及び給付費の増加を考えると、引き続き厳しい状況と思われます。今後も相互扶助の趣旨を踏まえて、住民に制度の理解と協力を求めていく必要があるでしょう。特に介護予防の普及啓発、先ほど申しました「健康高齢化率」というような元気になるような指標も必要ではなかろうかというふうに考えます。

後期高齢者医療特別会計は、書いてあります。特に指摘、問題とするようなところはございません。

それから、6番目、下水道特別会計です。歳入歳出とも前年度に比較して減額決算でございます。水洗化人口は100人ちょっとふえました。先ほども申しましたように81.2%でございます。その結果、使用料、手数料は3,200万円ぐらいになりました。歳入の構成比としては1.7ポイント増加の15.4%でございます。歳出の約半分が事業費ですけれども、これが5,700万円を繰越明許したため執行率が下がっております。詳しくは、先ほど水質汚濁防止対策のところでも述べたとおりでございます。

財産に関する事項に入りますが、公有財産につきましては、行政財産で中学校用地取得が主な理由で891平米ふえました。同様に建物については、野外活動施設解体がございましたので、340平米減少しております。山林の面積増減はございません。

基金ですが、13あります。13ありますが、財政調整基金を初めとして元金臨時交付金基金も大きいですが、8基金で積み立て増加がございまして、反対に国際交流基金等を取り崩した結果、決算年度末の現在高は12億3,697万6,000円で1億6,476万1,000円増加という結果になっております。今後とも安全で確実な、しかも効果的な資金運用を望みたいものであります。

その他は、特にございません。

基金運用状況については、動きはございませんでした。昨年度と同じであります。

以上、一般会計と特別会計の審査結果について申し上げます。

続きまして、平成25年度横瀬町水道事業決算審査意見について申し上げたいと思います。

37ページをごらんいただきたいと思っております。審査期日は平成26年7月2日と3日でございます。

審査の結果でございますが、決算諸表について、審査に付された決算諸表は、水道事業の財政状態及び経営成績を適正に表示しているものと認められます。

それから、経営状況でございますが、今年度の経営成績は、総収益 1 億9,832万1,076円、総費用 2 億94万2,972円でございます。差し引き262万円ばかりの純損失計上というふうになっております。

その結果、当年度末未処分利益剰余金は2,473万7,000円でございます。

38ページに収益的収支の状況が一覧表にしております。

それから、39ページに給水量 1 立米当たりの収益及び営業費用が、どういう状況になっているかということをおよそ3年間比較しております。ここでちょっと注目していただきたいのは、1 立米当たりの営業収益というのがありまして、そのうち給水収益で幾らあるかという表がございます。ここをちょっと注目しておいていただきたいと思っております。

それから、下が資本的収支の状況を示しております。収入、支出の不足額が8,503万7,000円ばかりでございますが、これは当年分の消費税の資本的収支調整額と過年度分の損益勘定留保資金をあわせて補填いたしております。

以上の水道事業の決算について審査意見を申し上げます。

平成25年度水道事業決算は、全般にわたり計数的な誤りはないと認められます。

今年度の収益的収支では、営業収益では1,506万1,000円、前年度が2,187万1,000円でございます。の黒字、営業外収益で1,768万3,000円、前年度が1,771万7,000円の赤字でございます。営業収支が悪化しているわけでありまして、それが総収支でも前年度の黒字から262万2,000円の赤字計上というふうに結びついているわけでありまして、その結果、当年度末の未処分利益剰余金も460万円ほど減少しております。

営業収入につきましては、給水収益が引き続き若干減少はしているのですが、その他営業収益の水道事業統合に伴う旧簡水事業経営赤字分の一般会計負担金繰り入れというのがございました。それから、下水道使用料徴収事務経費収入増というのがございました。この分がありまして、営業収益ということで見ると、対前年比973万3,000円の増収になったのです。

一方、営業費用では、修繕費が上がったり、浄水場のろ過池の砂上げ業務委託料等々がありまして、各費目が少しずつ積み上がった。その結果、対前年度比が1,650万3,000円費用がふえたということで、差し引きで収支が悪化したということになります。

資本的収支の面では、第5期拡張事業（中井浄水場）に伴う8,990万円の企業債の借り入れ、国庫や一般会計からの補助金が合計で6,300万円ありました。収入総額 1 億6,666万1,000円に対して支出は中井浄水場の築造を初めとする建設改良費、企業債償還金等で 2 億5,169万8,000円となって、差し引き不足額が8,500万円となった。それを先ほど申し上げたとおり補填したということでございます。

総事業費規模 2 億6,500万円で進めております第5期拡張事業につきましては、中井浄水場の一部配水管布設が完了して給水が開始されております。

有収率は88.4%で0.3ポイント改善されております。これは収益面に直接影響を及ぼすもので、漏水対策には今後とも万全を期していただきたいと思っております。企業債の年度末の残高は前年度比で530万円増加の10億6,000万円でございます。

これを踏まえて、水道事業の今後の課題について、ここに書いてございます。下に表がございますけれども、10年前は水道事業は一体どうだったのかなということをおよそ調べたものであります。これで見ますと、給水収益は3,400万円減少しております。人口減少率よりも給水量減少率が大きくなっているわけですが、

これはやはり節水意識の高まりや節水型機器の普及という、よく言われます、それを反映されているのかなというふうに思います。給水収益は、料金変更が平成7年度以降やっていませんので、給水量に連動して下がってくるわけであります。こうした右肩下がり傾向というのは、緩やかにはなると思いますが、やはり今後とも続くのだろうと、そういうことで収支面の厳しさは今後も増すというふうに考えます。先般秩父市が、合併後2回目の料金アップが報道されておりますが、やはり厳しい状況にあるのだと思います。

一方、費用面の低減努力は継続されているのですけれども、横瀬町の場合は浄水場が分散型で、設備稼働率が、毎年申し上げていますが、低いということがあります。そういう中で設備の老朽化も進んでおりまして、なかなか削減は容易ではないなという感じでございます。

また、今後は震災や異常気象に鑑みて、各施設、管路等の耐震性の調査とか、対策とか、同時に非常時、どういふ対応をするかということも確立しておく必要があるというふうに思います。

当事業の給水量1立米当たり費用比較、先ほど注目していただきましたところでございますが、営業収益が190.5円で、営業費用は175.8円だから14.7円の利益があるというふうにこれまで見てきました。ここに営業収益の中身を見ますと、ほかの会計からの収益も含まれていまして、本来は給水収益との差で見なくてはならないというふうに思います。その視点で見ますと、現行料金は供給単価が給水原価を下回っているということであります。これでは採算性を確保する状況にはないというふうに言えると思います。

以上、今後の人口減少下にあつては、小さい自治体ほど水道事業経営は厳しくなると言えましょう。現在、秩父地域水道広域化構想が動き出しておりますけれども、必然的な流れとして早期の具体化を期待したいと思います。当町におきましては、その構想を前提としつつ、優先度を勘案しながら諸対策を講じていくということが必要だと思料いたします。

大変時間がかかりましたけれども、以上で平成25年度の決算審査意見書のご報告を終わります。

○関根 修議長 以上で監査委員の決算審査報告を終わります。



◎延会の宣告

○関根 修議長 ここでお諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○関根 修議長 異議なしと認めます。

よって、本日はここで延会といたします。

ご苦労さまでした。

延会 午後 5時15分

平成26年第4回横瀬町議会定例会 第2日

平成26年9月10日（水曜日）

議事日程（第2号）

1、開 議

1、議事日程の報告

1、認定第1号 平成25年度横瀬町一般会計歳入歳出決算の認定について、認定第2号 平成25年度横瀬町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第3号 平成25年度横瀬町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第4号 平成25年度横瀬町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第5号 平成25年度横瀬町下水道特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第6号 平成25年度横瀬町水道事業決算の認定についての質疑、討論、採決

1、議案第40号 平成26年度横瀬町一般会計補正予算（第3号）の上程、説明、質疑、討論、採決

1、議案第41号 平成26年度横瀬町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の上程、説明、質疑、討論、採決

1、議案第42号 平成26年度横瀬町介護保険特別会計補正予算（第1号）の上程、説明、質疑、討論、採決

1、議案第43号 平成26年度横瀬町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の上程、説明、質疑、討論、採決

1、議案第44号 平成26年度横瀬町下水道特別会計補正予算（第1号）の上程、説明、質疑、討論、採決

1、議案第45号 平成26年度横瀬町浄化槽設置管理事業特別会計補正予算（第1号）の上程、説明、質疑、討論、採決

1、議案第46号 平成26年度横瀬町水道事業会計補正予算（第1号）の上程、説明、質疑、討論、採決

1、議案第47号 横瀬町教育委員会委員の任命についての上程、説明、質疑、採決

1、陳情第8号 所得税法第56条の廃止を求める陳情書の上程、説明、委員会付託

1、発議第2号 「手話言語法」制定を求める意見書の上程、説明、質疑、討論、採決

1、閉会中の継続審査の申し出

1、閉 会

午前10時開議

出席議員（12名）

| | | | | | |
|-----|-------|----|-----|-------|----|
| 1番 | 富田能成 | 議員 | 2番 | 新井鼓次郎 | 議員 |
| 3番 | 内藤純夫 | 議員 | 4番 | 大野伸恵 | 議員 |
| 5番 | 若林想一郎 | 議員 | 6番 | 赤岩森夫 | 議員 |
| 7番 | 町田勇佐久 | 議員 | 8番 | 若林スミ子 | 議員 |
| 9番 | 関根修 | 議員 | 10番 | 小泉初男 | 議員 |
| 11番 | 若林新一郎 | 議員 | 12番 | 若林清平 | 議員 |

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

| | | | |
|------|-------------|-------|-------------------|
| 加藤嘉郎 | 町長 | 渡辺利夫 | 副町長 |
| 高野修行 | 教育長 | 村越和昭 | 会計 管理者 |
| 大野雅弘 | まち経営 課長 | 柳健一 | 総務課長 |
| 島田公男 | 税務課長 | 小泉源太郎 | いきいき 町民課長 |
| 大場紀彦 | 健康づく り課長 | 小泉明彦 | 保育所長 兼 児童館長 |
| 高野直政 | 振興課長 | 町田多 | 建設課長 |
| 町田文利 | 上下水道 課長 | 富田等 | 教育次長 |
| 一柳俊一 | 代表 監査委員 | | |

本会議に出席した事務局職員

| | | | |
|-----|------|------|----|
| 町田勉 | 事務局長 | 逸見雅彦 | 書記 |
|-----|------|------|----|

◎開議の宣告

(午前10時00分)

- 関根 修議長** 皆さん、おはようございます。引き続きご苦労さまでございます。
全員の出席でございます。ただいまより会議を開きます。



◎議事日程の報告

- 関根 修議長** 議事日程につきましては、お手元に配付してありますので、ご了承願います。



◎認定第1号～認定第6号の質疑、討論、採決

- 関根 修議長** 議事につきましては、昨日認定第1号から第6号までを一括上程し、監査委員による決算審査に係る監査報告が終了したところでございます。
引き続き、ご審議をお願いいたします。



◎発言の訂正

- 関根 修議長** また、一柳監査委員より発言を求められておりますので、発言を許可いたします。
一柳代表監査委員。

〔一柳俊一代表監査委員登壇〕

- 一柳俊一代表監査委員** おはようございます。実は、数字の訂正をお願いしたいと思います。
昨日ご報告しました意見書の40ページ、水道事業の関係で表がございます。ここに減少率という数字が入っております。この減少率という意味合いからすると、この数字はちょっと間違いでございますので、以下のように訂正をお願いしたいと思います。
89.7%を10.3%、次が16.9%、その下が16.1%にご訂正をお願いいたします。
意味合いは変わりませんので、減少率という意味合いで数字を変更させていただきます。よろしく願います。

-
- 関根 修議長** ここでお諮りいたします。

これからの審査報告でございますが、前例に倣いまして休憩をして、休憩中に関係書類を確認していただきます。その後再開をいたしまして質疑に移りたいと思いますが、そのような方法でご異議ございません

んか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○**関根 修議長** 異議なしと認めます。

暫時休憩をいたします。

再開は10時20分といたします。

休憩 午前10時02分

再開 午前10時20分

○**関根 修議長** 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまの休憩中に関係書類等のご確認をいただきました。これより認定案件に係る質疑に入りたいと思います。

初めに、監査委員の決算審査に対する質疑をお願いいたします。質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○**関根 修議長** なければ、以上で監査委員に対する質疑を終結いたします。

続きまして、執行部に対する質疑に移ります。

なお、質疑の際はページ数をお示しいただきたいと思います。

最初に、一般会計の歳入歳出決算全般についてお願いいたします。

質疑はございますか。

4番、大野伸恵議員。

○**4番 大野伸恵議員** それでは、まず歳入のところなのですが、多くありますので、21ページです。

町営住宅の関係なのですが、収入は収入済額が376万円です。そして、未納が119万6,000円ということで、これは平成24年度は88万8,000円だったと思うのですが、収入未済額がふえています。そして、これ町営住宅は10棟44戸ということで、現在は22戸入っているということで50%の空き家率のようです。用地賃借料が193万3,000円かかっておりまして、これは毎年かかっているようなので、44件入っていれば、この190万円も少なくなると思うのですが、22件で割ると、それも高くなるという状態であると思います。大分古くなっているということで、空き家にしておくよりは古い順から壊すという方法を考えてみたらどうかと思うのですが、古いうちに住んでいたら、前の新しいほうに住みかえていただいて、古いものは返して、返せるときは返すという方向で、ちょっと一歩進んでいただければいいかなと思います。それをお聞きします。

続きまして、25ページと29ページなのですが、国庫支出金、地域の元気臨時交付金（地域経済活性化・雇用創出臨時交付金）が7,100万円出ています。それから、県の支出金で緊急雇用創出基金補助金というもの、やはり7,300万円ほど出ています。この収入は平成21年度に300万円から始まりまして、平成22年度が5,100万円、平成23年度が6,900万円、平成24年度が7,700万円、この平成25年度で2つ合わせて1,400万円、合計すると3億4,000万円ぐらい横瀬町でこのお金をいただいています。6の1の3の13の

ほうで平成25年度は出ているのですけれども、どうもこの3億円余りの効果が見えてこないのが実感です。趣旨は、雇用を創出するための補助金ということですので、雇用の創出を継続することが必要だと思えます。それは、収益を上げられるものを頑張ってつくってくださいねということだと思えるのですけれども、この雇用者が果たして継続して、この事業が継続して成り立っているのかということをお聞きしたいと思えます。

それで、この補助金というのは、前はただ緊急雇用ということで旧庁舎を壊したり、ソーラーをつくったり、50インチのテレビを買ったというふうな、あと学級支援員を使ったということは評価しているのですけれども、この雇用創出という大きな問題に対しては各課で対応ではなくて、横瀬町の庁内が一体となって総合的に考えなくては、この雇用創出をするための事業というのはとても考えられない問題なのではないかなというふうに思っています。庁内の行政組織図を見ますと、雇用について出てくるのは振興課なのですが、これは単なるちっちゃな意味の雇用ですので、全体で横瀬町の税金をもふやすような大切なお金に、大切な事業になると考えられますので、そういうことを考えて実施されているのかどうかということです。そして、平成25年度の支出関係を見せていただきましたら、支払いが前に概算払いで出されていきました。賃金を払うためということでお金を払わなくてはならないというふうなことだと思えるのですけれども、株式会社でこの創出事業をやっております。株式会社という法人は賃金分、運営資金というのですか、それがゼロということはありませんので、概算払いで払うというよりは株式会社ですので、銀行等でお金を借りておいて、営業資金ですね。そして、支払いをして、その実績に基づいて払うという方法でなければ、ちょっと株式会社についてもそういう会社でいいのかなという疑問も湧きますし、そこら辺のところもあわせてお聞きしたいと思えます。

続きまして、支出のほうなのですが、59ページです。地域公共交通アクションプランが111万8,000円出ています。埼玉県に業者に支払っているようですが、これでやって実施してわかったことがありましたら教えていただきたいと思えます。

私も公共交通アクションプランを見せていただきましたが、7月の1カ月のみの集計をされていました。7月の1カ月の間に苅米から柵田までというのがぽんとふえていまして、何だろうなと思ったら、多分柵田祭りがそのときにあったのだと思えます。その17人から22人にふえたということを実績として上げられて、その22人にふえたのだから、目標を40人にすればというふうなアクションプランで書かれていたけれども、その柵田祭りを集計に入れての月平均の7月、しかも7月のみというのが実際の数値をあらわしているのか、教えていただきたいと思えます。

また、このアクションプランでは日曜日が少ないという結果も出ています。少なくとも日曜日はやめて、家族で負担をお願いするというようなことをお考えか、執行部のほうでどういうふう考えているのか教えていただきたいと思えます。

あと、147ページ、町民会館費なのですが、この町民会館の電気料というのが平成24年度が415万8,000円、平成25年度が443万3,000円出ていました。平成24年度にLED工事を1,718万9,000円で実施しております。実施したのですけれども、電気料は下がっていないという事実がこの数字で出ています。以前防犯灯もLED化をしたのですけれども、基本料がある関係で電気代が変わらなかったという事実がありました。C

O₂の削減は若干あると思うのですけれども、この効果的な電気代、光熱水費というのは経常的にかかりますので、この電気代を少なくするという意味では、小学校のソーラーのような施設が効果的ではなかったかなと思っているのですけれども、その点どうだとお考えでしょうか。

平成26年度で冷暖房設備工事をしています、これは省エネ対応となって革新的な事業となっているのでしょうか、教えていただきたいと思います。

それから、全体なのですけれども、財産で物品で自動車というのが特別に揭示してあります。この物品の中には、リースの車は数字に入っていないのです。そして、そうすると隠れ財産、隠れ物品のような形になっていると思います。近ごろリース代が500万円とか300万円のものがあります。それで、これはリースですから毎年の債務負担もあるわけで、企業会計のほうでは近年このリース物件についても表示の方向なのですけれども、それは役場のほうではどのように考えているのかということをお教えいただきたいと思います。

それから、人件費なのですけれども、人件費についてはパーセンテージは少ないということなのですけれども、賃金があります。平成17年の行財政プランは28億円を想定してできているものなのです。一般質問でも聞きましたけれども、現在ことは39億円になって、40%もふえています。行財政プランの12ページに定員適正化計画もありますけれども、その人数の根拠というのが、その当時と現在では変わってきていると思うのです。結局はいろんな仕事をするのは人ですので、人材、人件費というのは減らせばいいというものではないというふうに考えているのですが、この行財政改革プランの人数を少し検討し直すということではできないのでしょうか。

以上なのですが、よろしくをお願いします。

○関根 修議長 副町長。

〔渡辺利夫副町長登壇〕

○渡辺利夫副町長 質問の中の雇用対策についてお答えします。

雇用対策は何度かここでも答弁したことがあるのですが、リーマンショック等で失業者がふえたと。その失業者をどう受け皿として、どういう仕事につかせるか。失業保険を払うよりもというところもあるのですが、そういう意味合いで厚生労働省のほうの仕事で雇用対策は行っています。その雇用対策を行う中で、例えば防犯灯をLED化するとか、町にとってもいい、後に残るような事業もあるのですが、総じては失業者が新しい仕事を体験して次の仕事に向かうと、そういった意味合いで事業は使われておりますので、町の産業を振興するとか、そういった方面はまた違う経済産業省の仕事になるというふうに考えています。

以上です。

○関根 修議長 建設課長。

〔町田 多建設課長登壇〕

○町田 多建設課長 歳入のほうの関係なのですが、建設課のほうのご質問で担当する所掌事務の関係のご質問で、大野議員さんから町営住宅の管理運営に関して、町営住宅の今建物が建っておりますけれども、その全体を今44戸、戸数はあるわけなのですけれども、大野議員さんが言われました22戸が昨年度は入っております。現在は20戸ということで、全体の半分以下になっております。建物があるのですけれども、古

い順で、もしできたらそういうふうな形で壊せたら壊して、土地を返したらどうかというご質問でございましたけれども、町営住宅の土地が棟が建っている、きちんと割れるような形で所有者がいるのではなくて、かなり幾つかの棟にもまたがっていますので、なかなかどこからどこまでというのが難しい状況です。

そして、町営住宅の状況なのですけれども、部屋の状況等もどこの棟のどの場所は全ていいという状況ではなくて、やっぱり住んでいないところなんかは特にそうなのですけれども、かなり傷みが激しいです。そういったところが、大野議員さん言われるように1カ所にまとめて、皆さんにそちらのほうにお移りいただければ一番効率がいいのですけれども、そういったことをすると、今20戸住んでおられる方々の皆さん同じ場所に集めるとなると、かなり改修費用もかかります。そういったこともありますので、いろいろと建設課のほうとしましても検討は重ねているのですが、どういった管理をしたら一番いいかということで検討を重ねております。

議員さん言われるように、先ほど予算の関係でおっしゃってございましたけれども、今現在は歳入の関係で年間370万円ちょっとのお金が入ってきております。歳出に関しましては325万円というお金が出ます。差し引き50万円ちょっとのお金が残るのですが、これがだんだんと少なくなって逆転する可能性も出てきます。そういった場合のことを考えますと、1カ所に集中してお移りいただくとか、そういうことも考えなくてはいけないと思っております。

そういったことを今検討している段階でございますので、またよりよい方法で方向性が見つかったら進んでいきたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○関根 修議長 まち経営課長。

〔大野雅弘まち経営課長登壇〕

○大野雅弘まち経営課長 ただいまの質問に対しまして、私のほうから何点か説明させていただきます。

まず、25ページの国庫支出金の中の地域の元気臨時交付金でございますが、この元気臨時交付金につきましては、国の平成24年度の補正予算において成立したものでありまして、町も平成24年度の補正予算で国庫補助金を受けて事業を行う際に、地方負担分の一定割合で交付されるものでございます。

7,119万6,000円でございますが、61ページなのですが、平成25年度中に、元気臨時交付金基金管理運営事業ということで5,940万7,000円を平成26年度に使うため、基金として積んでおります。町の単独事業、起債ができるような事業につきまして、単費の持ち出しをなるべく補助するという形の交付金でございますので、平成25年度と平成26年度でこの元気臨時交付金を使っております。

続きまして、地域公共交通アクションプラン策定業務委託料の関係の質問でございます。このアクションプランにつきましては、公共交通、鉄道、そして路線バス、そして自主運行しているコミュニティバス等町の公共交通の調査、いろいろ検討しまして、今後の町の公共交通を考えたものなのですけれども、やはりコミュニティバスの乗車率はだんだんふえてきていまして、交通難民といえますか、買い物難民ですか、またお医者さんに行ったり、このような方が利用されて喜ばれております。コミュニティバスの必要性がうたわれていると思えます。

続きまして、自動車の関係なのですが、財産に関する調書の中で町が保有する自動車は39台となっております。一応リースなものですから、当然財産でないわけでこの中には載っておりません。現在ちょっとうすら覚えなのですけれども、リースの車が多分2台、電気自動車があると思えます。一応これに、財産

に関する調書には載っていない状態です。

以上です。

○**関根 修議長** 教育次長。

〔富田 等教育次長登壇〕

○**富田 等教育次長** 私のほうからは、147ページの町民会館電気料がLED化をしたのに下がらないのかというようなご質問についてお答え申し上げます。

町民会館におきましては、たしか平成24年度にLED化の電気等の工事をいたしました。それ以前に、平成23年度中でございますけれども、図書館と事務室のLED化をやってございます。そのときには、エアコンも一緒に改修を平成23年度に図書館と事務室についてはやってございます。

日常的に図書館は今の開館日数をふやしたというようなことがございまして、月曜以外はほとんどやるような形をとっております。まして事務室におきましても、図書館開館のときにはやっているというようなことで、一番の利用についてはこの図書館と事務室は通常朝8時半ごろから5時ぐらいまでは使っているというようなことであります。

ほかの部屋につきましては、改修をして幾分電気料金が下がるべきなのかわからないのですけれども、それ以上に電気料金の値上げ等があったというようなことでご理解いただければありがたいと思います。

以上でございます。

○**関根 修議長** 総務課長。

〔柳 健一総務課長登壇〕

○**柳 健一総務課長** 私のほうからは、賃金の決算額から波及した定員適正化計画の関係を答弁させていただきます。

今の定員適正化計画は、平成26年までの計画になっております。ということで、ことし定員適正化計画を見直す予定でございます。

今回の見直しに関しましては、まだ担当者レベルの話ですけれども、育児休業、産休、育休に対する影響と、派遣に関する影響、あとは移譲事務等に関する影響等でいろいろありますので、その辺を反映したような資料をつくりまして、町長と相談しながら改定をしていきたいと思っておりますので、よろしく願いします。

○**関根 修議長** 他にございますか。

11番、若林新一郎議員。

○**11番 若林新一郎議員** ちょっと確認したいのですが、3ページの歳入未済額の国庫支出金、この約5,000万円、それから県のほうが350万円あるのですけれども、これはいずれももらえるわけですね。国と県がくれると言っている、予算づけされたわけですね。ちょっとそこを確認したいのですが。

○**関根 修議長** まち経営課長。

〔大野雅弘まち経営課長登壇〕

○**大野雅弘まち経営課長** ただいまのご質問に答弁させていただきます。

3ページ、国庫支出金、また続きまして県支出金でございますが、ことしの3月の補正予算、平成25年度の補正予算におきまして、繰越明許、専決だったかもしれないのですけれども、平成25年度の補正予算

におきまして繰越明許を設定させていただきました。その関係で事業を平成26年度に繰り越しておりますので、その分の国からの補助などが未済という形で計上されていることになっていきます。ですから、平成26年度には収入として上がってきます。

以上です。

○**関根 修議長** 他にございますか。

5番、若林想一郎議員。

○**5番 若林想一郎議員** それでは、3点ほどお伺いをしたいと思います。

議長、平成25年度の行政報告書に基づいてでもよろしいでしょうか。ページで申し上げますと、とりあえず21ページの教育使用料、町民グラウンドの使用料なのですが、平成25年度の行政報告書でいきますと158ページになります。こちらの町民グラウンドの使用料は、昨年が5万4,000円だったと。そして、平成24年度が10万5,000円であると。これが4万円ほど減っていると。そして、平成23年度については3万1,500円、平成23年度は3万1,000円でありましたけれども、平成24年度になって10万5,000円になって、そして昨年は5万4,000円になったと。この辺の原因と、あと使用者につきましては平成23年度が年間1万5,066人、平成24年度が1万1,274人、平成25年度、昨年度が1万8,417人、去年は町民体育祭をやらなかったから、この数が伸びなかったということもわかるのですが、この辺のところでぜひ合宿地等もございまして、あるいは町民グラウンドの芝生化ということもありますので、こういう数字を高めていただくのがいいのではないかなと思うところでございます。

そして、観光というか、実際に民宿をやっている方からこういう要望がございました。グラウンドと体育館については、横瀬町は絶対的に数が少ないので、他の地域から横瀬にお客で来て利用優先順位が低いので、ほとんどの日程が希望どおり利用できないというような話がありました。そして、各地区の交流広場があって、あるいは三菱マテリアルさんの体育施設等を代替にするということにしたときに、未使用日には教育委員会で管轄していて、有償で貸し出す手段をとってほしいと。だから、仮に町民グラウンドが観光会社が受けられなくても、どこかを代替して使ったときには三菱さん、あるいは例えば各3区の子ども広場、そういうところの使用料について、これから決めていかなければいけないのではないかなという話がありました。この辺についてのお考えをお聞きしたいと思います。

それから、117ページ、里山景観魅力アップ事業です。こちらでいきますと116ページ、行政報告書の116ページです。こちらにつきましては、大変すばらしい事業でございまして、1,842万2,000円を使って4人の人を雇用して、町内の景観のすぐれないところを中心に伐採、草刈り等を行い、公共用地とあわせ、いろはもみじ1,000本を植栽したということでございます。どうか来年以降等もやっていただきまして、この魅力アップ事業を推進していただければと思うところでございます。ぜひ南前峠の町有地、こちらについてもかなり伐採というかされておりませんので、早い時期にこういう事業等を展開して行っていただければと思うところでございます。その辺の見解をお聞きしたいと思います。

それから、125ページ、こちらの報告書ですと119ページ、後退用地等の整備事業でございまして、平成25年に73万5,000円を支払ったということでございまして、昭和56年に都市計画法が施行されまして既に33年を経しておりますので、この後退地の購入等について、ぜひ啓蒙等いただきまして、横瀬町の道路事業の振興を図っていただければと思うところでございます。この辺の見解もお聞きしたいと思います。

以上3点です。

○関根 修議長 教育次長。

〔富田 等教育次長登壇〕

○富田 等教育次長 若林議員さんから教育使用料、グラウンドの使用料等についてのご質問でございます。

まず、どうして利用が下がったのかというようなことでございますが、町民グラウンドについては教育委員会としては、こういうことで使ってくださいというようなことで、あっせん的なことはやってございません。利用者が必要に応じて利用申し込みをしていただいているというような状況でございます。

平成24年度におきましては、有料のものでありますと3団体、前日が1日使うのが6日、あと半日が5日あって、延べで1,020人、利用料金としましては10万5,000円というようなことございました。

団体としましては、サッカーの団体が2団体、野球が1団体であったというようなことでございます。

平成25年度におきましては、2団体で利用日数が5日で、1日使ったのが4日、半日が1日と。延べで620人の利用で5万4,000円であったというようなことで、下のグラウンドでサッカーの例年来ている2団体が利用であったというようなことでございます。

要因といいましても、ちょっと思いつかないのですけれども、近年はこんな状況であるというようなことをご理解いただければと思います。

あと、町民グラウンドの利用状況等でございますけれども、これにつきましても町民体育祭が中止になったというようなことで、グラウンド的な分においては減っているのかなという部分がありますけれども、あとスポーツ交流館であるとか、横瀬中学校の体育館であるとかは大体例年どおりというような利用になっております。

利用は、ほとんどスポ少の関係であったり、体育協会の関係であったり、グラウンドにおいては特にスポ少の野球であったり、あるいはグラウンドゴルフであったり、ゲートボールの利用が多いというようなことでございます。

以上でございます。

〔「あれ言っていない。三菱」と言う人あり〕

○富田 等教育次長 施設の関係につきましては、現在町のほうでグラウンド利用につきましては三菱マテリアルさんに対しまして、大きな大会等で利用できない場合には使わせていただくような方向で交渉しているというような状況でございます。おおむね大丈夫であろうというような話は伺っておるというようなことでございます。

教育委員会サイドといたしましては、そのようなことで今現在は下グラウンドの人工芝化に全力を挙げているわけですが、大きな大会でもソフトボールの大会、あるいは野球の大会といいましても、郡体的な部分であったりでないと、上のグラウンドだけで足りているような部分がほとんどでございますので、何回か三菱さんのほうにまた借りるというようなことになるかと思っておりますけれども、そんな状況の利用であります。

以上です。

○関根 修議長 振興課長。

〔高野直政振興課長登壇〕

○高野直政振興課長 お答えさせていただきたいと思います。

里山景観魅力アップ事業の緊急雇用創出基金を使用した事業を引き続きこの後も続けていけたらというようにお話かと思えます。この事業につきましては、次年度事業ということでございますので、この事業では使えないのかなと思えますけれども、こういう事業に関しまして、また補助金等何かあればこういうこともまた進めていければなどは考えております。

なお、場所につきましては、まだちょっと具体的にどこということもございませんので、ご理解いただきたいと思えます。

以上です。

○関根 修議長 建設課長。

〔町田 多建設課長登壇〕

○町田 多建設課長 私のほうからは、後退用地等の整備事業ということでご質問いただきました。

これは、建築基準法の42条の2項ということで、知事が認める道路ということで、本来建築基準法でいきますと4メートル以上の道路に2メートル以上接してはいけないということなのですが、もしも、そうしないと家ができないということなのですが、特別に都市計画決定時に存在する道路で、知事が特別に認めたものに関しましては1.8メートル以上4メートル未満の道路でも後退すればできるということで、今建築基準法のほうで指導しています。

その道路なのですが、議員さんのおっしゃるように、本当に町のほうとしましても、その建築をする際に後退をしてください。そのときに買収するとかなり応じてくれるのですが、その後しばらくたってから広報したり、そしてホームページ等でも流しているのですが、なかなかそういった後になってからだと対応してもらえないというのが現状です。建築基準法の適用される確認申請のときに建設課としましてはお願いをして、建築主に対応していただいているというのが現状であります。

議員さんおっしゃるように、今後はより一層広報、またホームページ等を通じまして一般の皆さんにも呼びかけるようなことはしていきたいと思えますけれども、確認申請時には必ず本人にお願いして協力を願うような態勢は今とっております。

以上でございます。

○関根 修議長 他にございますか。

5番、若林想一郎議員。

○5番 若林想一郎議員 先ほどの関係で、町民グラウンドとか体育館を借りていても町民が使うということで、実際にはほかを使ってくれと言われたときにどうするのかと。例えば事前に予約していた町民グラウンドを町民の人が使うのではかへ行ってくれないかと、そんなような例があったそうです。

ですから、そういう場合にはお金を払ってもいいから三菱さんでも、例えば3区のと、あるいは子ども広場でも払ってもいいのだと。だから、その辺の基準もつくってほしいという一つの課題があると思うのですが、その辺についてお答えさせていただきたいと思えます。

○関根 修議長 教育次長。

〔富田 等教育次長登壇〕

○富田 等教育次長 体育施設等の利用につきましては、町民を優先的にというようなことで、もちろん条

例上もそのようなことで設置されております。

今後の課題として承りたいと思います。

○**関根 修議長** 他にございますか。

4番、大野伸恵議員。

○**4番 大野伸恵議員** 済みません、先ほどの質問の答弁漏れがあると思うので、そこを確認したいのですが、よろしいですか。

○**関根 修議長** はい。

○**4番 大野伸恵議員** 財産の関係で聞いたのですけれども、車のリースは2台ということがわかったのですが、近ごろクラウドの関係でリース代が500万円とか300万円とか大分多くなっているのですが、その件は例えばパソコンなんかは債務負担行為ということで載っていたと思うのですが、そういうふうなものも町で500万円とかというものを借りるという場合には、そちらのほうを毎年幾らか、何年間でリースかというのは把握しておいたほうが良いと思うので、そこら辺のところをもう一度教えていただきたいと思います。

それから、補助金の関係で副町長のほうから回答いただいたのですが、次の仕事へ向かうことが目的ということで回答していただいたのですが、そうしますと横瀬町で実施している雇用の創出はこれでおしまい、次の仕事に向かっていってもらえれば良いですよというふうに解釈したのでいいのでしょうか。次の仕事に向かうために3億円近いお金を使っているのですが、そういうふうに解釈してよろしいのでしょうか。

以上、お願いします。

○**関根 修議長** まち経営課長。

〔大野雅弘まち経営課長登壇〕

○**大野雅弘まち経営課長** ただいまのご質問の車のリースの関係でございますが、一応財産に関する調書ということで毎年決算書と同時に配付させていただいておりますが、リースしている車を把握するというところで、今後ちょっと勉強してみたいと思うのですけれども。

以上です。

○**関根 修議長** 副町長。

〔渡辺利夫副町長登壇〕

○**渡辺利夫副町長** ご理解のとおりです。

○**関根 修議長** 他になければ、以上で一般会計決算に対する質疑を終了いたします。

なお、質疑漏れがございましたら全会計の質疑終了後に再度質疑の時間を設けますので、その際にお願いいいたします。

次に、国民健康保険特別会計の歳入歳出決算全般に対する質疑に移ります。

質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○**関根 修議長** なければ、以上で国民健康保険特別会計に対する質疑を終了いたします。

次に、介護保険特別会計の歳入歳出決算全般に対する質疑に移ります。

質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○**関根 修議長** なければ、以上で介護保険特別会計に対する質疑を終了いたします。

次に、後期高齢者医療特別会計の歳入歳出決算全般に対する質疑に移ります。

質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○**関根 修議長** なければ、以上で後期高齢者医療特別会計に対する質疑を終了いたします。

次に、下水道特別会計の歳入歳出決算全般に対する質疑に移ります。

質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○**関根 修議長** なければ、以上で下水道特別会計に対する質疑を終了いたします。

次に、水道事業の決算全般に対する質疑に移ります。

質疑ございますか。

4番、大野伸恵議員。

○**4番 大野伸恵議員** 2点ばかり教えていただきたいのですが、第5期拡張工事なのですが、大分進展されてきているようです。平成24年度と平成25年度の支出、私のほうの計算でいきますと1億6,000万円ばかりなのですけれども、収入のほう企業が債もあるのですけれども、国の補助が平成24年度で1,100万円、国の補助平成25年度で5,300万円というふうに数字を見たのですけれども、この第5期の拡張をするときには国からの補助金はかなり大きな割合で補助されていますので、事業に踏み切りましたというふうな説明を受けた覚えがあります。実際問題平成26年度まで実施しますので、今後どうなるかわかりませんが、今の段階で国の補助金のパーセントは何%であり、それは平成26年度にいても同じような数字でいくのかどうかということをお願いしたいと思います。

そして、説明の中で新たに加入者が入ったわけなのですが、水道の加入の分担金の金額と加入者の件数は当初の計画に合っているものなのか、ちょっと教えていただければと思います。

以上よろしく申し上げます。

○**関根 修議長** 上下水道課長。

〔町田文利上下水道課長登壇〕

○**町田文利上下水道課長** 水道の第5期拡張事業についてのお答えを申し上げます。

横瀬町水道事業第5期拡張事業につきましては、芦ヶ久保の中井浄水場をつくりかえることによりまして、中井地区と、それから赤谷地区までを取り込んで配水をするという事業でございまして、平成24年度から平成26年度までの3カ年の事業でございまして。

それで、総事業費については約2億7,053万4,000円ということで、うち補助対象事業費が約2億3,307万円、単独事業費が約3,746万4,000円ということで、国庫補助率については10分の4、約40%ということでございます。そうすると、補助対象事業費に対して国庫補助が約9,322万8,000円ということになってございます。

それから、分担金の関係ですけれども、分担金につきましては平成25年度に4件、それから平成26年度に29件ということで、合計33件分を既に前受金として預かってございます。

なお、金額につきましては、施設の分担金が18万3,750円、工事分担金が14万1,750円で、合計で32万5,500円となっております。

以上です。

○**関根 修議長** 他にございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○**関根 修議長** なければ、以上で水道事業に対する質疑を終了いたします。

それでは、ここで一括上程中の6案件につきまして質疑漏れがございましたらお願いいたします。

なお、全般的な質疑もここで受けます。

質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○**関根 修議長** なければ、以上で一括上程中の決算認定6案件に対する質疑を全て終結いたしました。

続きまして、討論に移ります。

まず、原案に反対する者の発言を許可いたします。

〔「なし」と言う人あり〕

○**関根 修議長** 次に、原案に賛成する者の発言を許可いたします。

7番、町田勇佐久議員。

〔7番 町田勇佐久議員登壇〕

○**7番 町田勇佐久議員** ただいま議長のご指名をいただきましたので、上程されました認定1号から6号までの決算認定につきまして、賛成の立場で討論をさせていただきます。

我が国の経済状況は、長らくデフレに苦しめられてきましたが、安倍政権が発足してすぐ取り組んだのが、このデフレの脱却です。デフレマインドを一掃するための大胆な金融政策の第1の矢は、そして湿った経済を発火させるため機動的な財政という第2の矢は確実に的を捉え、経済状況が大きく変わってきました。このような状況下において、横瀬町では第5次総合振興計画4年目のスタートに当たり、町民と行政の協働のまちづくりが推進されてきました。平成25年度の決算状況を見ると、一般会計においては歳入歳出とも前年度決算額を下回り、少ない財源を有効に活用していると思います。また、地方交付税、国庫支出金等においては前年度を上回っております。

特別会計におきましては、水道事業会計を除く国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療、下水道特別会計等も安定した成果をおさめております。

さて、財源が大変厳しい中、一般会計、特別会計とも総じて立派に運営されていると評価し、賛成討論といたします。各議員のご賛同をよろしくお願いいたします。

○**関根 修議長** 他に討論ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○**関根 修議長** 以上で討論を終了いたします。

これより採決に移ります。

採決につきましては、一括上程中ではありますが、各会計ごとに起立採決で行います。

日程第1、認定第1号 平成25年度横瀬町一般会計歳入歳出決算の認定については、これを原案のとおり

り決定することに賛成の方は起立を願います。

〔起立全員〕

○**関根 修議長** 起立総員です。

よって、認定第1号は、原案のとおり認定することに決定いたしました。

続けて採決いたします。

日程第2、認定第2号 平成25年度横瀬町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定については、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔起立全員〕

○**関根 修議長** 起立総員です。

よって、認定第2号は、原案のとおり認定することに決定いたしました。

続けて採決いたします。

日程第3、認定第3号 平成25年度横瀬町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定については、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔起立全員〕

○**関根 修議長** 起立総員です。

よって、認定第3号は、原案のとおり認定することに決定いたしました。

続けて採決いたします。

日程第4、認定第4号 平成25年度横瀬町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定については、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔起立全員〕

○**関根 修議長** 起立総員です。

よって、認定第4号は、原案のとおり認定することに決定いたしました。

続けて採決いたします。

日程第5、認定第5号 平成25年度横瀬町下水道特別会計歳入歳出決算の認定については、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔起立全員〕

○**関根 修議長** 起立総員です。

よって、認定第5号は、原案のとおり認定することに決定いたしました。

続けて採決いたします。

日程第6、認定第6号 平成25年度横瀬町水道事業決算の認定については、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔起立全員〕

○**関根 修議長** 起立総員です。

よって、認定第6号は、原案のとおり認定することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休憩 午前11時16分

再開 午前11時24分

○**関根 修議長** 休憩前に引き続き会議を開きます。



◎議案第40号の上程、説明、質疑、討論、採決

○**関根 修議長** 日程第7、議案第40号 平成26年度横瀬町一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔加藤嘉郎町長登壇〕

○**加藤嘉郎町長** 上程されました日程第7、議案第40号 平成26年度横瀬町一般会計補正予算（第3号）の概要を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算について、また債務負担行為及び地方債について行うものです。この補正予算は、国等の補助金制度を有効に活用し、適切な財源確保に努めるとともに、効果的な予算配分を考慮し、計上いたしました。

その結果、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億9,774万3,000円を追加し、本年度予算の総額を歳入歳出それぞれ39億5,800万3,000円とするものであります。

主な内容を申し上げます。歳出におきましては、今年度の職員人事異動に伴い、各費目全般にわたり人件費を調整し、それぞれ増額または減額計上いたしました。

総務費では国の定住自立圏への支援の増により定住自立圏形成推進事業を、民生費では総合福祉センター施設等整備事業を、また衛生費では水道事業会計補助等事業の秩父地域広域化準備室派遣者分補助金を増額しております。

商工費では緊急雇用創出基金事業を活用して地域人づくり事業を、教育費では町民グラウンド管理運営事業として人工芝新設工事に伴う経費等をそれぞれ増額しております。

歳入におきましては、地方交付税や国県支出金はそれぞれ交付額が決定したことなどによりまして、増額または減額計上したものです。また、前年度決算に基づき、繰越金及び特別会計からの繰入金を増額計上しております。そのほか諸収入については、スポーツ振興くじ助成金を、町債については教育債を増額しております。

以上、平成26年度一般会計補正予算（第3号）の概要を申し上げましたが、細部につきましては各担当から説明いたしますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○**関根 修議長** 提案理由の説明を終わります。

続きまして、前例に倣い休憩をして、担当課長より細部について説明をさせます。

暫時休憩をいたします。

休憩 午前11時27分

再開 午前11時53分

○**関根 修議長** 休憩前に引き続き会議を開きます。

説明が終了しましたので、これより質疑に移ります。

質疑は、歳入歳出全般にわたりお願いいたします。

なお、質疑の際はページ数をお示してください。

8番、若林スミ子議員。

○**8番 若林スミ子議員** 26ページ、6款商工費の森林活用人材育成事業委託料で、この基礎知識を育成するということですが、これは何人くらいの方が受けられるか。

そして、このそういう受けられる年齢の範囲とか、そういうのが規定があるのかどうかお知らせください。

○**関根 修議長** 振興課長。

〔高野直政振興課長登壇〕

○**高野直政振興課長** 8番議員さんのご質問にお答えさせていただきます。

予定している人数は4名でございます。

また、年齢につきましては、健康で丈夫で働ける方であれば、特に今のところ年齢的な要件等は考えてございません。

以上でございます。

○**関根 修議長** 8番、若林スミ子議員。

○**8番 若林スミ子議員** 追加で、期間はどのくらいでされるのか。

○**関根 修議長** 振興課長。

〔高野直政振興課長登壇〕

○**高野直政振興課長** 期間でございますけれども、これから契約等を行いまして11月、あるいは12月ごろから1年間お世話になりたいと思います。

以上です。

○**関根 修議長** 他にございますか。

4番、大野伸恵議員。

○**4番 大野伸恵議員** 若林議員と同じページで、25ページなのですけれども、今のお話ですと人づくり事業4名、年齢は考えていない、12月から1年間ということなのですけれども、旅行業務業とかの資格を取らせるといことなののですけれども、この資格を取る金額というのはどのぐらいの金額になって、それは本来は個人が負担して取得すべき資格だと思うのですけれども、そこら辺はどのように考えているのか、観光業務の資格の認定に係る費用を教えてくださいたいと思います。

それから、森林活用人材育成事業のほうも、同じように資格を取らせるというふうなことでしたが、資格取得に対する費用というのはどのぐらいをお考えになっているのか教えていただきたいと思います。

それから、31ページなのですが、済みません、議長いいですか。12時になるのですけれども、続けてしまってもいいですか。

○**関根 修議長** 続けてください。適当にやめさせますから。

○**4番 大野伸恵議員** では、31ページの町民グラウンドの整備事業費についてお聞きしたいと思います。ちょっと多いので。

○**関根 修議長** それでは、かなりあるのですね。

○**4番 大野伸恵議員** ええ。

○**関根 修議長** それでは、本休憩にして1時からやりましょう。

○**4番 大野伸恵議員** よろしくをお願いします。

○**関根 修議長** かなりあるそうで、本休憩にしたいと思います。
再開は1時です。

休憩 午前11時57分

再開 午後 1時00分

○**関根 修議長** 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま平成26年度横瀬町一般会計補正予算（第3号）の質疑中でございます。質疑を続行いたします。
4番、大野伸恵議員。

○**4番 大野伸恵議員** 続けさせていただきます。

31ページの町営グラウンドの人工芝新設工事についてお聞きいたします。以前からの説明で、多目的グラウンドというふうなことで言われているのですが、今回委員会に提出された資料を見ましても、図面はどう見てもサッカー場です。先日私の女性の支持者にこの件について聞いたところ、全員反対でした。お金があるなら、もっと身近なものをしてほしいと言われましたので、その皆さんの声を議会に届けていきたいと思っています。

6月に質問して、回答のなかったものについても改めてお聞きします。質問が多いので、事前に箇条書きにして執行部のほうにお渡ししてありますので、よろしくお願いします。

まず、平成27年度からの基本構想に向けて、昨年度住民アンケートをとりました。1位は防災、消防体制の充実であったと広報に書いてありましたけれども、人工芝は全34項目をアンケートとったらしいのですが、町の取り組みの質問に入っていたのか、入っていたのならば何位だったのか、教えていただきたいと思います。同時に、パブリックコメントの実施をしていないのはなぜか、お願いいたします。

次に、合宿誘致事業として、観光を重視して誘客を図るという町の考えでしたらば、人工芝を選択することは秩父という観光資源の本質を見きわめていないのではないかと疑問に思っています。観光客は秩父に何を期待してくるのか。秩父として一番の魅力は、都会にない豊富な自然だと思っています。そうい

う意味で、なぜ人工芝だったのか教えていただきたいと思います。難しくても自然芝を選ぶという選択はなかったのか、お聞きします。

次に、住民から提案され、方向性が同じならば採用すると副町長は前に言われました。その際に、住民全体の意思も意向も視野に入れなければ、一部住民のみの行政展開となってしまうということになってしまいます。1億円もの工事を提案した人工芝推進会議のメンバーは明らかにされていない状態で、基本計画等もなく、方向性が同じであったとは私は考えられないです。きのう平成24年度に要望があったと副町長に言われましたが、そのときは芝生化をしてくださいということではなくて、合宿誘致の政策をしてくださいということだったのではないかと思います、どうでしょうか。

役場では、そういうふうに住民から要望があった場合には、いわゆる口ききというものをなくすために書類で残すようにしているのではないかとと思うのですが、そのような書類も作成されているのでしょうか。

次、6月の委員会で提出された資料の図面が12月の日付でした。これは前にも言いましたが、町予算書にはなくて、観光協会決算書でグラウンド芝生化に伴う町債、委託費ということで観光協会のほうで出ているようです。地方公共団体は、予算のないことはできない、このようなやり方は住民に公表しなければならない、予算の抜け道となる違法行為を誘発すると思います。観光協会は、町からも補助金の出ている団体で、迂回経路で支出したとすれば、総計予算主義を守らなければならない行政の立場としていかなかなという気がしますが、どうでしょうか。

そして、そのときの野澤設計が町のプロポーザルで指名されて落札しています。町の情報は、12月に野澤設計に伝わってしまっていますので、3社を指名したと言いますが、それで公平な入札と言えるのか疑問に感じています。

また、野澤設計は、横瀬町や埼玉県の建設工事請負等競争入札の参加申請を登録している団体なのか、お聞きいたします。

次に、人工芝のプロポーザルは、町のホームページ等で公開されていませんでした。今後もし建設工事のほうに行く際に、建設工事の入札に関しては、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に規定されている情報の公開を実施し、一般競争入札が適当と思うが、どうでしょうかということです。工事の発注が10月中旬と言っていますが、完成納期を考えると情報公開の期間が短いということは、今既に情報を持っている人が有利になるというふうなことも考えられますので、その件についてお聞きします。

それから、以前説明がありましたのですが、80%の補助というふうなことで説明をお聞きしてきました。しかし、今回補正予算等で見ますと助成金が5,172万3,000円ということで、6月の設計委託料等を考えると補助率が56%になっているのではないかとと思うのですが、その点どうでしょうか。

また、残りの3,950万円は6月の委員会で、町長のほうから財政調整基金を使いたいということでは言われたのですが、企業債になったという経緯はどうしてなのでしょう、教えていただきたいと思います。

そして、12月の設計の資料を6月の委員会で聞いたのですけれども、そのときよりもコート面積が大きいのです。駐車スペースやトイレの前などが余りにもこう狭く、図面で見られます。このサッカーコート面積というのは範囲がありまして、縦が90から120メートル、横が45から90メートルというのがコートとして認められているのだそうですが、多目的なものをつくるというふうに横瀬町はおっしゃっていますので、多目的ならもう少し最小のものを目指して駐車場スペースだとか、利用者が休むようなスペース

をふやしてもいいのではないかなと思いましたが、よろしくお願いいたします。

それから、平成26年4月1日の横瀬町建設工事の発注予定表に町民グラウンドA、B、コート、防球ネットのかさ上げ工事がホームページに書かれていました。人工芝のサッカー場建設をこれは見越して、この工事を予定したのかお聞きしたいと思います。

6月には、夜間照明も考えたいと副町長さんはおっしゃっていました。でも、結果として照明の灯数は多くなってしまいましたし、今度設計が提出されましたので、電気料の計算も可能だと思います。それらはどのぐらいになると試算されているのか、教えていただきたいと思います。

次に、日本スポーツ振興センターの募集要項に、助成金申請に係る予算措置について町長印を押印の上提出と、予算の議決と予算の議決のこの決定を再確認しています。予算の確保状況がわかる資料などはこちらから、申請書類は情報公開の対象になっています。ですので、見せていただければお示ししていただきたいのですが、お願いします。

そして、この説明ですけれども、執行部のほうは議会で予算の承認が得られればと広報等で説明しているのですが、予算は承認や同意事項ではないのです。ですから、予算の議決権は議会のみが有する権限で、予算は議決なくしては確定せず、執行することはできない。これは、議員必携なのですが、先日の委員会で図面等実施計画を出したとのことですが、まだ予算は議決されていない状態です。スポーツ振興センターの決定が議会議決より優先するのか、議会の議決権を執行部はどのようにお考えになっているのか、お聞きしたいと思います。

また、同じように地区説明会で、交付を受けることが事業の実施条件と説明しています。交付を受けることが事業をするための条件なので、ということは補助金ありきの行政と思えます。補助金ありきの行政は、無駄な政策を招く元凶として注意しなければならないというのが、行政を預かる人間には常識だと思っていますが、この点についてどうでしょうか。

しかし、まだ工事を実施し、完成したらば有効な利用を進めていかななくてはならないと私も思っています。遅滞なく事業実施をしなくてはならないのですけれども、今度はどのような利用計画を考えているのか、年間の使用日数、収入見込みなどの把握は日本スポーツ振興センターへの交付申請書には事業計画、収支予算書などの提出書類があるので、その利用計画等についてどのように書いたのか教えていただければと思います。

次に、最後ですが、私も個人で各地を見ました。先日議会のほうでも、ほかの団体の方と一緒にサッカー場を視察しましたが、どこもサッカー場と野球場が別に整備されていました。今後横瀬町では、単独の野球場の建設も視野に入れて事業を進めていくのか、お聞きしたいと思います。

以上ちょっと多いのですが、よろしくお願いいたします。

○**関根 修議長** 質疑に対して答弁を求めます。

振興課長。

〔高野直政振興課長登壇〕

○**高野直政振興課長** 私のほうからは、緊急雇用対策の地域人づくり事業の中の雇用された方々の資格を取るための資金費用が含まれているかということに対して、ご答弁させていただきたいと思います。

あくまでも人づくり事業ということでございます。その人がスキルアップをすることまでの状況でござ

います。その方が、また次の試験を受けたりする費用につきましては、個人負担という形になろうかと思
います。よろしくお願いいたします。

以上です。

○関根 修議長 まち経営課長。

〔大野雅弘まち経営課長登壇〕

○大野雅弘まち経営課長 町民グラウンドの人工芝についてのご質問です。

広い範囲にというか、多くたくさんありますので、ちょっと手分けして答弁させていただきます。

まず、後期基本計画策定のための住民アンケートの関係ですけれども、人工芝という名目には特化して
意向は聞いておりません。当てはめるとすると、グラウンドですので健康づくりの推進ということが該当
するかと思っています。そうすると、順位的には8番目です。防災、消防体制の充実が一番で、防犯、交
通安全、社会保障、子育て、いろいろありまして8番目に健康づくりということで来ております。

また、その中で個人的なご意見等の記入をお願いしているところですが、町民グラウンド周り、
グラウンドなど整備という意見がございました。

また、平成24年度に合宿誘致の推進計画の作成時、ワークショップの中の提案で町民グラウンドの整備
ということで、人工芝や夜間照明というご意見がございました。

そして、パブリックコメントの実施ということでございますが、パブリックコメントの手続条例により
まして、パブリックコメントの対象となる計画などですが、町の基本的な施策に関する計画などの決定、
または重要な決定、町政に関する基本方針を定めることを内容とする条例の制定、または改廃。

3番目として、町民に義務を課し、または権利を制限する条例の制定及び改廃。

4番目として、その他実施機関が必要と認めるものとなっております。

町民グラウンドの芝生化につきましては、このような対象にはならないと判断したものと思います。

ちょっと古い資料なのですが、平成20年度から平成24年度の間にパブリックコメントを行った件
数なのですが、条例が2件ございます。また、基本的な計画、基本構想や基本計画、14件ございま
した。以上16件、今までパブコメ、平成20年度から平成24年度まで16件ございました。

続いて、契約担当のほうとして、ちょっと答弁させていただきますが、野澤設計は横瀬町や埼玉県の建
設工事請負等競争入札参加申請をしているのかというご質問ですが、埼玉県の建設工事請負等競争入札の
ほうに申請、参加しております。

続いて、人工芝のプロポーザルはホームページで公開されていないというご質問ですが、ホームペー
ジ上では入札の結果を公表しているところですが、プロポーザル方式につきましては金額のみで判断する入
札とは異なりますので、ホームページには載せていないところです。

公共工事の入札及び契約の適正化の推進に関する法律に関してでございますが、この法律によりますと
250万円以上の公共工事について公表を定めております。この法律で、公共工事とは国特殊法人等地方公
共団体が発注する建設工事と定められております。そんなこともありまして、芝生化の設計の業務委託に
ついては公表していないところでございます。

続きまして、財源の関係でございますが、財政調整基金を使うということでしたが、今回の補正予算で
地方債のお願いをしているところです。普通建設事業債としまして、一度に多額の支出をするよりは後年

度負担していただきまして、設備を投資していくということでございます。

私のほうからは以上です。

○関根 修議長 教育次長。

〔富田 等教育次長登壇〕

○富田 等教育次長 私のほうから、残って答えられる範囲でお答えをしたいと思います。

まず、人工芝は、秩父、横瀬町の観光資源の本質と言えるかということでございますけれども、教育委員会といたしましては町民優先の健康増進のための施設というようなことで、自然芝でありますと非常に後の費用的な部分もかかりますし、現在影森のグラウンドに秩父市のほうで管理している自然芝のグラウンドがありますけれども、なかなか年何回かしか使えないというようなこと、常時管理するのが非常に難しいというようなことを伺っておりますので、町民が歩いたり、ほかの運動をするにおいては人工芝が最適ではないかというようなことで考えております。

次に、野澤設計が設計工事を落札し、公平な入札なのかというようなことでございますけれども、3社の指名でございまして、2社の方は結局地元の業者と、あと野澤さんの2社でありまして、私もそれに加わったわけですが、金額であるとか、もろもろの意気込みであるとか、設計に関してであるとか、全体的に皆さんで判断をしまして点数をつけます。その中で野澤組がよかったというようなことでございますので、公平な入札ではなかったかと思っております。

次に、設計図より面積が大きくなった理由はというようなことでございますけれども、当初平米数的には7,700というようなことで計画しまして、その中で体協の関係者であるとか、利用団体であるとかに説明会を2回ほど行いました。その中で、最終的に利用団体、体協関係者の中でこの際サッカーを中心としたグラウンドがいいのではないかというようなご意見が多くございまして、それに基づきましてサッカーのグラウンド、今現状でいきますとぎりぎり、目いっぱいとれる範囲でコートの設定をしたというようなことでございまして、通常サッカーだけではなくて、ほかのイベントにももちろん使えますし、普通に歩くにおいても問題ないと考えておりますので。ただ、せっかくなので当たっては、体育協会関係者とのお話の中で、サッカーグラウンド的な部分をしっかりしたもの、あるいは子供たちがサッカーやるのに2面ぐらいつくってくれというような意見もございまして、そんなことで面積がふえたと。サッカーについて、この部分においてコートの的にはふえたというようなことでございます。

あと、夜間照明も考えていたより多くなってLEDの電気料の関係ですけれども、1つ当たりが280ワットということで、20基で時間当たり5.6キロワットということで、今電気料が町民グラウンドで払っているのが通常のあれで、一番高い部分の電気料の分でいきますと約1キロ30円という分があります。それを約3時間利用して、あるいはそれを月20日、そして12カ月でやりますと約14万4,000円ぐらいという金額が出ます。ですので、10万円から20万円の間の電気料ではないかなというような試算をしております。

次に、日本スポーツ振興センターでの提出資料、情報公開の対象になっているということで上げてほしいということなのですが、金額の部分は別としまして、設計図等であればお見せすることはできるかと思えます。

次に、執行部の説明では予算承認が得られなければと説明しているが、予算は承認事項か、議決より振興センターの決定が優先なのか、議会の議決をどう考えているのかということでございますが、1月末に

申請時点におきましては予定ということで出しまして、その後内定が決まりまして、内定のときにまだ予定というようなことで、日本スポーツ振興センターのほうには提出してございます。

議決権ということですが、皆様のきょう議決していただけるのであれば、事業のほうは工事のほうも進められるというようなことになるかと思っておりますので、ご理解いただければと思います。

執行部の説明では、交付を受けることが事業の実施要件と言っているが、補助金ありきの行政手段をどう考えているのかというようなことでございますが、非常に金額も大きな事業であることから、また限られた自己財源であるために、こういう事業を行うにおいては社会教育施設の他の補助金等はこれ余り考えられませんが、非常に必要であると考えています。

次に、完成してしまったら有効な利用に努めなければならないとございますが、本当にそのとおりで、町民に有効に利用していただければなというようなことでございます。

利用計画等につきましては、イベント等、あるいは大会などを実施するような計画は教育委員会としては持っておりません。

今後単独の野球場の建設も視野に入れているのかということですが、現在三菱マテリアルさんと施設利用についての協定を進めておる、調整中ですけれども、借りられるだろうというような方向で調整をさせていただいております。野球場の建設については、今のところ教育委員会では考えておりません。

私のほうからは以上です。

○関根 修議長 副町長。

〔渡辺利夫副町長登壇〕

○渡辺利夫副町長 それでは、横瀬町の旅館民宿組合等、先ほど言われました合宿地の予約システムのきのう質問がありましたので、そちらについてはそういった団体からの要望を受けていると答弁いたしました。

今グラウンド関係については、当然2つの動きがありまして、1つは旅館民宿組合さんが合宿誘致をすることによって町の交流人口、あるいはそういった観光事業に資したいということで、そういうグラウンドの予約システムを改善してくれないかという要望がありました。

もう一つは、サッカー関係者からt o t oの補助金を使って人口芝にしたらどうかという提案がありました。2つの動きがあった中で、いろいろ混同されている面もあるかもしれませんが、そういった2つの動きがありました。2つとも体育関係者との調整、あるいは協議というものが大変重要になってくると思います。

もう一つは、私のほうでも教育委員会といろいろ、一体予約、グラウンドは今どう使われているのかということいろいろ調べました。そういった中で、ある団体がここ1年間ずっと押さえているというような状況がありましたので、もしあれだったらいろんな団体と調整していろいろ使えたらと。合宿誘致に使える可能性も十分あるのではないかと。あるいは、そういったことで一つは予約システムを変えました。

それから、人工芝については、そういった大会誘致にも使えるし、人工芝を張ることによって多くの方々が使えるのではないかと、体育になじめるのではないかと。今のグラウンドは、どちらかという一部の人が使っていた状況から、多くの人々が使えるのではないかとということで、人工芝化についても推進しようということになりました。

こういった中で、口ききとか不正だとかという言葉が使われたのですが、いろいろな事業をやる場合は

いろんな方からいろんな要望があります。もちろん議員さんがあったり、区長さんがあったり、一般の方であったり、団体の方であったり、いろんな方々が要望します。そして、そういった要望の中から、町としてそれが必要かどうかという判断として実際事業化するわけですが、どちらかというと、こんなことを言っては失礼なのですが、自分たち以外の方が口をきいたりすると、それは不正な口ききではないかとかというような感じが受け取れて、ちょっと言葉の使い方がどうかなという感じがいたしました。いろんな要望は、皆さんいろんな事業で要望してくるのであって、それが不正かどうかということは、それによって利益を得るとか、その地位を利用して無理な要望をすとかということだと思しますので、いろんな方からいろんな要望があって、当然いいと思うのです。知らないところから要望があったときは、何か不正があるのではないかというような言い方は、ちょっと失礼なのではないかなというふうに思います。

それから、今利用を進めるに当たって、例えば浦和レッズダイヤモンドからハートフルサッカーを秩父でしたいというような要望がありました。その要望の中で、県のほうからすぐ知らせてくれたのですが、人工芝が張ってあって、人工芝でも天然芝でもいいのですが、夜間照明がある施設をぜひ利用して、そういった教室を開きたいと。無料も有料もあるのですが、今サッカー関係者にいろいろ話を聞きましたら、熊谷まで行ってこういった事業に参加しているという話でした。もし秩父に来てくれれば大変ありがたいと。これからサッカーをやっていく少年たちが、そういった一流のプロに接して、また一流の選手を目指したりと、そういったサッカー少年にとって大変夢が広がるという話を受けています。

それから、予算の執行についていろいろご議論があるようですが、大体予算の執行に至るまで、例えば補助金を受けるまではいろんな手続があります。今回ちょっと特例でt o t oのほうが考えてくれて、こっちの地域で何とかやってやろうということで、何度か答弁したと思うのですが、t o t oの要領要項をちょっと逸脱して、t o t oのほうで優遇してくれました。うちでも予算は、内定でもくれない限り予算はつけないよということで、向こうは予算がなければ内定はつけないよと言ったのですが、うちのほうはそうではなくて、内定も得られない事業に予算をつけることはできないと、そういうことで申し入れをして、t o t oのほうでどちらかというと優遇で、ならそれでもいいよということですので、大野議員がいろいろお調べになった中で不信があったと思うのですが、そういう事情で特別にやってもらったという経緯があります。

それで、先ほど言ったように予算の執行に至るまでには、例えば予算の要望受け付けというのがあります。今国の予算とか県の予算だと、大体がもう12月ごろ要望を受け付けて、それに対するいろんな資料をつくって、例えば設計図なり、全ての資料をつけて大体2月ごろ国のほうへ持って行って、年度内に内定というのを受けます。内定というのを受けたときに、では予算化してあるかということ、予算書を提出してあって議会にかけているところ。つまり単年度収支ですので、そういったいろんな事業が並行して進んでいきますので、内定申請したからといって議회를軽視したとかそういうことではなく、そういう手続上の問題でいろいろあるということでご理解いただければと思います。

それから、4月に予算がついたら本申請して、交付決定というのをいただいて事業をするというようなことになるのですが、そういうあくまで予算があっての事業ですので、議会を一番に重視しているということで、いろいろ今回内定が出るか出ないかわからないところがあったので、いろんな説明がおくれましたが、事業決定に至るまでは、例えば地域の住民の説明会だとか、あるいは体育関係者を入れて現地の説

明会とか、いろいろ事業としては手続は十分踏んでいるかな。足りないところがあるという指摘があれば、足りないところがあるかもしれないですが、十分手続は踏んでここまで来ているかなという感じがします。例えば浄化槽をこれから合併浄化槽にするのですが、今まで議員の皆さんには結構説明したのですが、住民説明会についてはまだこれからということで、そういった意味でいろんな事業事業で説明会、あるいは皆さんに説明するので順序がいろいろになったりしますが、例えばアンケートをとるにしても内定がつかなければやらないよと言っていたので、そういった面で余りそれについて特別に項目を設けてアンケートをとるといことはしなかったところがあります。

補助金ありきという話もあったのですが、補助金は大事だと思っています。一つのいろんな事業をやるについて、例えば送迎バスというものを考えたときにも、それも老人対策でとれたり、あるいは子育て対策でとれたり、いろんな切り口で予算がとれる場合があります。同じことをやる場合も、目的をいろいろ変えることによってとれる場合があります。だから、そういった補助金をとる努力というのをぜひしていただきたいということでは、職員の方々に言っているのですが、補助金があれば一番皆さんがもともとやりたかった事業がやりやすいと。ということで、探せば何かあるのだよということで、今お願いしています。だから、補助金があるからということではなくて、これこれこういうしたいことがあると。では、どんな補助金があるかということではふだん指導はしているところです。

以上です。

○関根 修議長 他にございますか。

4番、大野伸恵議員。

○4番 大野伸恵議員 いろいろ説明ありがとうございました。

答弁がちょっとないのですけれども、80%の補助金の説明だったのです。最初5分の4ということだったです。その他の施設が3分の2ということだったのですが、今度の金額3,950万円と5,172万3,000円で考えると、設計とか入れますと補助率が56%と考えてよろしいのでしょうかということを1点お聞きしたいと思っています。

それから、先ほど副町長のほうが団体が2つあると言ったのですが、その観光のほうは私も観光事業者の人から話を聞いていまして、有効に利用するのは大賛成です、使っていないところを使っただくのは大賛成なのですけれども、そこら辺のところは私も同じ考えであります。それで、1つの団体がずっととっていたという事実があるとすれば、それはどういう団体だったのでしょうか、教えていただきたいと思います。

それから、サッカー関係者がt o t oの提案をしたと言いますが、人工芝推進会議という団体はどんな団体ですかということを6月に聞きましたら、観光協会がメインの団体で、体育には余り造詣は深くないというお答えをいただいています。このサッカー関係者でt o t oの提案をされたという方たちは、サッカーでどのような実績がある方なのか教えていただきたいと思います。

今よりもこのグラウンドが利用できるということを言われましたけれども、制約される団体がありまして、土のグラウンドでも十分、土のグラウンドでもサッカーはできるわけです。そういう意味で、人工芝にしたから余計に使えなくなったという球技もありますので、健康づくりするためには土のグラウンドでも十分できますので、そこの辺は私との考え方が違います。

それで、先ほど口ききという言葉を使うのは不適切というお話だったのですが、口ききを防ぐために各議員だとか、圧力のある人が来たときにはちゃんと書類をつくっておくということが、行政府というのですか、執行部のほうではやられていると思うので、口ききでしょうと私が言ったわけではなくて、そういうのを防ぐために、これはそのこの信号機のカーブミラーを直してくださいとかという話ではなくて、1億円余りの事業費の要望ですので、そういう大切なものはとられておくのが行政として必要なのではないかと思います、いかがでしょうか。

それで、議員に説明をしましたということでお話しされました。私は、きのう副町長さんが西武の操車場というのですか、その跡地を利用したいというお話を議会で聞きまして、とてもうれしく思いました。そういうお話をこの人工芝についても今年の5月、6月から言っていたいただければ、こんなには私も納得がいく、住民にも十分説明ができたし、皆さんの声も反映することができたのだと思うのですが、そういう事前のお話が全然ない中で、議員にも説明もしない中で、本当に1月に申請したことすらも言われないで6月の委員会で、では説明はどうしたのですかと言ったときの、その説明はまだわかりません。幾らかかるのですか、まだわかりませんという状態だったので、私はこういうふうにならざるを得ない状況で、一生懸命審議して予算もつけて、そして来年の1月の申請でもよかったのではないかなと思うのです。それが、住民に十分説明して、住民からの要望も聞いて、新たないいものをつくるためにはそのぐらいの時間が必要だったのではないですかということをお願いしたかったわけです。

そうしまして、あと補助金は大切と言いました。確かに私もとても大切だと思います。しかし、もともとやりたかった事業、それがあつたということが大切なのです。補助金があるので補助金を見つけなさいというのではなくて、横瀬町にはどんな事業が一番必要で大切か、それがまず一番だと思うのです。それを全庁で理解して、そして補助金を見つけるというのが、夕張とかにならないための一つの手段であると思っておりますので、そこら辺のところもお考えは同じだと思うのですけれども、改めてお聞きしたいと思います。

それから、観光のほうの課長さんからの答えなのですが、ありがとうございました。疑問に感じたのは、スキルアップというのは横瀬町の行政の範囲、守備範囲というのですか、事務分掌の中に人員のスキルアップをするということは分掌の中に、横瀬町のしなくてはならないの中に入っていることなのかなというふうに疑問に思いました。しかし、せっかくこの事業を使うということですので、この4人の方たちをこれから見つけて、この4人の方たちが横瀬町に残って、そして事業を継続できる、できていくということを実に切に望んでいます。ですので、ぜひ振興課長のほうには、この事業を十分実効性のある、実りのある事業にしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。これは要望です。

以上よろしくお願い致します。

○関根 修議長 副町長。

〔渡辺利夫副町長登壇〕

○渡辺利夫副町長 補助金の率が大幅下がっているという話ですが、例えば今同じような施設をつくった場合、社会教育施設の補助率、また確認をとりますが、25%程度ということで聞いています。そういったことで、それから見ると大変高い補助率だと思います。ただ、先ほど言いましたように、補助率が高いから

とかとやったわけではなく、この施設が1つはグラウンドの有効利用で多くの人が使えると。また、前も数え上げるといろいろあるのですけれども、例えばヘリコプターがとまって災害のときの基地になるとか、いろんなことがありまして、町長からも、これはいい施設だということで、この芝生化の決定に至ったわけです。

もちろん予算の順序を決めたり予算を出す権限は町長にありまして、町長のほうからいろんな事業の中で、これがすばらしいと思った事業を予算化していくという、もちろん皆さんからもいろいろ提案があって、そういったものを勘案しながら事業化をしているわけです。

それから、もちろんさっきの口ききとかというのがないよということとは十分理解しております。ただ、そういう書き方であることは理解しているのですが、この全体の中の位置を質問の順序から見ると、いろんなことがかえって誤解を受けるところに挟まって、口ききという言葉を使っているのかなというので、済みません、私のほうが勝手に解釈したということがありまして、そういうことでちょっと発言させていただいたところです。

そのほか補助金ありきということではなくてというのは全く同じ考えで、何かする場合補助金があるかどうか探してみると。今いろんな事業をやっていますが、職員の方々は本当によく補助金を探してくれています。おかげで、いろんな事業をやっている割には一般財源の支出がなく、事業が実施できているわけですが、そういったことでその辺のことはもちろん同じような考えでやっているということでご承知願えればと思います。

そのほかいろいろあったのですが、前答弁したことと同じ内容ということで答弁を終わらせていただきます。

○**関根 修議長** 4番、大野伸恵議員。

○**4番 大野伸恵議員** ありがとうございます。

数点お話ししたいのですけれども、先ほどお話になりました、まずヘリコプターは土のグラウンドでもおりられますよということをお話ししたいと思います。

それから、予算をつけなかったという説明をいただいたのですが、以前3月議会だったかなと思うのですが、私は芦ヶ久保の水柱の関係の林道の舗装をやるのを検討しますという回答があったのですけれども、予算書を見たら、もう予算がついていたのです。それで、そのときに副町長さんの説明は、予算をつけておかないと補助金がもらいづらいので予算をつけましたというふうにお聞きしました。確かにうちのほうでも予算をちゃんととっているんで、県の予算をお願いしたいということなのだなというふうに理解したのですが、今回の場合は違ったということなのですね。と解釈すればよろしいわけですね。

それから、t o t oのスポーツ振興センターのほうですごく優遇してくれたということなのですから、それについてはちょっとわからなくなったので、いいです。

続きまして、先ほどの振興課の関係ともつながるのですが、とにかく緊急雇用というか、人を雇わなくてはいけないという事業を片方でしているわけです。そして、今度人工芝をつくるわけなのですが、私は前、ことしの夏なのですが、t o t oでもらったサッカー場をつくった刈羽村に行って見てきました。刈羽村の社会法人刈羽村スポーツコミッションをしている理事の方というのがたまたまグラウンドにいまして、サッカー場にいまして、ちょっとお話をさせていただいたのですが、そこは自然芝だったのですが、

維持費がかかるといっても、初期投資はそれほどではなく、耐用年数を10年とすれば経費はどちらもさほど差がない。むしろ自然芝のグラウンドを求めてお客さんが定着していると言っていました。この維持費というのは、例えば横瀬町でもシルバーとか、賃金を払いたいと片方で行っているわけですので、それがまた産業というのですか、賃金、雇用につながっていますので、一概にお金がかかるからというのはちょっとどうかなというふうに私は思いました。片方で雇用対策ということを一生懸命やっています。ですから、そこの維持費については、ちょっと各課での話し合いがなされていないのではないかなと思ったのですが、どうでしょうか。よろしくをお願いします。

○関根 修議長 副町長。

〔渡辺利夫副町長登壇〕

○渡辺利夫副町長 いろんな話の中で、例えばこれよりも給食費を上げないほうがいいよとか、こっちにお金を回したほうがいいとかというような話がありますが、それぞれの予算はそれぞれの目的で実行していますので、どっちが重要かというのは、また立場立場が変われば当然変わってくるのだと思います。それで、もし事業を判断するということになる、いろいろ問題が生じるかなというふうに思います。

また、天然芝というのも、私も天然芝を管理したことがないので、どれくらい維持管理が必要かわかりませんが、多分1人の専任の方を置いておかないと天然芝は維持できないと思います。今、人工芝はほとんど、たまにこの機械で中に入れるチップを少し丁寧にといい、平らにすればいいというような話で、ほとんど今維持管理はかからないという話も聞いています。

また、改修に当たっても、前は全ての改修については補助金が見つからないということだったのですが、改修についても補助金が見つくというふうになってきましたので、天然芝よりも人工芝のほうが経費はかからないというふうに考えています。雇用対策等で、町で天然芝を管理する人を育てるとかという方向も確かにあるかとは思いますが、今ご提案がありました、今後またグラウンドとか芝生だとか、いろいろ事業をしていかななくてはならないような事態がそんなに遠くない先に来そうな感じもしますので、またそのときに来ましたら天然芝という方向も考えてみたいと思います。

以上です。

○関根 修議長 他にございますか。

12番、若林清平議員。

○12番 若林清平議員 それでは、何点か教えてもらいたいと思います。

まず1点目が、16ページなのですが、庁舎の改修工事の中で窓用フィルムの貼付工事というのがあります。今まで庁舎関係でこういった工事がなされていたのかどうか。今回どういうことでこのような工事をなさるのか、お聞きをしたいと思います。

それから、23ページなのですが、23ページに水道事業会計に繰り出す補助金の関係ですが、水道広域化の準備室派遣者の関係で、過日現在の広域化の関係での進捗状況等お聞きをしました。今の横瀬町の置かれている状況の中から判断して、この広域化をすることによって今後どのような町に対してのメリットが考えられるのか。逆に、横瀬町のデメリットがどのようなものになっていくのか。そして、過日説明会の中で、一応秩父市の水道料金を基準にというお話もありました。そういったことを総合的に考えまして、これから広域化を図っていく上で、かなり横瀬町としても慎重に考えていかなくてはいけないかなという

ふうに思っています。その点での見解をお聞かせいただきたいと思ひます。

それから、先ほどからお話が出ていました25ページの地域人づくり事業の関係です。これは、今回の補正予算2,550万円、この10分の10の補助を受けて実施ということで、来年度にかかっている事業のようでございますが、観光人材育成、あるいは森林活用人材育成、それぞれの業務の中でどのような資格の方がこの人材育成を図っていくのか。それと同時に、5ページにありました債務負担行為が、この地域人づくり事業ということで平成27年度に4,410万円予定されています。これとの関連も含めて内容的にお聞かせをいただきたいと思ひます。

以上3点です。

○関根 修議長 答弁を求めます。

町長。

〔加藤嘉郎町長登壇〕

○加藤嘉郎町長 私のほうから、水道の広域化について答弁をさせていただきたいと思ひます。

実は、過日秩父市さんほか4町の首長会議がございまして、その席でちょっと決まったことをまず報告をさせていただきたいと思ひます。

1点は、広域水道については広域の秩父広域市町村圏組合に事務局を置くということが、まだ決定ではありません、内定をされました。

それから、もう一点なのですが、早ければ今年度中、あるいは来年度の早期において協定を結んでいただきたいという事務局からの説明がありました。これは説明を受けただけです。

それで、定住自立圏等々での各議長さんを交えての話し合いなのですが、おっしゃられるとおり、当町の議会においても説明をさせていただきましたように、水道料金については秩父市並みを事務局が考えているという報告は受けました。

それから、これは西秩父のほうの問題になろうかと思ひますけれども、施設の老朽化が激しいので、まずそれから手をつけていただけないだろうかという要望がありました。これは、私の感じでは、余りに一方的な言い分かなというふうにも思ひますし、これの負担を当町が請け負うというのは非常に厳しいだろうなというふうに私個人としては受けとめてまいりました。

それから、秩父市並みの料金というのも、先ほど決算についての監査委員さんからの報告がありましたように、当町の水道においても値上げということを考えていかなければならない時期が来ようとしておりますけれども、秩父市並みが果たして妥当なのかどうか、これも私個人の見解ですが、非常に疑問があるように思っております。これから何回かの協議に入るわけだろうと思ひますけれども、まだまだこの広域化についてはいろいろクリアすべき問題が多いというふうに受けとめております。

○関根 修議長 総務課長。

〔柳 健一総務課長登壇〕

○柳 健一総務課長 役場本庁舎の窓用フィルムの貼付工事についてご説明させていただきます。

この事業ですけれども、地震とかで窓が割れたときの飛散を防ぐためのものと、あとは遮熱、保温対策用ということでございますけれども、実は去年、請書の範囲内でできる金額でしたけれども、議会事務局と町長室の南側をやらせていただきました。これは、その地震等の飛散防止もあるのですけれども、南側

でやっぱり随分日が当たって暑いということもありまして、今後の冷暖房がよくきくようにとか、いろいろなその辺のことも加味しまして試しにやってみました。ということでやりますと、これ議会のほうからは随分違うという話をいただきましたので、これから安全と冷暖房効果の効率化の関係で、ここで今回冷暖房設備をかえますけれども、その辺のことも加味しましてやっていきたいなという内容でございます。

以上でございます。

○**関根 修議長** 振興課長。

〔高野直政振興課長登壇〕

○**高野直政振興課長** 私のほうからは、地域人づくり事業の関係について答弁させていただきたいと思えます。

地域人づくり事業の内容でございますけれども、緊急雇用創出基金市町村補助事業を使つての事業を考えております。1年間の契約ということでございまして、ことしこれから10月、あるいは11月、それから契約をさせていただきまして、今年度分の補正をお願いし、残りの債務負担行為におきまして、来年の4月から残りの10月、あるいは11月までの分について計上させていただいたものでございます。

資格ということでございますけれども、基本的には緊急雇用ということでございますので、ある意味仕事についていないような方を雇って、そういう方々にいろいろ勉強をしていただき、旅行業とか試験で資格が取れるような勉強をしていただく、あるいは林業関係のいろいろな機械、高度機械とかそういうものも使用を習得していただいて、その先そういうものの資格等がその方のある意味努力もあろうかと思えますけれども、そういうことでそういうものも取れるということで、こういうものの事業を計上させていただきました。

以上です。

○**関根 修議長** 上下水道課長。

〔町田文利上下水道課長登壇〕

○**町田文利上下水道課長** 私のほうからは、水道事業の広域化に伴うメリットと、それからデメリットといった点についてご説明を申し上げたいと思えます。

水道事業というのは、その事業の性格上施設に係る経費というのが、大変その経費の割合が高くなる事業でございまして、水の売り上げが減っても、その施設というのはずっと維持していかなければなりません。そのため、どうしても給水人口が減ったり、有収水量が減ってくるようなことになってまいりますと、どうしても赤字体質になりやすいというような性格を持ってございます。そのために、水道の広域化をすることによって、老朽化した施設をある意味再編をしたりとかすることによって、全体の稼働率を上げることで合理的な経営を目指そうというところが一つの目標というか、メリットになろうかと思えます。

デメリットについては、今現在横瀬町の水道は緩速ろ過方式という水の浄化方式をしておりまして、ゆっくり浄化をすることによって、水のおいしさも維持しながら水をつくっているところでございますけれども、秩父市とか、最近の方法については急速ろ過方式ということで、いわゆる凝集剤を添加して早く水をろ過してつくるといような方式になりますと、多少水の味に差が出てくるのではないかというふうに思われます。その点がデメリットに数えられるのではないかと考えております。

以上です。

○関根 修議長 12番、若林清平議員。

○12番 若林清平議員 まず、庁舎の改修関係で、先ほど総務課長から答弁をいただきました。私、3.11の震災も含めて、今後町の公共施設、そこでの窓割れ防止等もこれからは考えていかなければいけないのかな、その先駆けとして今回試みているのかなという、そんなふうにも思ったのですが、今後できましたら公共施設の中でそういう対応をしていただきたい、そんなふうにも思っていますので、これは要望としてお願いしたいと思います。

それから、水道の関係ですけれども、今メリット、デメリットの関係を上下水道課長からお話をいただきました。その中で、私も横瀬町の施設の稼働率、これは非常に悪いのです。それはなぜかということ、姿見山浄水場を抱えているのが最大の原因だというふうに思います。そのことによって、秩父用水の水路使用料とか姿見山の浄水場の借地料とか、そういったのが余分にかかっています。そういった横瀬町もかなりの負担を見ながら広域化に進んでいくとしても、先ほどもちょっと町長からも答弁いただいたのですが、やはり秩父地域全体を見ると、横瀬町は多少の料金値上げをしても、まだまだ自力でやっていける状況にはあろうかと思うのです。これから長い目で見れば、さらに他の地域の負担をしょい込むことのほうが、より横瀬町の負担になっていくのではないかというふうな、そういう懸念もあります。ただ、大きな目で見れば、秩父地域のこの地域の水道料金が一元化されるということは、あるいは必要なことだというふうに思うのですが、そのために例えば広域の中に事務局が設けられて広域運営になるとしても、今度はその水道事業に対する負担金というのは、多分料金で賄うというお話もいただいたので、これからはもう町からの負担、各市町からの負担でなく、料金を中心に運営されていくということになると、これはもういずれにしても横瀬町はだんだん負担が多くなる、そういうふうにも思われるのです。なぜ水道の広域化を図っていくかということ、やはり県水の供給区域の料金より秩父地域は料金が押しなべて高いということで、それを何としても低く抑えるために広域化をしていくのだというふうに最初思っていたのです。でも、それがなかなか見通しが見えないという中では、やはりもうちょっと慎重にならざるを得ないかなという、そんな気もしています。この辺につきまして、今後の予測も含めてご見解をいただければというふうに思います。

それから、人づくり事業の関係ですけれども、債務負担行為を起こして、来年度にかけてのことで、その中で対象が4人ということなのです。単純に割ると、1人頭1,500万円以上お金をかけて人材を、人づくりをしていくということなので、非常にどういう内容のものか、まだこれからのことでちょっと検討もつかないのですが、相当な費用で、全て10分の10だからいいというだけでもないような気がするのです。その辺で、これを委託してやるということなので、やはりその辺についてもいかがかなという、そんな気がします。いずれにしても、このことによって、また町に大きく貢献できるというふうに思っていますのであれですが、やはりこの算定の根拠としてはどういう形で、4人の方で合わせれば約7,000万円近い費用になるのか、その辺の根拠をちょっと示していただきたいと思います。

以上です。

○関根 修議長 町長。

〔加藤嘉郎町長登壇〕

○加藤嘉郎町長 今のご質問いただいた若林議員さんの持っている感想と私も同じような感想を持っており

まして、若林議員さんもお承知のとおり、そもそもの発端は、いわゆる秩父地域の水道料金が低いのを是正していくにはどういう方法があるかということで、県水への参加、加入、それを県のほうへ打診をしたのが発端だというふうに思っております。それに対する県のほうの回答は、まず秩父が広域化をして、一本化しなければ受け入れませんという答えをいただいたというふうに聞いております。ということから、秩父地域の水道の広域化ということが始まったと思っておりますけれども、先ほど申し上げましたように幾多の問題が山積をしている状態にあります。

それから、多分来年度からは、県から水道関係の課長級になるのではないかと思いますけれども、お一人県の職員が秩父広域水道協議会、そちらのほうへ派遣になるというふうにも聞いておりますけれども、ちょっと私も今先行きが見えない状態でございます。

○**関根 修議長** 振興課長。

〔高野直政振興課長登壇〕

○**高野直政振興課長** 再質問につきまして答弁させていただきたいと思えます。

先ほど4人というお話をさせていただいたのですけれども、最初林業に関して何人かというようなお話をいただきましたので、林業に関して4名ということでさせていただきました。

また、観光につきましても4人の方を考えております。ですから、8人ということになりますので、先ほど計算していただいた金額のそれがまた半分になろうかと思えます。

また、全部賃金ということではありませんで、委託をいたしますので、委託会社のほうで今度は指導していただく関係もございます。また、そういう中でいろいろテキストだとか、資材費だとか、そういうものも含んでいる金額でございますので、ご理解いただければと思えます。

以上です。

○**関根 修議長** 他にございますか。

5番、若林想一郎議員。

○**5番 若林想一郎議員** 私のほうから2点ほど聞きたいと思えます。

30、31ページの町民グラウンドの芝生化と、34ページの職員手当の内訳の中の時間外勤務手当についてお伺いしたいと思います。

まず、町民グラウンドの芝生化でございますが、私は体協の役員としまして1月21日、そして7月4日の説明会に出席をさせていただきました。そのときの町の説明の中で、町の一般財源から町の持ち出しにつきましては2,200万円だという話を聞きました。今回3,950万円ということでございますので、この開きが1,750万円ほどありますので、この開きについての説明をお願いしたいと思います。

もう一点、時間外勤務手当ですが、当初622万7,000円でありましたが、今回の補正が447万円でございます。両方足しますと1,067万4,000円になります。この辺の理由もあわせて教えてください。

○**関根 修議長** 教育次長。

〔富田 等教育次長登壇〕

○**富田 等教育次長** 若林議員さんからのご質問でございますけれども、町の負担額がふえたというのはどういうことかというようなことでございます。

当初計画におきましては、人工芝の新設事業ということで6,000万円、スポーツ施設等整備事業という

ことで、グラウンドの照明であったり、あるいは防球ネットの工事ということで約3,000万円というようにありまして、助成金額については、当初人工芝新設工事については5分の4で4,800万円ほど。また、スポーツ振興等整備事業で2,000万円の6,800万円が来て、自己負担が2,200万円だろうというようなことでお話をさせていただきました。交付内定を受けまして、実質の内容に当てはめましたところ、工事費についてはトータルでいきますと人工芝新設工事においては約60%の交付内定を受けました。それによりますと、助成金が3,625万8,000円、スポーツ施設等の整備事業については51%の1,546万5,000円の助成金ということで、トータルで5,172万3,000円の助成内定を受けておるところでございます。

今回事業をするに当たりまして、9,000万円ちょっとかかるわけでございますけれども、その差額によりまして3,900万円ぐらいにふえたというような状況になりました。

以上でございます。

○**関根 修議長** 総務課長。

〔柳 健一総務課長登壇〕

○**柳 健一総務課長** 私のほうからは、時間外手当の補正の関係で説明させていただきます。

実は、今回補正に当たりましては、今後各課のほうでやはり事務の複雑化とか、人事異動とかの問題等がいろいろあると思っておりますけれども、今後の時間外の予定を出してくれということで出してもらいました。それに基づきまして今回の補正に至っております。やはり先ほど申しましたけれども、いろいろ事務の複雑化とか、いろんな各課の事情がありまして、課長が時間外勤務命令を出すということでやっておりますので、各課のいろんな事情がありましてこういうことになっているということでございますので、ご了承ください。

○**関根 修議長** 他にございますか。

5番、若林想一郎議員。

○**5番 若林想一郎議員** それでは、教育次長さんから説明をいただきました。

確かに答弁にもありますように、これだけふえたのですから、また体協等にも説明をいただけるのだと思うのですが、そして6月の議会の際に町長、教育長の意気込みを感じまして、私はぜひいいものをつくってくれという話で賛成をさせていただきました。ですから、町民のニーズに合致しているか、いるとすればどうなのか、そして費用対効果も十分勘案して、ぜひ町民不在の町にならないように、この辺を十分検討いただきたいと思います。

それから、総務課長のほうから時間外勤務手当につきまして説明いただきました。こちらにつきましては、平成17年のときに職員の定員適正化計画を策定いたしまして、当時99人からことしまでに86名にするという計画もございまして、これを実行されていまして、今いろんな意味で職員にしわ寄せが来ているのかなと思っております。行政需要の増大とか権限移譲による業務の拡大等が挙げられると思いますが、例えば平成24年のときに707万4,752円、そして平成25年が909万33円、平成26年で、今回ですけれども、1,000万円を超えるということになりますので、どうか職員の人やる気を持って、さらに町民のために頑張りたいというような形で、ぜひ職員の健康管理等にも注意をいただきまして、この辺のことをやっていただければと思うところでございます。よろしくお願いいたします。

○**関根 修議長** それ要望でいいのですか。

○5番 若林想一郎議員 要望です。

○関根 修議長 わかりました。他にございますか。

10番、小泉初男議員。

○10番 小泉初男議員 4番議員さん、8番議員さん、12番議員さんの関連でございますけれども、25ページの緊急雇用対策資金ですか、その関係でございますけれども、観光人材育成業務委託料1,580万円、森林活用人材育成業務委託料970万円があるわけでございますけれども、その中で100%補助金でしょうか、私の言いたいことは、もし町長でも副町長でも振興課長でも、自分のお金であればこの仕事をやりますか。もし私でしたら、これしないです。

2つで8名の方を雇用するそうでございますけれども、もっと違う雇用の仕方があるのではありませんか。一遍に質問しますけれども、自分のお金でしたらば、この仕事をやるのかやらないか、お尋ねいたします。

○関根 修議長 副町長。

〔渡辺利夫副町長登壇〕

○渡辺利夫副町長 町のお金であれば、この事業はやりません。全部が町の事業であれば、町の一般財源を持ち出してやるということになれば、この事業はやりません。

ただ、確かに100%だから何に使ってもいいということではないのですが、例えば研修の過程で、前の事業も同じようなのですが、例えばもみじを植えるのに下を刈ってもらい、その研修をさせると。そういうことによって、もみじを植えたり、あるいは電球を取りかえたり、配線の練習をさせるということで防犯灯のLED化を進めたりとか、あるいは受け付けの練習をさせるために、受け付けとかそういう研修をさせるために、町でそういう受け付け業務をさせるということで、これはどちらかという国の事業の中で人材育成を図るという事業を取り入れて、少しでも町の役に立てばということで職員が一生懸命頑張ってやっています。

今回旅行業務については、旅行業者等に派遣しながら、例えば観光案内所の業務をしてもらおうと。そういうことによって観光案内所を少しでも、町にとって利益が直接出てくるのは観光案内所のそういった人件費について負担が軽くなるという直接の利益もありますが、もう一つは観光案内業務に精通した人4人の中から1人でも観光協会のほうへ就職していただいで、もしその中で立派なふさわしい人間がいればしていただくと。今なかなかいろんな募集をかけているのですが、観光業に精通した方がなかなか居つかないということもありまして、もしこの事業の中で人が育ってくれば、横瀬町にとって将来を担ってくれるような方が出るのではないかというふうに、私もこの事業の説明を受けたときに大変期待して、その辺の期待を職員のほうへ伝えました。そういう確かに国の政策の一環ということで、町が協力するという意味合いが大きいというふうに理解していただければというふうに思います。

○関根 修議長 他にございますか。

10番、小泉初男議員。

○10番 小泉初男議員 国が言うには、国のほうでも県のほうでも、ただお金をぶん投げとよく言いますが、何に使ってもいいよと。町のほうでは、自分のお金ではないから、めった理屈をつけて関係ない仕事をつくるわけです。今副町長がお話ししましたけれども、もし4人の中でどこに託すかわかりません

けれども、その中で1人の方が観光協会に就職しました。残った3人はどこに行くのですか、今度。1年間で給料をいただきまして、なれてきたなと思ったら打ち切りで、何をするのですか。

私が言いたいのは、このお金ばかり当てにするのではなくて、長く町の人材を育てるのであれば、町からお金を出してもいいから長く使える形にするのが一番ベターではありませんか。今言いましたけれども、ではこの中で2,500万円ですか、8人ですか、1年間皆さんが自分のお金であればやりますか。もっと違う仕事があるのではないですか。

振興課長、どうですか。ずっと今聞いていましたけれども、2,500万円で1年間8名ですか、使うそうでございますけれども、今までもずっと私も黙っていましたけれども、今までいろいろ雇用対策の中でごみの見回りをするとか、どこに行くとか、ほとんど監督者がいないのです。ただ役場に来て命令されて、向こうへ行ってくれ、あっちへ行ってくれで、そういう形でなっているわけです。使われるほうも、1年では誰も、これ本気にしないです。あなた方が、もし職員でなくて1年間こっきりであれば本気で仕事をしますか。もう少し考えてやったほうがいいのではありませんか。課長に言いますけれども、もし自分のお金であればこんな仕事やりますか。その辺どうでしょうか。

○**関根 修議長** 振興課長。

〔高野直政振興課長登壇〕

○**高野直政振興課長** お答えさせていただきます。

先ほど副町長が話をしたように、この事業につきましては国からの事業をいただいております。ただ…

〔何事か言う人あり〕

○**高野直政振興課長** ただ、私が個人的にそういうものを払ってそういうことをするものかどうかということになりますと、やはり事業につきましては町の予算で行っておりますので、そういう中でできる範囲でさせていただくということでご理解いただければと思います。よろしく申し上げます。

○**関根 修議長** 他にございますか。

10番、小泉初男議員。

○**10番 小泉初男議員** 私は今まで黙って聞いていましたけれども、皆さん方も曲がりなりにも課長です。皆さんが何を執行するか、これわかりませんが、もう少し自分のお金だったら、この仕事ができる話ばかりではなくて、今言いましたけれども、もし私ならこんなことしないです。自分で、自分のお金でするのが嫌なものを誰がやるのですか。2,500万円ですよ。ただ県から金をもらって、ただもらった。うちのほうでは仕事がないから、こっちに使おう、向こうに使おうで、1年たてば構わないよと。今はそういう時代ではないわけです。みんなこれは、補助金をもらおうが何しようが、全部税金なのです。はっきり申し上げて。少しあなた方勘違いしていませんか。補助金だ補助金だと。50%補助金をもらってくれば、町は50%ぶっ足しなのですよ。よく考えたほうがいいですよ。

最後になりますけれども、もう一度言いますけれども、この金も8名でいまして、当たる人もいるかしりませんが、1年間でもしだめになったら、あとの6名の方はどこに行くのですか。そこまで考えてあるのですか。

再度町長にお話ししますけれども、そこまで考えてやっているわけですか。ただ、今まで聞いています

ると、人工芝の関係もそうですけれども、皆さん方は補助金だ補助金だと。100%補助金ならいいかもしれませんが、よく町長は言いますよね。俺の力で補助金はこうにもらってくるのだと。用もない仕事をもらってきても、全部町でぶっ足しなのです。そうでしょうね。我々議員もよく考えて行動しようと思っけていますけれども、こんなことで通るのですか。みんな、これは県民の税金をただ国のほうでも、県のほうでもぶん投げで、金を使えよ、誰か使ってくれよと。こんな政治だからよくなるらないのです。町の課長さんがいっぱいいるわけです。その中でもう少し頭を絞って、8人使うのであればこういうところに使おうとか、この金を有効利用しようとか、今副町長が言っていましたけれども、こんな山の草を刈るとか、そんなことが指導が要りますか。観光関係で、人の接待なんかで一々指導が要りますか。やる気があれば自分で全部できます。これ委託料を払って、誰に払うのだから知りませんが、こんなぶん投げの予算を組まないほうがいいです。はっきり申し上げて。

○**関根 修議長** 小泉議員、質問なので、端的に最後にまとめてください。

○**10番 小泉初男議員** もう少し簡潔な話をしてくださいよ、答弁を。

私が言っているのは、自分のお金でもやりたい仕事をするのがみんなの使命です。イエスかノーか、できるかできないか、やってください、言ってくださいよ。

○**関根 修議長** 副町長。

〔渡辺利夫副町長登壇〕

○**渡辺利夫副町長** 簡潔に答弁しろという話ですが、ご質問の中でいろんな補助事業の考え方がいろいろ混在しているようですので。

先ほどからいろいろ補助事業については、町の方針はこうだということで大野議員に対する説明もしてきたところですが、今雇用対策については町の金を例えば50%でもつけてやるということであれば、やりません。これは確かです。

以上です。

○**関根 修議長** 他にございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○**関根 修議長** ないようですので、質疑を終了いたします。

討論に移ります。

4番、大野伸恵議員。

〔4番 大野伸恵議員登壇〕

○**4番 大野伸恵議員** 町民グラウンドの芝生化事業の補正予算に反対の立場で討論させていただきたいと思っけています。

町民グラウンドは……

○**関根 修議長** ちょっと待ってください。補正予算に反対ですよ。町民グラウンドは、また中で述べてもらえばいいので。これ、一般会計補正予算についての賛成討論、反対討論になるから。

○**4番 大野伸恵議員** はい。

町民グラウンドの人工芝化事業の補正予算に対して、この補正予算、人工芝についてのみ反対いたします。

〔「一般会計だよ」と言う人あり〕

- 4番 大野伸恵議員 質疑としてですね。
- 関根 修議長 だから、反対で一部反対だから、反対しますと。
- 4番 大野伸恵議員 一部の反対ですよ。
- 関根 修議長 だから、それは反対か賛成だから。
休憩します。

休憩 午後 2時38分

再開 午後 2時38分

- 関根 修議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

〔4番 大野伸恵議員登壇〕

- 4番 大野伸恵議員 大変失礼いたしました。

それでは、平成26年度の一般会計補正予算について反対いたします。

補正予算の中で、町民グラウンドの人工芝生化事業であります。町民グラウンドは公有財産であり、町民の福祉の増進のためにある公の施設です。この人工芝生化事業は、民間事業者の合宿誘致等がその大きな目的になっているような気がします。町民の利用を優先し、後のあいている時間の施設の有効活用を図ることが本来の目的であったと思いますし、それについては私も賛成いたします。しかし、管理規則でも町民の優先が担保されていません。この事業の提案は、観光協会の数人が中心の団体とのことでした。町と方向性が合っていればとのことでしたが、町の基本計画にもなく、執行部から計画を聞いたこともありませんでした。6月の文教厚生委員会に観光協会からの支出による町予算にない図面が資料として提出されています。町から補助金の出ている観光協会からの支出は、全てを公開しなければならない総計予算主義の行政手段として抜け道とも言える行為であり、慎まなければならない行いです。

議会には6月に初めて人工芝生化が報告されましたが、既に1月に申請してありました。1月に申請した時点で、住民の代表である議会へは話がありませんでした。4月に交付金の決定を受けているにもかかわらず、6月での委員会や本議会でも事業計画の全容が明確に公開されませんでした。その後の設計委託において、観光協会が作成した設計業者が落札されています。公平な入札と言えるのか、疑問に思いました。そして、心配しているのがスポーツ振興センターの募集要項ですが、議会の議決が必要と書かれています。助成金申請に係る予算措置について、町長の押印が必要と予算の確保について改めて言及しています。しかし、横瀬町議会では、この事業予算がこの9月にやっと提出された状態です。住民説明会での執行部説明では、交付金決定が事業の実施条件であるため当初予算に計上しなかったとありましたが、交付金ありきの行政となっています。交付金や補助金ありきの行政執行は、ともすれば必要ではない事業を実施してしまうという傾向があります。行政として、厳に慎まなければならないことは常識となっています。

スポーツ関係者の住民の声を聞いても、私のところには必要の声はなく、むしろ反対にその利用勝手を危惧する声が多くありました。町民からの請願も要望書も議会に提出されていません。本当に町民全体に

とって必要な施設を計画、実現するのが、最少の経費で最大の効果を旨とする地方自治体の本来の姿です。予算の議決権は議会のみが有する権限であり、予算は議決なくしては確定せず、執行することができないのです。だからこそ、スポーツ振興センターの募集要項に申請時に議会の議決が必要と明記されているのです。しかし、スポーツ振興センターの決定が議会の議決より優先されたような結果となっています。町民の代表である議会は無視されたかのようです。このような執行部の考えは、議会人として残念であり、認めがたいものです。町民グラウンドは、何の不满もなく有効に活用されていた施設です。突然一部利用者を排除するかのよう計画が提起されました。議会にももちろん、町民にもこの計画は開示されていませんでした。町の負担は2,200万円ほどから3,950万円の負債へと増額変更されました。補助率も80%から56%へと大幅に変わりました。町民に関係の深い施設の変更事業ですが、余りにも住民の声を聞いているように思えませんでした。まるでお上からのお達しのように事業が決まっていました。

かつて道の駅のときは、委員会をつくり、何度も会議を重ね、丁寧に事業実施を決定してきたと聞いています。町長も真剣に、真摯に町民の声を聞いてくれていました。行政執行のときは、事業内容について広く住民に知らせ、ワークショップをし、意見を積み重ね、多くの住民の共感を得るところまで提案を磨いていかなければよいものではないと考えています。そして、だからこそ、住民も決定にかかわることで愛着のある優良な施設となるのです。人工芝か自然芝か、場所はどこか、夜間照明はどうするかなど、話し合わなければならない事項が全て決まっていました。地区説明会には、町長も教育長もいなかったと聞いています。副町長もあいさつだけで帰ったと聞きました。執行部から住民主体とよく聞きます。住民主体は、住民が主役の行政のことではないでしょうか。住民主体で住民協働の精神を説く執行部はどこに行ってしまったのでしょうか。

建設設計工事の事務手続に関しましても、公正公平な行政事務とは思えません。人口8,800人、高齢化率27.9%、毎年10人前後子供たちが減少し、横中サッカー15人程度、サッカー少年団35人程度、体協サッカー休部中、普通一般常識で考えて、この施設が横瀬町にとって最優先で必要なものとは思えません。もっと身近なものをと先日言われました。かつて三十数年前、社会体育が最も盛んなときに、我が横瀬町体育関係者は、スポーツは太陽のもとでと夜間照明をつくらない、そして横瀬中学校に町民プールをつくることを選択したことを聞いています。町長もこの件に関してご存じだと思います。私は、この英断を誇りに思っています。横瀬町は、派手なものは好まない実直な性格の町だと感じています。近隣の町村が立派なものをつくっても同調してきませんでした。合併しないのだから我慢しなくてとは、普通の人々が口にします。身の丈に合った今の多目的グラウンドに何の不满も聞いていませんでした。この実直な町の人々が納得できる説明を執行部も議会も十分に明らかにしていかなければならないと思っています。若い世代に借金も残したくありません。町長も判断が遅くなったと言いました。相当苦勞したことだと思います。この横瀬町の歴史も横瀬町という土壌も知らないかのように、補助率のよいこの計画に突き進んでいったように思います。この町民グラウンドの人工芝化事業の補正予算のうち、この町民グラウンドの人工芝化事業についてのみ賛成することはできません。この部分についてのみ反対いたします。

以上、反対討論といたします。

○関根 修議長 他にございませんか。

2番、新井鼓次郎議員。

〔2番 新井鼓次郎議員登壇〕

○2番 新井鼓次郎議員 議長のお許しを受けましたので、上程されました議案第40号 平成26年度横瀬町一般会計補正予算（第3号）について、賛成の立場で発言をいたします。

一般会計の9月補正額は、歳入歳出それぞれ1億9,774万3,000円であります。これは、各種の交付額決定に伴う補正であります。その他教育費、商工費に金額の大きな補正がありますが、補正額の財源はスポーツ振興くじ助成金、県補助金等で賄われており、おおむね適正であると判断します。

教育費の町民グラウンド整備事業ですが、さきの6月定例会においてグラウンド人工芝生化の建設予算が承認されており、設計から工事へ進むための必要な予算措置であります。

地元説明会や先進地視察として、人工芝グラウンドの現地視察も実施し、要望や技術的知見なども盛り込まれており、良好であると思われま。

最後に、職員の時間外手当ですが、突発的なこともあり、やむを得ないこともあると思いますが、当初予算の範囲を徹底し、安易に業務を行っていないか、さらなる管理の徹底を要望したいと考えております。

以上の理由により、議案第40号 平成26年度横瀬町一般会計補正予算（第3号）について賛成をいたします。議員の皆様のご賛同をお願いいたします。

○関根 修議長 それでは、採決でよろしいでしょうか。

〔「はい」と言う人あり〕

○関根 修議長 それでは、採決いたします。

日程第7、議案第40号 平成26年度横瀬町一般会計補正予算（第3号）については、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔起立多数〕

○関根 修議長 起立多数です。

よって、議案第40号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

再開は15時5分といたします。

休憩 午後 2時51分

再開 午後 3時05分

○関根 修議長 休憩前に引き続き会議を開きます。



◎議案第41号の上程、説明、質疑、討論、採決

○関根 修議長 日程第8、議案第41号 平成26年度横瀬町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔加藤嘉郎町長登壇〕

○加藤嘉郎町長 上程されました日程第8、議案第41号 平成26年度横瀬町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の概要を申し上げます。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,672万3,000円を増額し、本年度予算の総額を歳入歳出それぞれ10億6,221万9,000円とするものであります。

この補正予算の主な内容でございますが、歳出におきましては後期高齢者支援金等を決定通知等によりそれぞれ増額または減額計上しております。また、予備費を増額調整いたしました。

次に、歳入であります。前期高齢者交付金については、交付決定により減額し、繰越金については前年度決算に基づき増額計上しております。

以上、平成26年度国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の概要を申し上げましたが、細部につきましては担当から説明いたしますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○関根 修議長 提案理由の説明を終わります。

続きまして、前例に倣い休憩をして、担当課長より細部について説明させます。

暫時休憩をいたします。

休憩 午後 3時07分

再開 午後 3時10分

○関根 修議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

説明が終了しましたので、これより質疑に移ります。

質疑は、歳入歳出全般にわたりお願いいたします。

なお、質疑の際はページ数をお示してください。

質疑ありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○関根 修議長 質疑なしと認めます。

討論に移ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○関根 修議長 討論なしと認めます。

採決いたします。

日程第8、議案第41号 平成26年度横瀬町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）については、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔起立全員〕

○関根 修議長 起立総員です。

よって、議案第41号は原案のとおり可決することに決定いたしました。



◎議案第42号の上程、説明、質疑、討論、採決

○**関根 修議長** 日程第9、議案第42号 平成26年度横瀬町介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔加藤嘉郎町長登壇〕

○**加藤嘉郎町長** 上程されました日程第9、議案第42号 平成26年度横瀬町介護保険特別会計補正予算（第1号）の概要を申し上げます。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,778万7,000円を増額し、本年度予算の総額を歳入歳出それぞれ6億4,335万7,000円とするものであります。

この補正予算の主な内容でございますが、歳出におきましては保険給付費を支払い実績により増額計上し、予備費を増額調整いたしました。

一方、歳入につきましては、諸事業の実施に伴い交付される交付金等それぞれ増額計上し、繰入金を増額計上いたしました。また、前年度決算に基づき繰越金を増額計上しております。

以上、平成26年度介護保険特別会計補正予算（第1号）の概要を申し上げましたが、細部につきましては担当から説明いたしますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○**関根 修議長** 提案理由の説明を終わります。

続きまして、前例に倣い休憩をして、担当課長より細部について説明をさせます。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時12分

再開 午後 3時17分

○**関根 修議長** 休憩前に引き続き会議を開きます。

説明が終了しましたので、これより質疑に移ります。

質疑は、歳入歳出全般にわたりお願いいたします。

なお、質疑の際はページ数をお示してください。

質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○**関根 修議長** 質疑なしと認めます。

討論に移ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○**関根 修議長** 討論なしと認めます。

採決いたします。

日程第9、議案第42号 平成26年度横瀬町介護保険特別会計補正予算（第1号）については、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔起立全員〕

○**関根 修議長** 起立総員です。

よって、議案第42号は原案のとおり可決することに決定いたしました。



◎議案第43号の上程、説明、質疑、討論、採決

○**関根 修議長** 日程第10、議案第43号 平成26年度横瀬町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔加藤嘉郎町長登壇〕

○**加藤嘉郎町長** 上程されました日程第10、議案第43号 平成26年度横瀬町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の概要を申し上げます。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ39万円を追加し、本年度予算総額を歳入歳出それぞれ9,818万1,000円とするものであります。

この補正予算の内容でございますが、前年度決算に基づき、歳出におきましては他会計繰出金を増額し、歳入におきましては繰越金を増額計上いたしました。

以上、平成26年度後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の概要を申し上げましたが、細部につきましては担当から説明いたしますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○**関根 修議長** 提案理由の説明を終わります。

続きまして、前例に倣い休憩をして、担当課長より細部について説明いたさせます。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時19分

再開 午後 3時20分

○**関根 修議長** 休憩前に引き続き会議を開きます。

説明が終了しましたので、これより質疑に移ります。

質疑は、全般にわたりお願いいたします。

なお、質疑の際はページ数をお示してください。
質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○**関根 修議長** 質疑なしと認めます。

討論に移ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○**関根 修議長** 討論なしと認めます。

採決いたします。

日程第10、議案第43号 平成26年度横瀬町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）については、これを原案のとおり決定するに賛成の方は起立を願います。

〔起立全員〕

○**関根 修議長** 起立総員です。

よって、議案第43号は原案のとおり可決することに決定いたしました。



◎議案第44号の上程、説明、質疑、討論、採決

○**関根 修議長** 日程第11、議案第44号 平成26年度横瀬町下水道特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔加藤嘉郎町長登壇〕

○**加藤嘉郎町長** 上程されました日程第11、議案第44号 平成26年度横瀬町下水道特別会計補正予算（第1号）の概要を申し上げます。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ62万8,000円を追加し、本年度予算総額を歳入歳出それぞれ2億5,496万2,000円とするものであります。

この補正予算の主な内容でございますが、歳出におきましては、職員人事異動に伴い人件費を増額しております。

一方、歳入では、前年度決算に基づき繰越金を増額し、一般会計繰入金を減額計上いたしました。

以上、平成26年度下水道特別会計補正予算（第1号）の概要を申し上げましたが、細部につきましては担当から説明させますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○**関根 修議長** 提案理由の説明を終わります。

続きまして、前例に倣い休憩をして、担当課長より細部について説明させます。

暫時休憩します。

休憩 午後 3時22分

再開 午後 3時23分

○**関根 修議長** 休憩前に引き続き会議を開きます。

説明が終了しましたので、これより質疑に移ります。

質疑は、全般にわたりお願いいたします。

なお、質疑の際はページ数をお示してください。

質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○**関根 修議長** 質疑なしと認めます。

討論に移ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○**関根 修議長** 討論なしと認めます。

採決いたします。

日程第11、議案第44号 平成26年度横瀬町下水道特別会計補正予算（第1号）については、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔起立全員〕

○**関根 修議長** 起立総員です。

よって、議案第44号は原案のとおり可決することに決定いたしました。



◎議案第45号の上程、説明、質疑、討論、採決

○**関根 修議長** 日程第12、議案第45号 平成26年度横瀬町浄化槽設置管理事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔加藤嘉郎町長登壇〕

○**加藤嘉郎町長** 上程されました日程第12、議案第45号 平成26年度横瀬町浄化槽設置管理事業特別会計補正予算（第1号）の概要を申し上げます。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ33万3,000円を追加し、本年度予算総額を歳入歳出それぞれ4,821万2,000円とするものであります。

この補正予算の主な内容でございますが、歳出におきましては職員人事異動に伴い人件費を増額しており、これに伴い歳入においては一般会計繰入金を増額計上いたしました。

以上、平成26年度浄化槽設置管理事業特別会計補正予算（第1号）の概要を申し上げましたが、細部につきましては担当から説明いたしますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○**関根 修議長** 提案理由の説明を終わります。

続きまして、前例に倣い休憩をして、担当課長より細部について説明させます。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時25分

再開 午後 3時27分

○**関根 修議長** 休憩前に引き続き会議を開きます。

説明が終了しましたので、これより質疑に移ります。

質疑は、全般にわたりお願いいたします。

なお、質疑の際はページ数をお示してください。

質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○**関根 修議長** 質疑なしと認めます。

討論に移ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○**関根 修議長** 討論なしと認めます。

採決いたします。

日程第12、議案第45号 平成26年度横瀬町浄化槽設置管理事業特別会計補正予算（第1号）については、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔起立全員〕

○**関根 修議長** 起立総員です。

よって、議案第45号は原案のとおり可決することに決定いたしました。



◎議案第46号の上程、説明、質疑、討論、採決

○**関根 修議長** 日程第13、議案第46号 平成26年度横瀬町水道事業会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔加藤嘉郎町長登壇〕

○**加藤嘉郎町長** 上程されました日程第13、議案第46号 平成26年度横瀬町水道事業会計補正予算（第1号）の概要を申し上げ、提案理由とさせていただきます。

今回の補正予算は、職員の人事異動に伴う各費目にわたり人件費を調整して、それぞれ増額または減額

計上いたしました。

まず、収益的収入及び支出でございますが、既決予定額に収入、支出それぞれ1,168万5,000円を増額し、本年度予算総額を収入、支出それぞれ2億4,834万9,000円とするものです。

主な内容について申し上げますと、支出におきましては人件費を増額し、一方、収入では水道広域化準備室派遣者分補助金や消費税及び地方消費税還付金額を増額計上いたしました。

次に、資本的収入及び支出でございますが、資本的支出につきましては既決予定額に945万8,000円を増額し、本年度支出総額を3億229万3,000円とするものでございます。これは、各浄水施設の更新工事を行うため増額計上いたしました。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億9,680万2,000円につきましては、過年度分損益勘定留保資金、当年度分損益勘定留保資金及び当年度分消費税資本的収支調整額で補填するものでございます。

以上、平成26年度横瀬町水道事業会計補正予算（第1号）の概要を申し上げましたが、細部につきましては担当から説明いたしますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○**関根 修議長** 提案理由の説明を終わります。

続きまして、前例に倣い休憩をして、担当課長より細部について説明させます。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時30分

再開 午後 3時34分

○**関根 修議長** 休憩前に引き続き会議を開きます。

説明が終了しましたので、これより質疑に移ります。

質疑は、全般にわたりお願いいたします。

なお、質疑の際はページ数をお示してください。

質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○**関根 修議長** 質疑なしと認めます。

討論に移ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○**関根 修議長** 討論なしと認めます。

採決いたします。

日程第13、議案第46号 平成26年度横瀬町水道事業会計補正予算（第1号）については、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔起立全員〕

○**関根 修議長** 起立総員です。

よって、議案第46号は原案のとおり可決することに決定いたしました。
暫時休憩をいたします。

休憩 午後 3時35分

再開 午後 3時36分

○関根 修議長 再開いたします。



◎議案第47号の上程、説明、質疑、採決

○関根 修議長 日程第14、議案第47号 横瀬町教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

高野教育長には、しばらくの間退場をお願いいたします。

〔高野修行教育長退場〕

○関根 修議長 提案理由の説明を求めます。

町長。

〔加藤嘉郎町長登壇〕

○加藤嘉郎町長 上程されました日程第14、議案第47号 横瀬町教育委員会委員の任命についてであります
が、横瀬町教育委員会委員、高野修行氏の任期は、平成26年9月30日で満了となりますが、引き続き高野
修行氏を任命することについて同意を得たいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1
項の規定により、この案を提出するものであります。

ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○関根 修議長 提案理由の説明を終わります。

続きまして、質疑に移ります。

質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○関根 修議長 質疑なしと認めます。

人事案件でございますので、討論を省略し、採決したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○関根 修議長 異議なしと認めます。

採決いたします。

日程第14、議案第47号 横瀬町教育委員会委員の任命については、これを原案のとおり同意することに
ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○関根 修議長 異議なしと認めます。

よって、議案第47号は、これを原案のとおり同意することに決定いたしました。

高野教育長の入場を求めます。

〔高野修行教育長入場〕

○**関根 修議長** ただいま満場一致で教育委員会委員の任命に議会が同意いたしました。

ここでごあいさつをいただきたいと思います。

高野教育長。

〔高野修行教育長登壇〕

○**高野修行教育長** ただいま任命をしていただきまして、ありがとうございました。

長い間、他のいろんなことを考えるわけですが、そういった中で教育委員会制度も平成27年4月1日から変わります。そういったことで、どこまでできるかわかりませんが、任命していただいたので、精いっぱいやっていきたいと思います。

なお、おわびを申し上げたいと思うのですが、私は4月25日にけがをしまして、5月16日に退院をしました。いつかは市立病院から出るときは、おまえもうだめだと言われたので、本当に向こうへ行ったときも、もうだめではないかということと言われたのですが、運よく本当に無事帰還できたと言ったらおかしいのですが、そういったことを考えたときに、本当に人のありがたみというのがよくわかりました。

そういった意味で、本当に町長さん以下役場の職員によくやっていただきまして、特に次長が毎週私のところに報告に来てくれました。そういったこともあって、先ほど大野議員さんからちょっと責められた感じもするのですが、夜の会議はということで遠慮して、私が説明しておくからと、こういう言葉をいただいて、気持ちよく受けさせていただきました。

本当に教育というのは非常に難しい面があります。いいときも悪いときもあります。いずれにしても、横瀬町の子供たちがやがて世界へ出て、きっと立派なことをやってくれるのではないかな、こんなふうにも思っております。

特にこれから考えていきたいのは、やはり幼児教育です。幼小中の一貫、それから子育て、あるいはブックスタート。特に小学校においては教科専門制、音楽はやっているのですが、算数とか理科というのはやっぱり得意な先生が持つてやるほうが力がつくのではないかなと。小中一緒にはできませんから、そういったところで力を入れていきたい。音楽があったり、英語の授業を中学から行ったり、小学校から行きたいと、こういう連携をぜひとって、できるだけいい学校にしていきたいと思っています。

私の一番の望みは、やはり学力保障と生活保障、つまり中学校を3年で卒業したときには、一社会人として働ける人間をつくらしていきたいなと。かつて私が昭和38年に横瀬中学校へ来たときには、大方の生徒はかなり就職していました。就職のクラス、進学クラスに分けられた子供たちはかわいそうではなかったかなと思うのですが、この子は秩父高校へ行ったほうがいいのではないかと、熊高へ行ったほうがいいのではないかとというようなこととお話ししましたが、いや、いろいろあって熊高へ行きません、就職しますという、こういうことを考えたときに、あの子たちが行っていたらどうだったかなと。今は、逆にもう誰でも入れると。今度は、大学も誰でも行けるといって、こういう世の中になってしまった以上、余計小中の社会に出る人間を、いろんなことありますけれども、まともな人間をぜひ出していきたいなと、

こんなふうに思っています。皆さんに恩に報いることができるかわかりませんが、精いっぱいやっ
ていきたいと思えます。どうぞよろしくお願ひします。

○**関根 修議長** あいさつ、どうもありがとうございます。



◎陳情第8号の上程、説明、委員会付託

○**関根 修議長** 日程第15、陳情第8号 所得税法第56条の廃止を求むる陳情書を議題といたします。

陳情書につきましては、事務局長に朗読させます。

○**町田 勉事務局長** それでは、朗読させていただきます。

所得税法第56条の廃止を求むる陳情書

1 件名

所得税法第56条の廃止を求むる陳情

2 陳情の趣旨

所得税法第56条は「配偶者とその親族が事業に従事したとき、対価の支払いは必要経費にしない」と定めています。どんなに働いても家族従業者には、自家労賃（私のはたらき分）が社会的に認められず、タダ働きを強いられています。

埼玉県が「商工業等に携わる女性に関する実態調査」（2003年）でも「家業で働いた報酬」については家業ということで受け取っていないと28%が回答しています。

事業主の所得から控除される働き分は、配偶者の場合は86万円、家族の場合は50万円で、家族従業者はこのわずかな控除が所得としてみなされるため、社会的にも経済的にも全く自立できない状況となっています。一人の人間として働き分が給料として認められないことによって、交通事故の休業補償では専業主婦5,700円の半分以下で2,356円と大きな不利益があり、また事業を継がせられないなど後継者不足に拍車をかけています。

ドイツ、フランス、アメリカなど、世界の主要国では「自家労賃を必要経費」としており、日本だけが世界の進歩から取り残されています。憲法は一人ひとりの人格、人権を認めています。家族従業者の労働を、個人の働き分として正当に評価すべきです。所得税法第56条は、憲法、女性差別撤廃条約、男女共同参画社会基本法に違反する時代遅れの法律です。また、同じ労働に対して、青色と白色で差をつける制度自体が矛盾しています。この間全国376議会（2014年4月現在）が意見書採択をし、自由法曹団や各税理士会でも意見書を提出しており、国会でも検討する課題となっています。

家族従業者が一人の人間として人格、人権が尊重され、「法の下での平等」のために、所得税法第56条の廃止を求めます。

3 陳情項目

「所得税法第56条」は廃止するよう国や政府関係機関に意見書を上げること

上記のとおり陳情いたします。

平成26年8月25日

横瀬町議会議長 関根 修殿

住所 埼玉県秩父市上宮地町28-10

氏名 秩父民主商工会

会長 小林 昇

以上でございます。

○関根 修議長 事務局長の朗読を終わります。

ここでお諮りいたします。この陳情第8号の取り扱いについて、ご意見を賜りたいと思います。

11番、若林新一郎議員。

○11番 若林新一郎議員 慣例に倣いまして、委員会に付託して、まず審議していただくのがよろしいかと思ひます。

○関根 修議長 他にございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○関根 修議長 ここでお諮りいたします。

ただいまご発言がありましたように、この陳情第8号 所得税法第56条の廃止を求める陳情書につきましては、これを所管の総務文教厚生常任委員会に付託し、閉会中の継続審査とすることにしたいと思ひますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○関根 修議長 異議なしと認めます。

よって、陳情第8号は所管の総務文教厚生常任委員会に付託し、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時47分

再開 午後 3時48分

○関根 修議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇

◎日程の追加

○関根 修議長 ここで、お諮りいたします。

ただいま2番、新井鼓次郎議員から、発議第2号 「手話言語法」制定を求める意見書が提出されました。これを日程に追加し、追加日程1として、直ちに議題としたいと思ひますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○関根 修議長 異議なしと認めます。

よって、発議第2号「手話言語法」制定を求める意見書についてを日程に追加し、追加日程第1として、直ちに議題とすることに決定いたしました。



◎発議第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○**関根 修議長** 追加日程第1、発議第2号「手話言語法」制定を求める意見書を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

2番、新井鼓次郎議員。

〔2番 新井鼓次郎議員登壇〕

○**2番 新井鼓次郎議員** 議長よりご指名を受けましたので、上程されました発議第2号「手話言語法」制定を求める意見書について、提出者として発言をいたします。

本件は、去る8月19日に一般社団法人埼玉県聴覚障害者協会理事の速水千穂氏が川越市にある手話の会ふたばと手話通訳者のサポートを受け、議会事務局に持参されたものであります。当日は、議長所用のため、私と事務局長で対応いたしました。

詳細な経緯、理由等は、既にお配りしてある資料にあるとおりであります。

提出者の提案理由の説明として、提出意見書を朗読し、内容の説明にかえさせていただきます。

「手話言語法」制定を求める意見書

手話とは、日本語を音声ではなく手や指、体などの動きや顔の表情を使う独自の語彙や文法体系をもつ言語である。手話を使うろう者にとって、聞こえる人たちの音声言語と同様に、大切な情報獲得とコミュニケーションの手段として大切に守られてきた。

しかしながら、ろう学校では手話は禁止され、社会では手話を使うことで差別されてきた長い歴史があった。

2006年（平成18年）12月に採択された国連の障害者権利条約には、「手話は言語」であることが明記されている。

障害者権利条約の批准に向けて日本政府は国内法の整備を進め、2011年（平成23年）8月に成立した「改正障害者基本法」では「全ての障害者は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保される」と定められた。

また、同法第22条では国・地方公共団体に対して情報保障施策を義務づけており、手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、きこえない子どもが手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話が使え、更には手話を言語として普及、研究することのできる環境整備に向けた法整備を国として実現することが必要であるとする。

よって横瀬町議会は、政府と国会が下記事項を講ずるよう強く求めるものである。

記

手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、きこえない子どもが手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話が使え、更には手話を言語として普及、研究することのできる環境整備を目的とした

「手話言語法（仮称）」を制定すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年9月10日提出

埼玉県横瀬町議会議長 関 根 修

提出先でございます。衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣でございます。

議員のご賛同をお願いいたしまして、説明とさせていただきます。

○**関根 修議長** 提出者の説明を終わります。

続きまして、賛成者の発言を求めます。

12番、若林清平議員。

〔12番 若林清平議員登壇〕

○**12番 若林清平議員** ただいま上程中の発議第2号 「手話言語法」制定を求める意見書の賛成者として一言申し上げ、議員各位のご賛同をいただき、この意見書が速やかに採択され、衆参両院議長を初め、内閣総理大臣、総務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣に提出されますようご協力をお願いいたします。

提出者の案文のとおりでございます。手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、耳の聞こえない子供が手話を身につけ、手話で学べ、手話が使え、手話を言語として普及、研究することのできる環境整備を目的とした、仮称ではありますが、手話言語法を制定することが強く求められています。国連で採択された障害者権利条約では、手話は言語であることが明記されているとのこと。日本国内では、改正障害者基本法の中で、全ての障害者は可能な限り手話を含む言語、その他の意思疎通のための手段について選択の機会が確保されると定められました。障害者が、その障害により日常生活を通し、健常者に比べはかり知れない負担を強いられていることは申し上げるまでもないと思います。このような中、一日も早く手話言語法の制定が望まれます。議員各位のご賛同を重ねてお願いいたしまして、賛成者としての発言を終わります。

○**関根 修議長** 賛成者の発言を終わります。

これより質疑に移ります。

質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○**関根 修議長** 質疑なしと認めます。

討論に移ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○**関根 修議長** 討論なしと認めます。

採決いたします。

追加日程第1、発議第2号 「手話言語法」制定を求める意見書については、これを原案のとおり決するとともに、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣へ提出することに賛成する方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○関根 修議長 起立総員です。

よって、発議第2号は原案のとおり可決決定し、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣へ提出することに決定いたしました。



◎閉会中の継続審査の申し出

○関根 修議長 ここで、お諮りいたします。

各常任委員長より地方自治法第109条第4項の規定に基づく所管事務調査を、また議会運営委員長より地方自治法第109条の2第4項に規定する調査を、会議規則第72条の規定により、それぞれ閉会中の継続審査としたい旨の申し出がありました。そのように取り計らいをしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○関根 修議長 異議なしと認めます。

よって、さように取り計らいをさせていただきます。

○関根 修議長 ここで、字句の整理についてお諮りいたします。

会議規則第44条の規定により、会議中の発言に際しまして、不適當あるいは不備な点がございましたら、議長において整理をさせていただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○関根 修議長 異議なしと認めます。

よって、そのように処理させていただきます。



◎閉会の宣告

○関根 修議長 以上で本定例会の会議に付された事件は全て議了いたしました。

これで会議を閉じます。

平成26年第4回横瀬町議会定例会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

閉会 午後 3時59分